

第3回浦安市障がい者福祉計画策定委員会 議事要旨

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和5年11月9日（木）14：00～15：10

2. 開催場所 東野パティオ2階 会議室3・4（オンラインと併用）

3. 出席団体名

和洋女子大学（委員長）、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも（副委員長）、千葉商科大学、浦安手をつなぐ親の会、浦安市視覚障害者の会トペーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安市肢体不自由児・者親の会「どっこらしょ」、いちょうの会、浦安市自閉症協会、社会福祉法人佑啓会、社会福祉法人千楽、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、社会福祉法人なゆた、NPO法人発達わんぱく会、株式会社舞浜コーポレーション、浦安市社会福祉協議会、千葉県弁護士会京葉支部、民生委員児童委員協議会、医療法人社団城東桐和会、介護給付費等の支給に関する審査会、千葉県市川健康福祉センター、千葉県立市川特別支援学校、福祉部長、こども発達センター

4. 議題

- (1) 浦安市障がい者福祉計画 第1編（素案）について
- (2) 浦安市障がい者福祉計画 第2編（素案）について

5. 資料

浦安市障がい者福祉計画（素案）

社会保障審議会障害者部会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に関する政省令事項について）

6. 議事

(1) 浦安市障がい者福祉計画 第1編（素案）について
事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

NPO法人発達わんぱく会：後半の具体的な内容に関しては網羅されていて非常に良いと思いました。ただ前半の部分で、特に子どもの件に関して、漏れている箇所が散見されましたので、子どもの件に関しても記入していただきたいと思います。具体的に4ヶ所あつたのですが、まず7ページの「市の取り組みと今後の課題」の9行目、「しかしながら、依然として・・」以降、子どものことや、子育てに関する言及が全く見られませんので、是非、言及していただきたいと思います。

2つ目は、11ページ「4 障がい者等の状況」のところで、障がい者等の所には、難病や発達障がいのある子どもも入っていると思いますが、特に発達障がいのある子どもに関するデータがどこにもないので、どのデータを使うかは難しいのは分かるのですが、発達障がいのある子どもの情報を入れていただきたいと思います。特に発達障がいのある子どもでサービスを利用している家庭に関しては、今回当事者アンケートの対象から外れていたので、是非、漏れなく入れてほしいと思います。

3点目と4点目は、32ページ「施策の方向3 保健・医療の充実」のところで、母子保健の発達障がいの早期発見・早期療育に関して何も記載がなく、全て成人の内容になっているので言及していただきたいのと、「施策の4 子どもへの支援の充実」のところで、子どものことはしっかりと書いてありますが、保護者の支援、家庭の支援に関して、少し言及していただきたいと思いました。

委員長：確かに浦安の課題としても、発達障がい児が増加しているのではないかという指摘があるのは事実なので、そこに関するアンケートなりデータなり、あれば是非入れてほしい部分ではあります。NPO法人発達わんぱく会にお伺いしたかったのは、例えば7ページの「しかしながら」の後の部分で、これは依然として重度の障がい、強度行動障がい、身体障がいなどのグループホームの整備が進んでいないという住まいの話が書いてあると思いますが、具体的に障がい児のことを書くとしたらどういう文言を入れてほしいのかというところをお聞きしたいです。

NPO法人発達わんぱく会：早期療育について0歳、1歳、2歳等の早い段階から必要なお子さんには支援が届くような、そこが浦安でも不十分だと思いますので、特に母子保健からのつなぎであったり、あるいは保育園からのつなぎであったり、そこの言及をいただきたいと思っています。

委員長：この箇所ではないかもしれません、早期療育についてしっかりと書き込んでほしいということですね。母子とのつながりの部分でということですから、かなり早い段階でというニュアンスであるという確認ができました。

発達障がいに関して言うと、浦安は全国的にも珍しい発達障がい者に特化したセンターがあり、これは「者」ではあるけれども、「児」も来てよいということになっています。そういった特徴は浦安市がきちんと取り組んでいる所だと思うので、その辺を絡めて発達障がいの子どもについても言及がなされても良いのではないかという趣旨だと受け止めました。ありがとうございました。

浦安手をつなぐ親の会：43 ページ「②虐待の未然防止・早期発見」について、障がい者権利擁護センターの記述があり、昨日定例会があったので会員に意見を聞いたのですが、障がい者権利擁護センターがあるというのは皆さんご存知でしたが、利用したことがないという人がほとんどだったので、利用状況について情報があれば教えていただきたいです。

事務局：今、手元にデータはないので、後日メール等で利用状況がわかる資料を送付させていただくという形でもよろしいでしょうか。

浦安手をつなぐ親の会：承知しました。お手数ですがよろしくお願ひ致します。

千葉県弁護士会京葉支部：108 ページの事業名に「自転車走行指導帯の整備」とあり、その内容として、「自転車利用者が安全で快適に通行できるよう」となっていますが、その前のページでは「安全で快適な歩行空間を確保するため」となっていて、自転車利用者側と歩行者側との書き方になっていてズレが生じています。全体的な趣旨からすると、歩行者側の安全の書き方の方が適当だと思いました。

事務局：検討させていただきます。

委員長：私から現状確認をしたい所があって、浦安市の医療的ケア児支援コーディネーターの配置について、今後進めていくのですか。それとも今配置されているのですか。

事務局：現在未配置で、令和8年度までに配置したいと考えています。

委員長：研修を受けた方はいるのですか。

事務局：千葉県のぱらりすで実施している研修を受けている方は何名かおられます。

委員長：今後どこに配置するかは、まだ決まっていないのですか。

事務局：まだ決まっていません。

委員長：拠点のコーディネーターについてはどうですか。

事務局：拠点のコーディネーターについても未配置で、国の基本指針で令和8年度末までに配置するように記載されているので、浦安市においても令和8年度末までに配置したいと考えています。

委員長：まだ猶予はあるという事ですが、コーディネーター関係が未配置ということですね。分かりました。

浦安市肢体不自由児・者親の会「どっこらしょ」：62ページの「今後においても、障がいのある人が自ら望む生活を送ることができるよう、グループホームを計画的に整備するとともに、重度障がいのある人など、障がい特性に応じたグループホームの整備を促進します。」となっていますが、今時点で整備されているのは何か、今後どういった事を計画しているのか、教えていただけないでしょうか。

事務局：今、市内に出来ているのは通過型のグループホームで、17名定員となっており、15名の方が利用されています。ただし、ここは通過型ですので、その先に終の棲家となるグループホームを整備しなければいけないと考えていますが、その整備がなかなか進まない状況です。

（2）浦安市障がい者福祉計画 第2編（素案）について
事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

こども発達センター：見込み量の手法について、全人口に合わせていくという事でしたが、12ページの身体障害者手帳の年齢別を見ると、65歳以上の人気がかなりウェイトを占めているので、これだけを見ると大丈夫と思うのですが、給付に関しては65歳以上の方は介護保険があるので、全人口の増減に合わせて見込んでも大丈夫という認識でありますか。

事務局：65歳以上で手帳を取得される方は非常に多いですし、その方は基本的に介護保険を利用されることを前提にしているので、65歳以上の人口が急激に増えたとしても、障がい者施策には大きな影響はないということを想定して、この数値を見込んでいます。

委員長：改めて見てみると、身体・知的は伸びていない半面、精神が伸びていると感じます。今お話をあったように、数的には身体が多いということですが、そこはあまり伸びていないし、65歳以上が多いということから、財源は介護保険という色んな見込みの中での数値の弾き方をしていることを承りました。

事務局：18歳以下の人口につきましては、減少していく方向にあります。しかしながらサービスの利用数は減っていないので、本来であれば18歳以下の人口を基にということになりますが、次期計画においては総人口を基に推計していて、緩やかな上昇という形になっています。しかし、サービスの利用数は総人口以上の伸び率になっているため、再度見直しの方向で検討しています。

委員長：人口の増減でやるというのは、今回が初めてですか。

事務局：今回初めてではなく、現在の計画も人口を基に行っています。今回、サービスの増減率で見ようかと思ったのですが、コロナの時期でサービス利用が減ってしまって、この3年は平均が使えないこともあり、現在の計画と同じ見込みの推計方法とさせていただきました。

社会福祉協議会：35ページの相互理解の推進の一番下のところ、アンケート調査の結果で過去3年間に差別等の経験が「ある」と回答した人が16.6%、その中で差別されていると感じるときは「公共施設や交通機関を利用するとき」と回答した人が45.3%となっていますが、実人数で言うと何件、件数が上がってきて、実際の内容を把握されているのか、権利擁護センターにつながっているのか、教えてください。

事務局：市民アンケート調査については、浦安市内にお住まいで、障がい者手帳もしくは難病を患っている方2,000名の方にアンケート調査を送付し、6割の方、1,200名から回答がありました。そのうちの16.6%なので200名程度が実人数になると思います。その方々が権利擁護センターにつながっているかどうかまでは、把握できていません。

事務局：権利擁護センターにつながっている正確な数は分かりませんが、実際の相談は2桁で、しかも公共施設や交通機関ということに限定すると、更に少なくなると思います。詳細が分かればお送りさせていただきます。

委員長：アンケートで差別と感じた事がありますかという時の回答だと、ハードルは低めになると思うので、実際に権利擁護センターに相談するとなるとハードルが上がる所以、当然アンケートの数字が多くなるのは想像できますが、そのうちの何%が実際にセンターにつながっていると考えると、アンケートに意味があると改めて思いました。

浦安手をつなぐ親の会：123ページに福祉施設から一般就労への移行という項目があり、国の指針で令和3年度に比べて1.28倍以上にするという記述がありますが、法定雇用率が来年度から引き上げられますが、この数字は法定雇用率が引き上げられることを踏まえた上で計算されているのかどうか教えてください。

事務局：国の指針で1.28倍となっており、それに則して浦安市でも設定していますので、国の方でも令和6年度から法定雇用率が上がると想定された上での基本指針になっていると認識しています。

浦安手をつなぐ親の会：現計画では、何倍になっているのでしょうか。

事務局：現計画では1.27倍となっており、0.01倍上がっています。

浦安手をつなぐ親の会：0.01が法定雇用率を反映していると考えればいいのですね。分かりました。

委員長：この数字が法定雇用率とリンクしているというよりは、多分国の考え方には、これまでのトレンドの伸びに応じた数字になっていると思います。ただこれまでの数字の伸びが、法定雇用率が上がってきた歴史の中での、トレンドの数字となっているので、裏を返せば同じことが想定されているのではないかと想像しました。いずれにしても伸びているという事なので、これを達成するように市としてもやっていくということなので、よろしいでしょうか。他にありますか。それでは本日の議題は以上になります。

7. 閉会

令和5年11月9日（木）

午後2時～午後3時

東野パティオ2階 会議室3・4

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（令和5年度第3回）次第

1 開会

2 議題

（1）浦安市障がい者福祉計画 第1編（素案）について

（2）浦安市障がい者福祉計画 第2編（素案）について

3 閉会

浦安市障がい者福祉計画（素案）

（令和 6 年度～令和 8 年度）

令和 6 年 3 月

浦 安 市

■ 目次

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	3
2 国の動向	4
3 市の取り組みと今後の課題	6
4 障がい者等の状況	11
5 計画の法的根拠	15
6 計画の位置づけ	18
7 計画の期間	19
8 計画の対象者	20
9 計画策定の体制	21
10 計画の進行管理	23
11 計画の推進体制	24
12 前期計画の評価	25

第1編 障がい者計画

第1章 計画の理念と施策の方向性	29
1 計画の基本理念	29
2 基本的視点	30
3 施策の方向性	31
4 施策の体系	34
第2章 施策の展開	35
施策の方向1 理解と交流の促進	35
基本施策（1）相互理解の推進	35
基本施策（2）担い手となる市民による支援活動の推進	38
基本施策（3）交流機会の推進	40
基本施策（4）差別の解消・権利擁護等の推進	42
基本施策（5）情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実	46
施策の方向2 地域生活支援の充実	49
基本施策（1）地域の相談支援体制の充実	49
基本施策（2）在宅福祉サービスの充実	53
基本施策（3）福祉用具利用支援の充実	57
基本施策（4）日中活動の場の充実	59
基本施策（5）地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	62
基本施策（6）福祉人材の確保・育成支援	69
施策の方向3 保健・医療の充実	72
基本施策（1）障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見	72
基本施策（2）医療・保健・福祉の充実と連携強化	75
施策の方向4 子どもへの支援の充実	80
基本施策（1）就学前療育・教育の充実	80
基本施策（2）就学後療育・教育の充実	84
基本施策（3）就学・進学支援の充実	90

基本施策（4）ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実	92
施策の方向5 雇用・就労支援の推進	95
基本施策（1）就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進	95
基本施策（2）福祉的就労の促進	98
施策の方向6 生活環境の整備	100
基本施策（1）安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化	100
基本施策（2）安全・安心に暮らすことができる防犯体制の強化	104
基本施策（3）歩行空間・公共施設等のバリアフリーの推進	106
施策の方向7 自立と社会参加の促進	109
基本施策（1）こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進	109
基本施策（2）自主的活動の促進	112

第2編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 成果目標及び活動指標	117
(項目1) 施設入所者の地域生活への移行	117
(項目2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	119
(項目3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	121
(項目4) 福祉施設から一般就労への移行	123
(項目5) 障がい児支援の提供体制の整備等	125
(項目6) 相談支援体制の充実・強化等	127
(項目7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	129
2 障害福祉サービス等の見込み量と確保策	131
1 訪問系サービス	131
2 日中活動系サービス	133
3 居住系サービス	136
4 相談支援	138
5 障がい児支援	139
6 地域生活支援事業	141
7 地域生活支援促進事業	145

資料編

1 浦安市障がい者福祉計画策定経過	150
2 浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱	151
3 浦安市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿（敬称略）	153
4 その他委員会等	154
5 用語説明	157

計画の基本的事項

「障がい」の表記について

日本語の「障害」、特に「害」という文字は、否定的な意味合いが強いため、「障がい」という言葉を用いてはどうかというご意見が多数ありました。これを受け市では、従来、「障害」と表記していたものについて、公文書、広報等において可能なものから、法律名、団体名等固有の名称を除き、次のように平成19年（2007年）7月2日より表記することとしました。

- (1) 従来、「障害者」と表記してきた、人を表す言葉としては、「障がいのある人」「障がいのある方」と表記するものとします。
- (2) 「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記とします。
(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

1 計画策定の趣旨

我が国では、障害者基本法に規定されるように、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、基本的な方向を定めています。

近年では、平成 27 年（2015 年）1 月に、難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、公平で安定的な医療費の助成制度が確立し、対象となる難病の範囲が拡大されました。また平成 28 年（2016 年）には、発達障害者支援法が改正され、乳幼児から成人期に至る発達障がいのある人への切れ目のない支援の重要性が示されるなど、多様なニーズに応じた相談支援体制や福祉サービス等の充実が求められているところです。

市では、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、平成 28 年（2016 年）4 月に「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（以下「障がい者差別解消推進条例」という。）」を制定し、平成 30 年（2018 年）6 月には、聴覚障がいのある人等への理解を推進するため、「浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例（以下「手話言語等条例」という。）」を制定したところです。

現在では、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）を計画期間とする浦安市障がい者福祉計画をもとに、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進しており、今後は、一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく地域共生社会を実現するなど、これまでの取り組みを継続しながら、新たな課題を解決するための取り組みも進める必要があります。

市では、令和元年（2019 年）に、浦安市総合計画（基本構想・基本計画）を策定し、その中で、将来都市像を「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」と定めたところです。この将来都市像を実現し、障がいのある人もない人も共に支えあい、すべての市民が幸せに暮らすことができるよう、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための分野別計画として、浦安市障がい者福祉計画（計画期間：令和 6 年度～令和 8 年度）を策定します。

2 国の動向

	障害者総合支援法関係	その他障がい者関連施策の動き
平成 21 年 (2009 年)	(3月)「障害者自立支援法等改正法案」国会提出(→7月衆議院解散に伴い廃案) (9月)連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針	(4月)「障害者雇用促進法改正法」施行 (一部、段階施行有)
平成 22 年 (2010 年)	(1月)厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意 (4月)低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化 (12月)「障害者自立支援法等改正法」(議員立法)が成立(平成 24 年 4 月に完全施行)	
平成 23 年 (2011 年)	(8月)「障害者総合支援法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ	(8月)「障害者基本法改正法」施行
平成 24 年 (2012 年)	(6月)「障害者総合支援法」成立 (平成 25 年 4 月(一部、平成 26 年 4 月)施行)	(10月)「障害者虐待防止法」施行
平成 25 年 (2013 年)	(4月)「障害者総合支援法」施行 (基本理念の追加、障害者の範囲の見直し等)	(4月)「障害者優先調達推進法」施行
平成 26 年 (2014 年)	(4月)障害支援区分、ケアホームとグループホームの一元化	(1月)「障害者権利条約」を批准 (4月)「精神保健福祉法改正法」施行 (一部平成 28 年 4 月施行)
平成 27 年 (2015 年)	(1月)障害福祉サービス等の対象者となる対象難病の拡大(151 疾病) (7月)障害福祉サービス等の対象者となる対象難病の拡大(332 疾病)	
平成 28 年 (2016 年)	(5月)「障害者総合支援法等改正法」が成立(平成 30 年 4 月施行)	(4月)「障害者差別解消法」施行 (4月)「障害者雇用促進法改正法」施行 (一部平成 30 年 4 月施行)
平成 30 年 (2018 年)		(6月)「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 (12月)「ユニバーサル社会実現推進法」施行
令和元年 (2019 年)		(6月)「読書バリアフリー法」施行
令和 2 年 (2020 年)		(5月)「バリアフリー法改正法」の成立 (令和 3 年 4 月施行) (6月)「電話リレーサービス法」施行 (6月)地域共生社会の実現のための「社会福祉法」等の一部改正 (令和 3 年 4 月施行)
令和 3 年 (2021 年)		(5月)「障害者差別解消法改正法」が成立 (令和 6 年 4 月施行) (9月)「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
令和 4 年 (2022 年)	(12月)「障害者総合支援法等改正法」が成立(令和 6 年 4 月施行)	(5月)「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 (6月)「児童福祉法等改正法」が成立 (令和 6 年 4 月施行)

◎障害福祉計画に係る基本指針の主な内容

「円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について」厚生労働省通知

(令和5年(2023年)5月19日)より

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
 - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
 - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内により細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化
 - ・計画期間の柔軟化

3 市の取り組みと今後の課題

市では、市民の福祉ニーズの増加と多様化に対応するため、昭和 63 年（1988 年）4 月に簡易マザーズホーム及びこども療育センター、児童センター、母子福祉センター、地域福祉センター、社会福祉協議会の機能を有する総合福祉センターを整備し、総合福祉ゾーンに位置づけられているシビックセンター東野地区の中心となる福祉施設として機能を果たしてきました。

このシビックセンター東野地区においては、総合福祉センターを中心に、平成 15 年（2003 年）には知的障がいのある人等の通所施設として障がい者福祉センターを、平成 20 年（2008 年）4 月には精神障がいのある人を支援する通所施設としてソーシャルサポートセンターを、同年 7 月には身体障がい者福祉センターの整備を計画的に進め、市民の福祉ニーズに応じたサービスの充実に努めてきました。

このような中で、障がい児・者の重度化・高齢化等を見据えた地域における居住支援のあり方の検討が求められ、また、施設入所から地域生活への移行の推進などの課題を解決するため、平成 26 年（2014 年）に「シビックセンター東野地区整備構想に関する再検討業務報告書」を策定しました。その中で、総合福祉センター内にある身体障がい者福祉センター及び地域福祉センターに加えて、ソーシャルサポートセンター、地域生活支援拠点の機能を有するグループホーム及び短期入所、子育て支援事業所などの機能を、新たな東野地区複合福祉施設（以下「東野パティオ」という。）に整備する方針を示しました。

平成 29 年（2017 年）には、旧学校給食センター第 2 調理場や福祉団体等の活動の場であった旧第 1 福祉作業所（ゆうあい）の解体工事を行い、令和 2 年（2020 年）11 月に、その跡地に、東野パティオを整備したところです。

この東野パティオは、通所施設を集約した通所棟と、住まいの機能を集約した居住棟の 2 棟からなり、通所棟では、身体障がい者福祉センターやソーシャルサポートセンターに加えて、新たに生活介護や就労継続支援 B 型、発達障がいのある人を支援する地域活動支援センター I 型を整備し、きめ細やかなサービスが提供できる体制整備を図りました。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、新たに地域生活支援拠点の機能を有するグループホームや短期入所、放課後等デイサービスを整備したところです。

さらに、令和4年度より、重度障がいのある人の社会参加と就業機会の拡大を目的として、通勤や職場内においての身体介護等の支援に要する費用を支給しています。

そして、令和5年より、重度障がいのある人の住まいの場を確保するため、グループを整備する事業者に対し、整備に係る費用の一部を補助するなどして、計画的にグループホームの整備促進を図っています。

しかしながら、依然として重度の障がいや強度行動障がい、身体障がいなど、障がい特性に応じたグループホームの整備が進んでいないことは課題となっています。

障がいのある人が住み慣れた地域で、希望する住まい方ができるよう、民間の空き家・空き室を活用した住宅セーフティネットの構築や、障がい特性に応じたグループホームを計画的に整備するとともに、地域生活支援拠点の機能強化を図りながら、障がいのある人の地域移行を推進する必要があります。

また、地域生活支援拠点の機能強化を図るためにには、事業者や地域住民の障がいに対する理解が欠かせません。そのため、障がい者差別解消推進条例や手話言語条例などの普及・啓発を図るなどして、障がいの理解を深めるための取り組みを効果的かつ継続的に行う必要があります。

さらに、福祉人材の育成を図りながら、地域における相談支援体制を強化するとともに、住民同士の交流機会の確保や、関係機関との連携などにより、重層的な相談支援体制の整備に取り組む必要があります。

今後においても、引き続き、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要があります。

図 本市の主な課題

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるために・・・

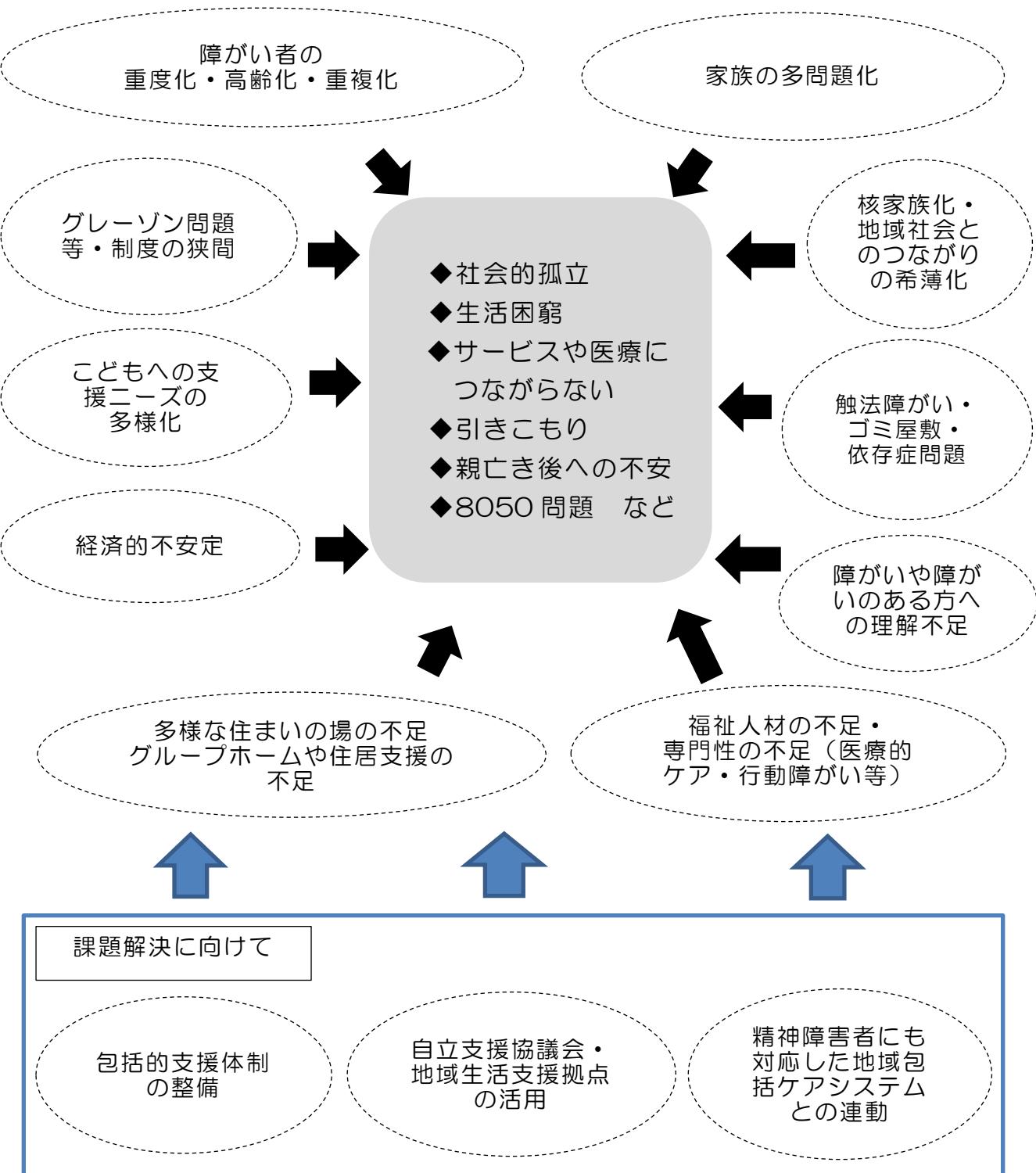
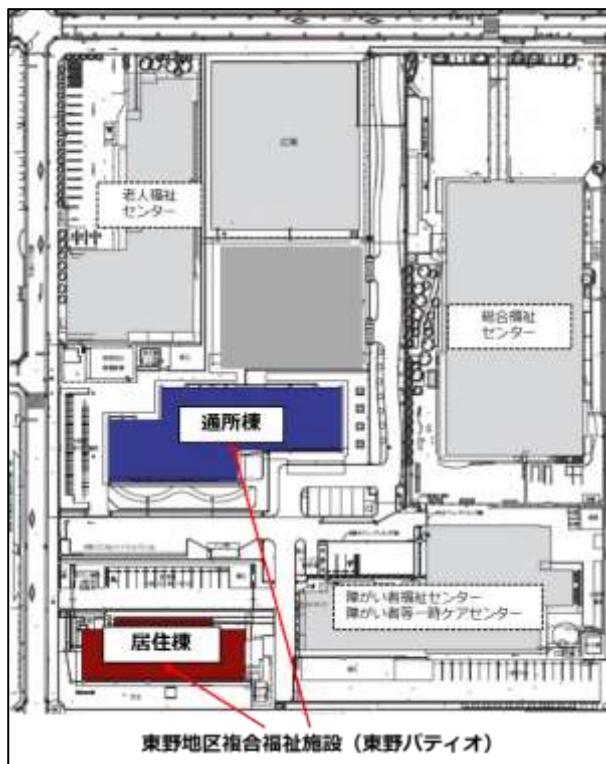


図 東野パティオの各機能

障がいのある人が利用する事業所、子育て短期支援事業所、障がい者団体や地域住民団体等が利用できる地域福祉センターなど、複数の福祉的機能を集約した複合福祉施設として令和2年11月1日に全館開館しました。

1. 名 称 浦安市東野地区複合福祉施設（愛称：東野パティオ）
2. 所在地 浦安市東野1-9-3（通所棟）
浦安市東野1-8-3（居住棟）
3. 施 設 敷地面積 17,075.34 m²
建築面積 2,372.59 m²
(通所棟 1,610.35 m² / 居住棟 762.24 m²)
延床面積 5,970.21 m²
(通所棟 3,968.93 m² / 居住棟 2,001.28 m²)
鉄筋コンクリート造 地上4階建て（通所棟）
地上3階建て（居住棟）
4. 着 工 平成31年1月7日
5. 竣 工 令和2年9月30日



棟	階	事業所名	主な機能
通所棟	4	ソーシャルサポートセンター	精神障がいのある方を対象に日中活動の場（地域活動支援センター）を提供
	3	発達障がい者等地域活動支援センター（Mitte）	発達障がいのある方を対象に日中活動の場（地域活動支援センター）を提供
	2	ふる里学舎浦安ディセンター	障がいのある方に生活介護、就労継続支援B型、日中一時支援を提供
	1	身体障がい者福祉センター	身体障がいのある方に日中活動の場（地域活動支援センター）を提供
	1～4	地域福祉センター	福祉団体や地域住民団体等に活動場所を提供（会議室1～10、調理実習室、多目的室）

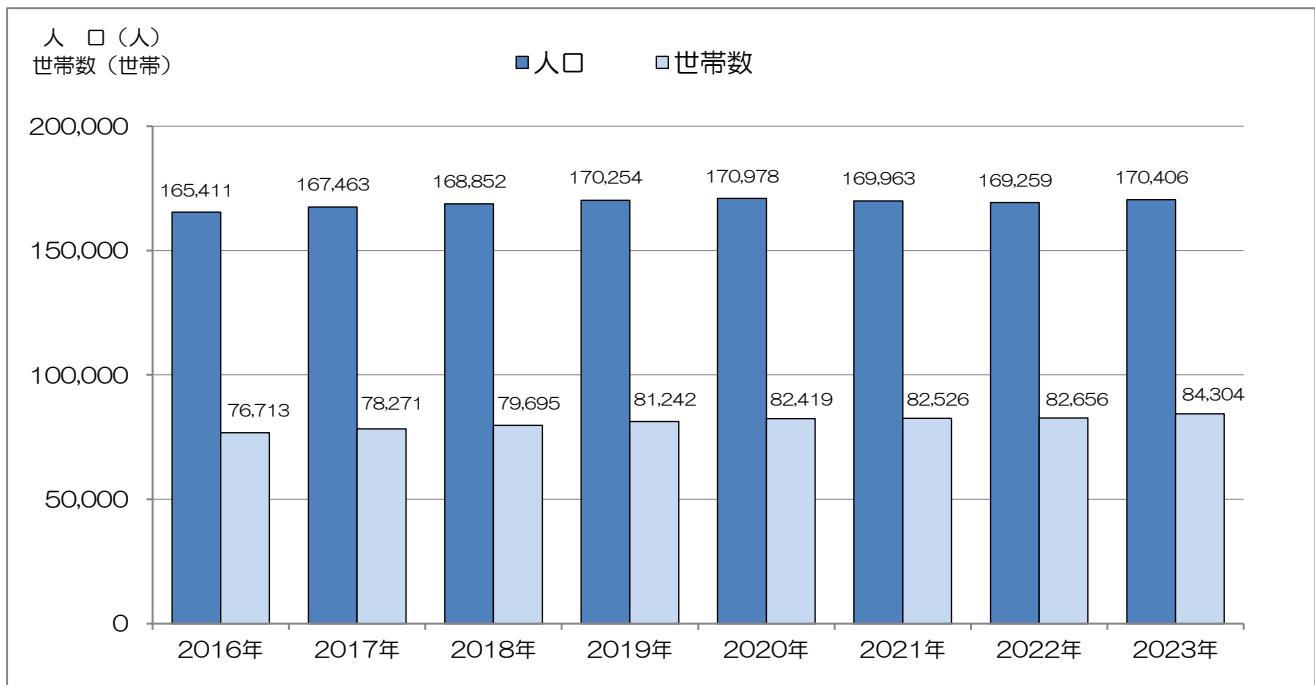
棟	階	事業所名	主な機能
居住棟	1～3	ふる里学舎浦安	障がいのある方にグループホーム、短期入所を提供
	1	ふる里学舎浦安プレイスクール	障がいのある児童に放課後等デイサービスを提供
	1	子育て短期支援事業所	児童に短期入所生活援護事業（ショートステイ）、休日養護事業、夜間養護事業（トワイライトステイ）を提供

＜東野パティオ（全景）＞

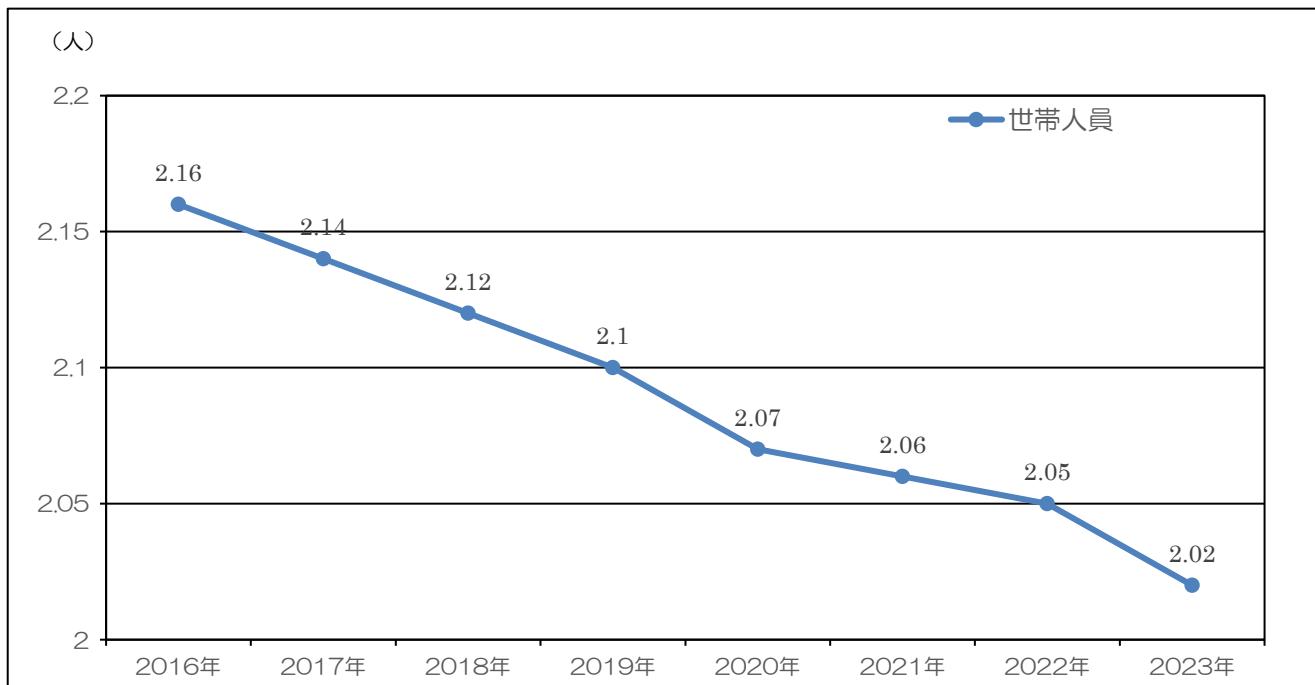


4 障がい者等の状況

(1) 総人口の推移

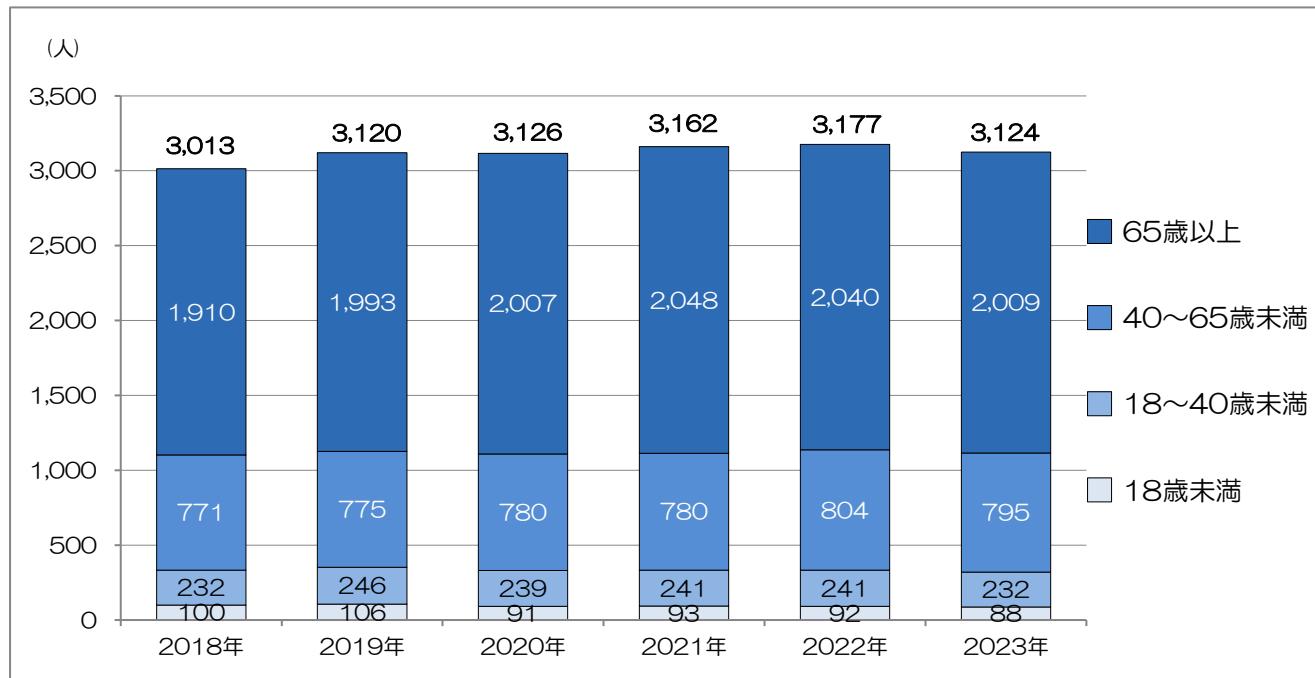


(2) 世帯人員の推移



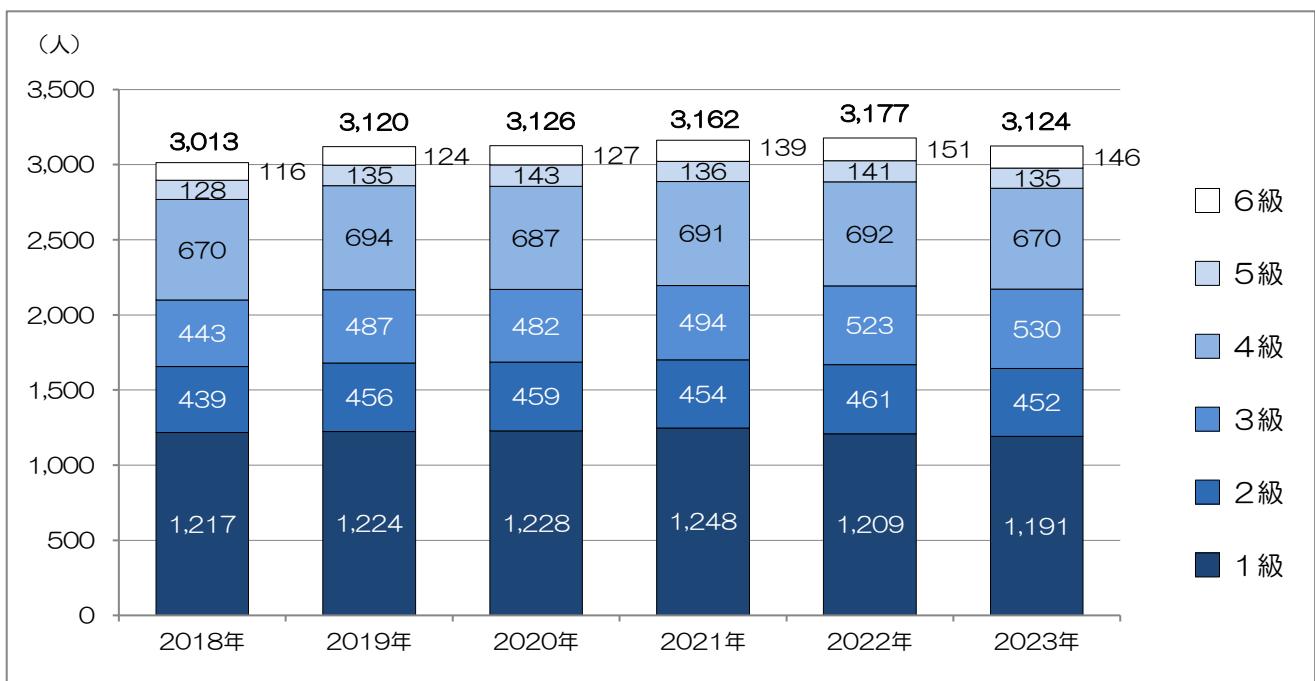
(3) 障がい者手帳所持者の推移

① 身体障害者手帳（年齢別）所持者の推移



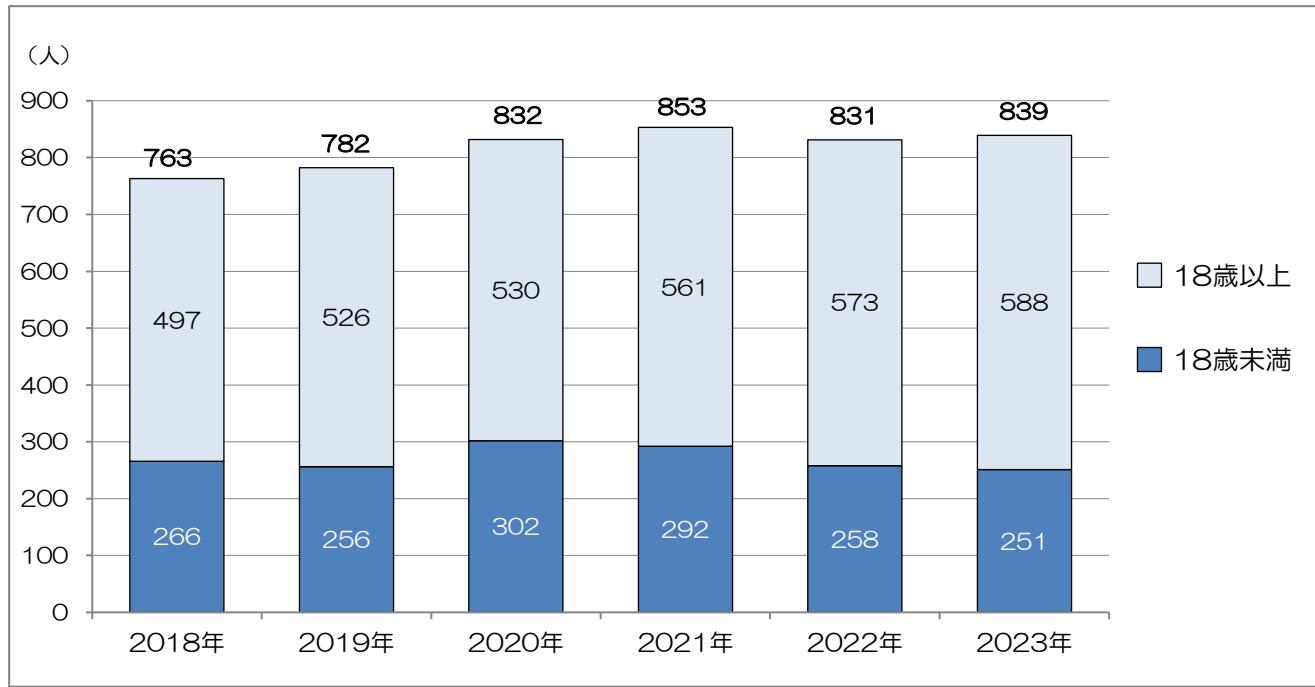
(各年3月31日現在)

② 身体障害者手帳（等級別）所持者の推移



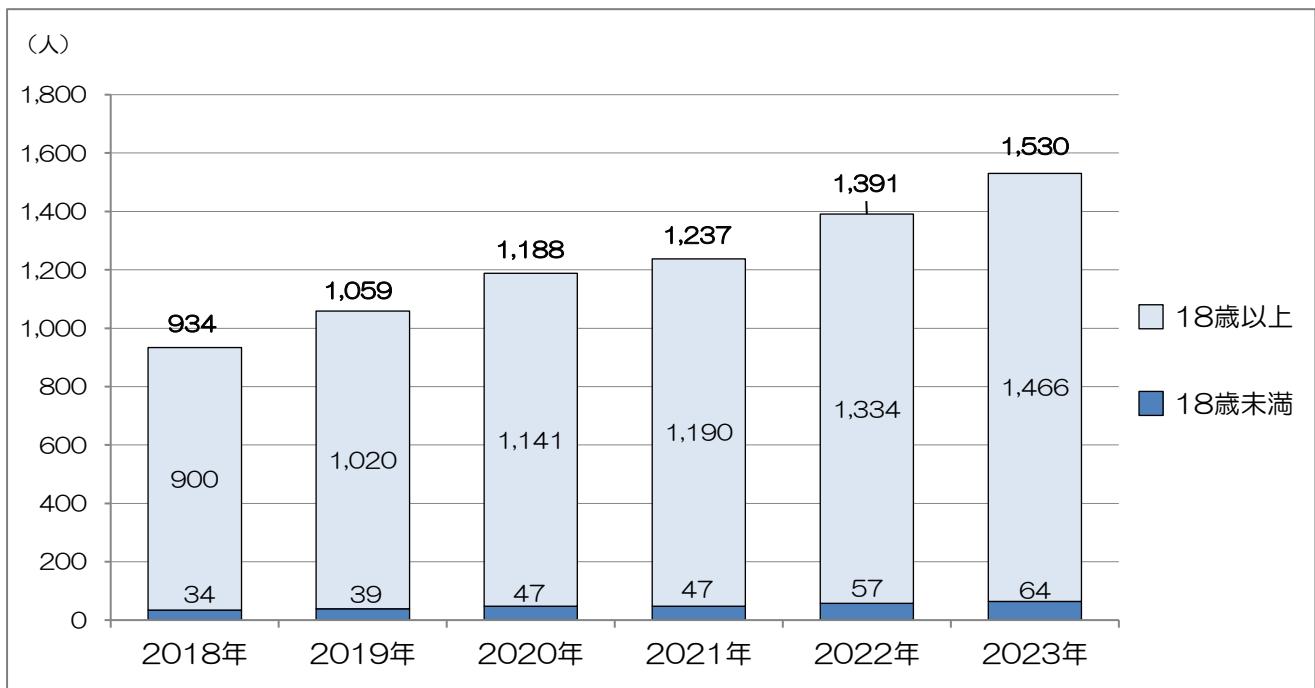
(各年3月31日現在)

③療育手帳（年齢別）所持者数



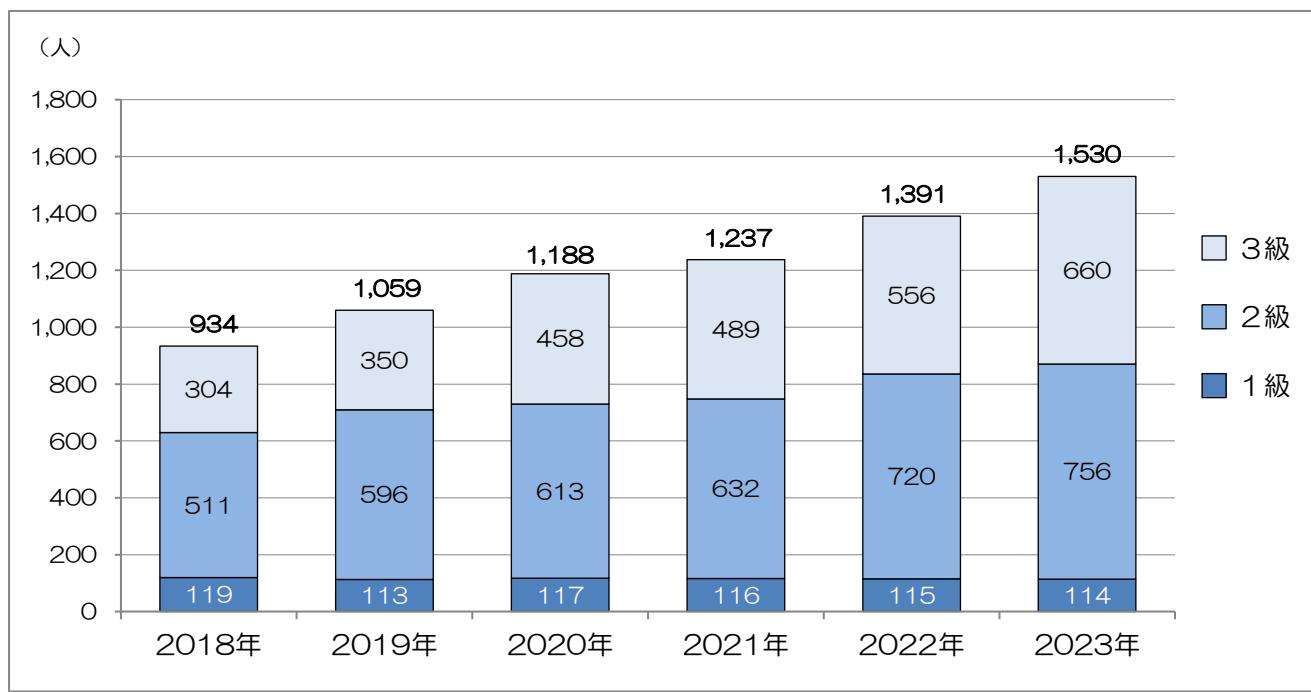
(各年3月31日現在)

④精神障害者保健福祉手帳（年齢別）所持者数



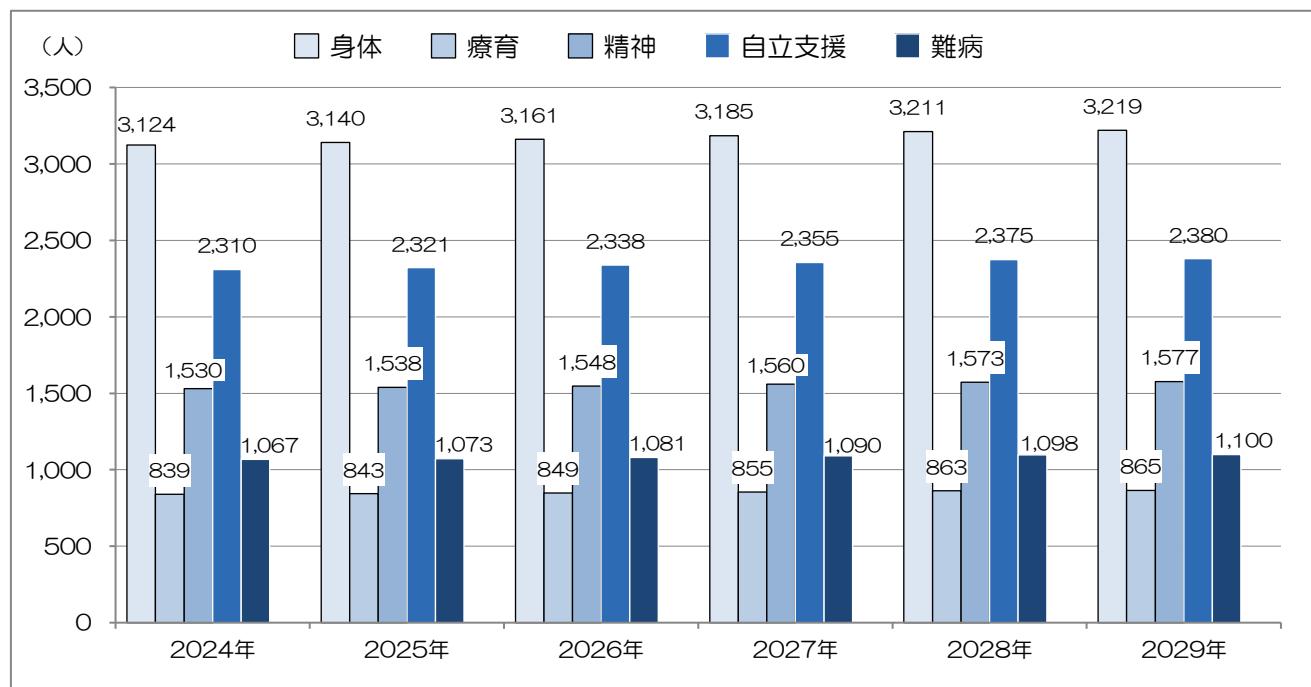
(各年3月31日現在)

⑤精神障害者保健福祉手帳（等級別）所持者の推移



(各年3月31日現在)

(4) 障がい者手帳所持者等の推計



(各年3月31日現在)

5 計画の法的根拠

本計画は第1編と第2編で構成し、第1編では、障害者基本法第11条第3項の規定により策定する「市町村障害者計画」を、第2編では、障害者総合支援法第88条の規定により策定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

障害者基本法

第11条

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更をしようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聞くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の期間を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聽かなければならぬ。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聽かなければならぬ。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

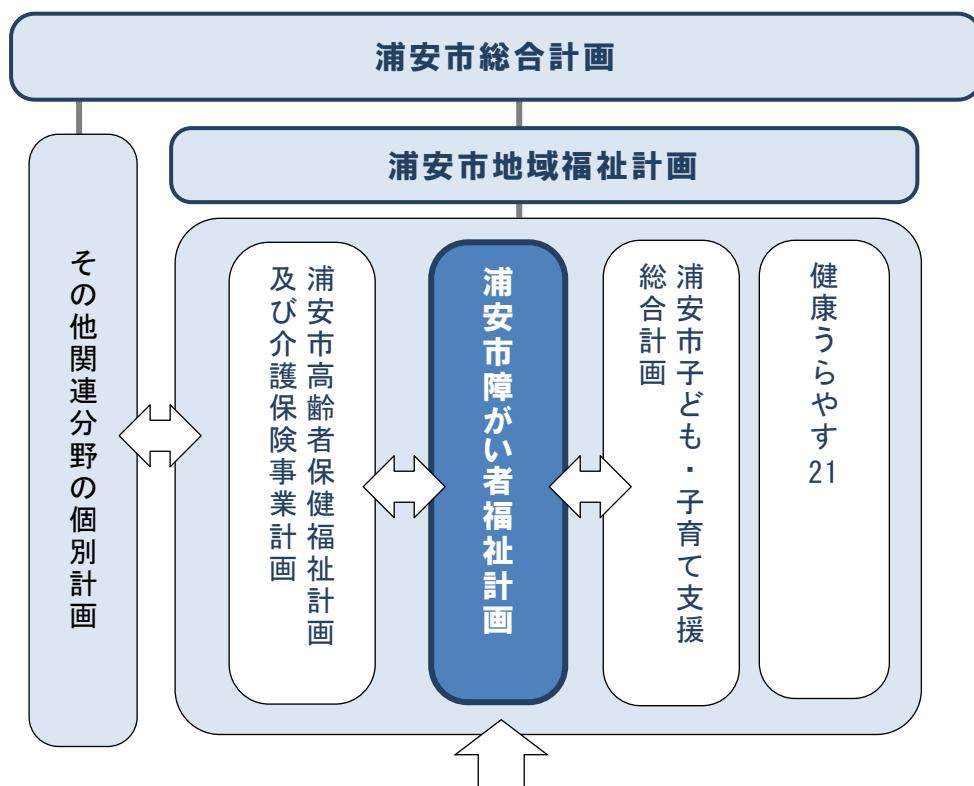
児童福祉法

- 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）定めるものとする。
- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 市町村障害児福祉においては、前項各号に抱えるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ④ 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- ⑤ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- ⑥ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- ⑦ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- ⑧ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ⑨ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更をしようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聞くよう努めなければならない。

- ⑩ 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の期間を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- ⑪ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- ⑫ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

6 計画の位置づけ

本計画は、総合計画（基本構想・基本計画）に位置づけられている将来都市像である「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を実現させるため、分野別計画として策定するもので、他の分野別計画との整合性を図りながら、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものとしています。



国、県の関連計画、制度等

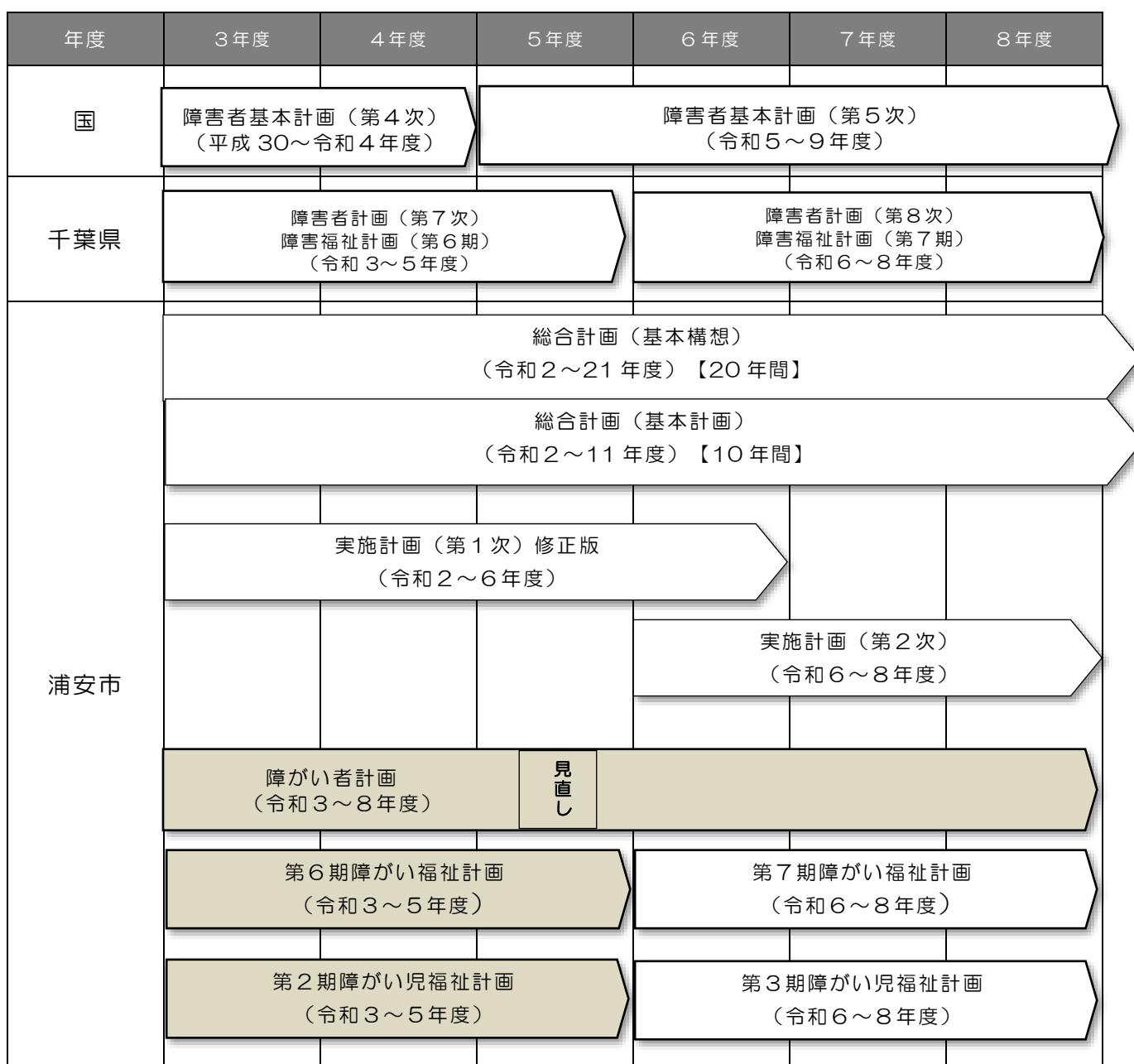
●障がい者に関する計画の内容等

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
計画の性格	障がい者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画	サービス提供等の具体的な実施計画	
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
計画の内容	生活環境、情報、防災、差別の解消、保健・医療、福祉・生活支援、雇用・就業、教育、文化・スポーツ活動など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの	<ul style="list-style-type: none">● 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項● 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み● 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等	<ul style="list-style-type: none">● 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項● 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等

7 計画の期間

本計画は、将来を見据えながら、障がい者施策の方向づけを行う計画です。第1編の市町村障害者計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間、第2編の市町村障害福祉計画と市町村障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3か年計画となります。

また、障がい者関連法制度の動向に的確かつ柔軟に対応していくため、計画期間の中間年である令和5年度（2023年度）に、各事業等の進捗状況の確認やその評価を行いながら、計画の見直しを行いました。



8 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などをはじめとする以下の関連法を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人、障がいのある子どもと難病の人を対象とします。

また、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人も対象として、可能な限り、必要とする支援が提供できるよう取り組んでいきます。

<障害者基本法>

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

<障害者総合支援法>

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

<児童福祉法>

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。（後略）

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾患であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

9 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、障がいのある人の生活実態や障害福祉サービス等に対する意向を把握するとともに、障害福祉サービスを提供する事業者の状況や実態を把握しながら、障がい者団体及び障害福祉サービス事業者、学識経験者等から構成される「浦安市障がい者福祉計画策定委員会」において、本市の障がい福祉を取り巻く課題や今後の施策の方向性について検討を重ね、計画策定に係る審議を行いました。

(1) 障がいのある人の実態及び障害福祉サービス等に対する意向の把握と分析

市内の障がいや疾病のある人の生活実態や障害福祉サービス等に対する意向を把握するため、身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病疾患児・者に対し、アンケート調査を実施しました。

また障害福祉サービス等を提供する事業所の状況や実態を把握するため、浦安市内において障害福祉サービスを提供している事業所（100事業所）に対してもアンケート調査を実施しました。

(2) 障がい者団体等へのヒアリング調査の実施

上記アンケート調査を補完し、より具体的な問題提起や意見を把握するため、市内の障がい者団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

(3) 障がい者関連施策の進捗の洗い出しと評価

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を計画期間とする障がい者福祉計画に掲げた施策全般にわたる事業の進捗について、洗い出しを行い、今後の施策の方向性を検討しながら、新たな障がい者福祉計画における方針を定めました。

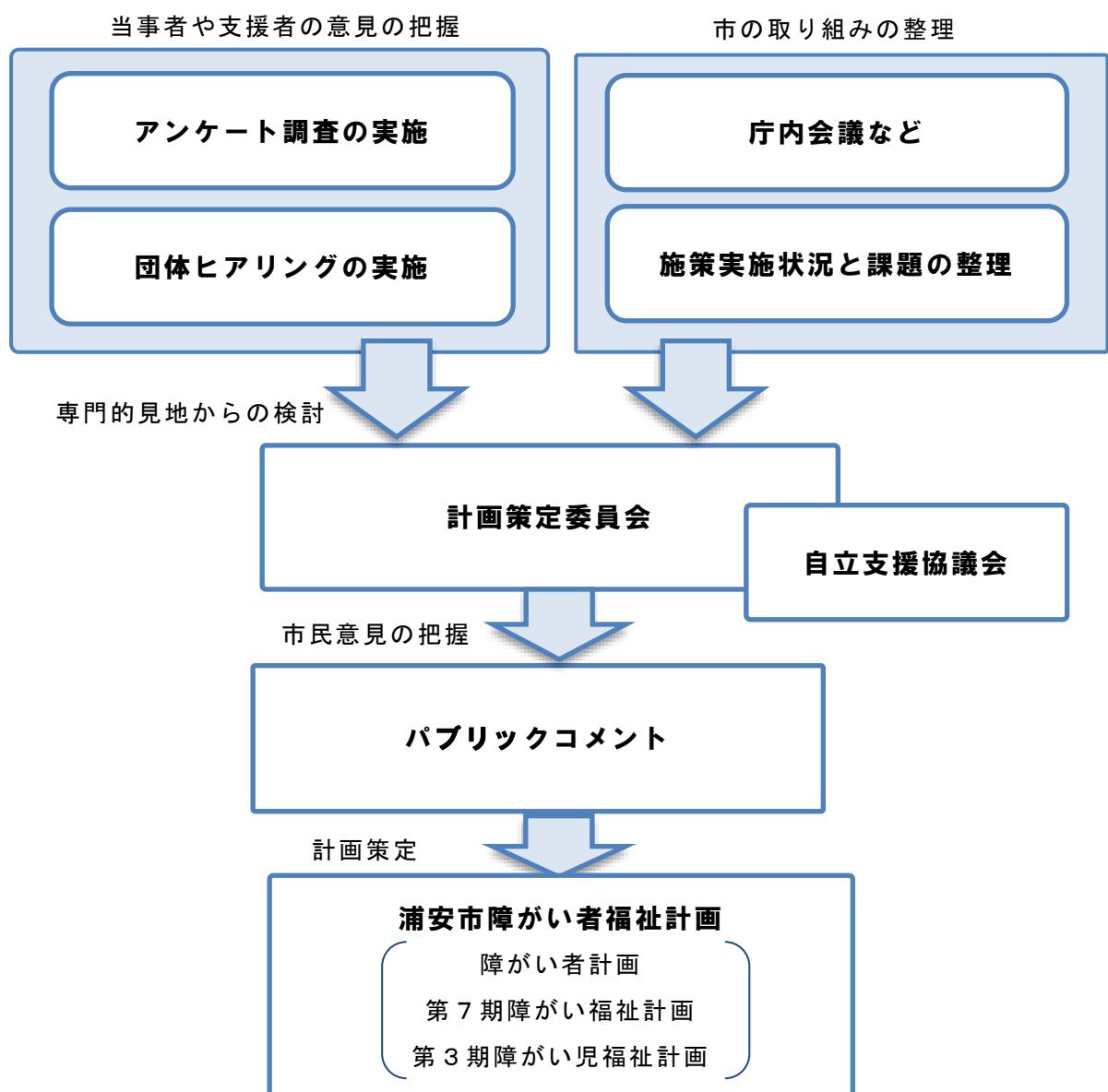
(4) パブリックコメントの実施

市民の行政への参加機会を確保し、積極的な情報公開や説明責任の向上を目指すとともに、市民の行政への参加意識を高めることを目的として、パブリックコメントを実施しました。

(5) 障がい者福祉計画策定委員会における審議

障がい者団体及び福祉・教育・雇用等の各分野の関係者、学識経験者等から構成される「浦安市障がい者福祉計画策定委員会」において、本市の障がい福祉を取り巻く課題や今後の施策の方向性についての検討を重ね、計画の策定に係る審議を行いました。

《計画策定までの流れ》



10 計画の進行管理

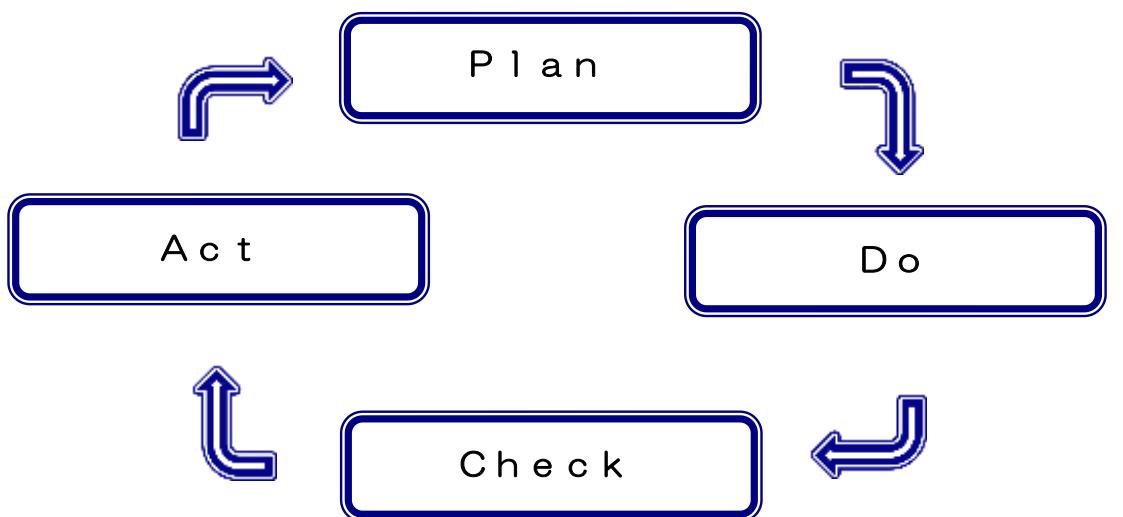
障がい者福祉計画は、障がいのある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携することが必要です。

また、障がい者福祉計画の進捗状況を確認し、必要に応じてその目標や施策などを見直しながら、着実に取り組みを進めていくことが必要となります。

平成 25 年（2013 年）4 月に施行された障害者総合支援法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（P D C A サイクル）とされており、平成 28 年（2016 年）6 月に改正された児童福祉法においても、同様に規定されました。

本計画においても、必要に応じて施策の見直しを行うなどして、P D C A サイクルを確実に行い、計画の着実な推進を目指します。

【P D C A サイクルイメージ】



計画（P l a n）	目標を設定し目標達成に向けた計画を策定します。
実行（D o）	計画に基づき施策を実行します。
評価（C h e c k）	施策を実行した結果を把握・分析し、考察します。
改善（A c t）	考察に基づき、必要に応じて計画の目標、施策などを見直します。

11 計画の推進体制

（1）庁内の推進体制

庁内の関係各課や担当職員が横断的な連携を図りながら、計画の目標を把握し、関連施策や事業の推進を図ります。

（2）関係機関・地域社会との協力体制の構築

本計画の推進にあたっては、福祉・医療・保険・教育・雇用等の各分野の関係機関や地域との協力体制が不可欠です。

関係機関や地域の団体等と連携を図るとともに、民間事業所との連携も図りながら計画を推進します。

（3）国・県・近隣市との連携

広域的な対応が必要な施策や事業については、県や近隣市などと連携を図りながら、その実現に努めます。

また、国・県に対しては、必要に応じて要請していきます。

12 前期計画の評価

令和3年（2021年）3月に策定した「障がい者福祉計画（計画期間：令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度））」について、障がい者関連施策の進捗の洗い出しと評価を行いました。

その結果、進捗状況は「予定どおり進捗（B評価）」が132事業（91.0%）と最も多く、次に「進捗がやや遅れている（C評価）」が7事業（4.8%）となりました。

項目	事業数	割合（%）
予定以上進捗（A評価）	0	0.0%
予定どおり進捗（B評価）	132	91.0%
進捗がやや遅れている（C評価）	7	4.8%
進捗が非常に遅れている（D評価）	0	0.0%
未着手（E評価）	0	0.0%
その他	6	4.1%
合計	145	100.0%

「進捗がやや遅れている（C評価）」となった7事業については、「障がい者福祉推進事業（知識の普及啓発）」や障がいや障がいのある人の理解を深めるための「職員研修」などがあげられます。

その理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大等により、イベント及び研修の実施を一部見送ったことによるものですが、令和5年度より予定どおり事業実施できています。

「その他」となった事業については、事業の実施方法が変更になったことによるものです。

今後については、関係機関に対しヒアリング調査を実施するなどして実態を把握しながら、事業が効果的に実施できるよう努めます。

第1編

障がい者計画

1 計画の基本理念

誰もが共に支え合い、
自分らしく暮らせるまちへ

障がいのある人が住み慣れた地域の中で、
自分らしく自立して生活を送ることができるよう、
誰もが共に支え合い、思いやりのあるやさしいまちを目指します

本市の総合計画（基本構想・基本計画）では、活力ある地域社会を形成し、誰もが幸せを感じできる、次なる浦安をつくっていくため、将来都市像として「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を掲げています。

また、障がい者差別解消推進条例では、その目標として「すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するやさしい社会の実現」を目指しているところです。

本計画は、将来都市像を実現するため、障がいの有無にかかわらず、偏見や差別のない共生社会の実現に向け、その基本理念を「誰もが共に支え合い、自分らしく暮らせるまちへ」と定め、施策を推進していきます。

2 基本的視点

本計画の基本理念の達成に向け、次の3つの視点に立ち、施策を推進します。

視点1 固有の尊厳の尊重と多様性に満ちた共生社会の実現

誰もがお互いの存在を認め合い、安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、差別や偏見、虐待など、障がいのある人の理不尽な困難を強いている要因を無くすとともに、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、固有の尊厳と権利が守られる共生社会を実現します。

視点2 自己決定の尊重、意思決定支援

障がいのある人の希望する生活を送ることができるよう、本人の意思に基づき自己決定ができる環境を整備します。

また、障がいのある人の意思の表明が困難な場合であっても、意思決定を支援するとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

視点3 地域生活を支える総合的、包括的な支援

障がいのある人一人ひとりの性別、年齢、障がいの種類やその状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、施策を展開します。

障がいのある人やその家族を含めた多様なニーズに対応し、地域での暮らしを適切に支えられるよう、保健・医療・福祉にとどまらず、生活を支える様々な分野との連携を図りながら、総合的、包括的な支援体制を構築します。

3 施策の方向性

本計画は、以下の 7 つの柱の下に、施策を展開します。

施策の方向 1 理解と交流の促進

障がいのある人の尊厳を尊重し、多様性に満ちた共生社会を実現するためには、差別や偏見、虐待など、障がいのある人に理不尽な困難を強いている要因を除去することが必要です。

また、障がいのある人が自己決定や意思表示が困難な場合であっても、自らの意思が反映された生活の実現に向け、支援する必要があります。

そのためには、障がいのある人への差別の解消や合理的配慮の提供を推進するとともに、虐待の未然防止や早期発見・早期対応、意思決定支援など、障がいのある人の権利を守るために、総合的に取り組みを進めます。

また、障がいや障がいのある人への理解を促進するため、あらゆる機会を通じて、市民等の交流機会の充実を図ります。

施策の方向 2 地域生活支援の充実

障がいのある人が、希望する地域での生活を送るために、一人ひとりのニーズに対応した多様なサービスが提供されるとともに、それらのサービスが必要な人に適切に提供される必要があります。

近年では、高齢化や核家族化の進展等を一つの要因として、障がいのある人やその家族が「親亡き後」の不安を抱えたり、引きこもりの長期化や「8050 問題」など、複合的な課題を抱える人が多くなっています。

これらの課題の解消に向けて、市や福祉サービス事業者などの関係機関が連携を図りながら、包括的な支援体制を整備する必要があります。

市では、令和 2 年度（2020 年度）に東野パティオ内に地域生活支援拠点の一部の機能を有する多機能拠点を整備しました。

今後は、この多機能拠点の周知に努めるとともに、重度障がいのある人も入居できるグループホームの整備など地域において求められる社会資源等について、障がいのある人の意見を十分に聞きながら、地域生活支援拠点の機能強化を図ります。

施策の方向 3 保健・医療の充実

生涯にわたり健康で安心した生活を送るためには、一人ひとりが健康への意識を高め、主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。

近年では、保健や医療的ニーズは多岐にわたり、精神に障がいのある人が地域生活を送るために体制の整備や、薬物・アルコールなどの依存症対策などにも取り組んでいく必要があります。

障がいの要因のひとつでもある疾病を予防するとともに、疾病の早期発見・早期治療をするためには、予防接種や各種健康診査、検診の受診が有効であることから、これらを効果的に提供するとともに、周知・啓発に努めます。

また、重度の障がいのある人も含め、障がいのある人が身近な地域で安心して歯科診療を受けることができるよう、安定的な歯科診療体制の提供を図ります。

施策の方向 4 子どもへの支援の充実

子どもへの支援においては、就学前の療育から就学後の教育へのスムーズな移行や、教育的ニーズに対応したきめ細やかな支援、学校卒業後の生活も視野に入れた切れ目のない支援などが求められています。

また、医療的ケアを必要とする子どもの支援や、放課後・休日支援などのニーズにも対応しながら、子どもを健やかに育むことができる環境づくりも必要です。

地域における療育支援体制の充実に努めるとともに、子ども一人ひとりの個に応じた適切で多様な学びの場の提供や、切れ目のない支援が行える環境の整備を図ります。

施策の方向 5 雇用・就労支援の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、総合的な雇用対策と、就労に係るきめ細やかな支援を行うことが必要です。

官民を問わず、障がいのある人を含む、すべての労働者にとって働きやすい環境を整備するため、令和元年（2019年）に、障害者の雇用の促進

等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）が一部改正されました。

このことから、障がいのある人の希望と適性に応じた就労ができるよう、企業等へ働きかけを行いながら雇用を促進するとともに、就労相談や就労訓練、就労定着などの地域の就労支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人が継続的に就労できる職場環境を推進するため、雇用主に対し、障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに重度障がいのある人の社会参加と就業機会の拡大を目指し、取り組みを推進します。

施策の方向 6 生活環境の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活をするためには、地域の防災・防犯力の向上と、障がいのある人に配慮した生活空間をつくることが必要です。

近年においては、地震や豪雨災害、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、災害時の避難行動への不安が大きくなっています。

障がいのある人が安心して生活できるよう、災害時における要配慮者の支援体制の充実に努めるとともに、自主防犯活動による地域防犯体制の強化や、公共空間・公共施設等のバリアフリーを推進するなどして、生活環境の向上を図ります。

施策の方向 7 自立と社会参加の促進

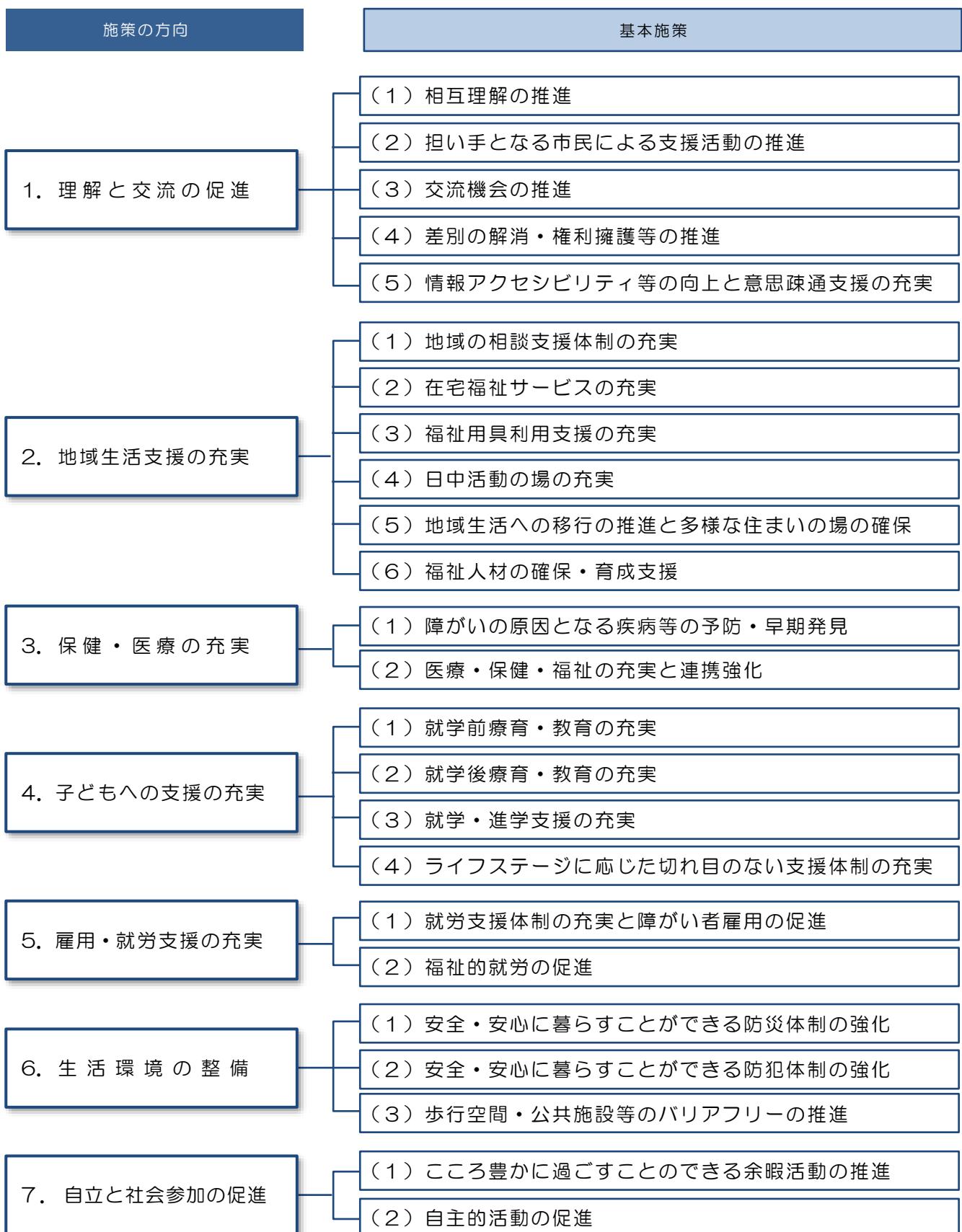
障がいのある人が、こころ豊かに過ごすためには、スポーツや文化・芸術活動などを通じて、社会参加を促進することが必要です。

また、これらの活動を通じて、障がいや障がいのある人の理解促進を図ることもできます。

そのためには、障がいのある人が身近な地域で、スポーツや文化・芸術活動、余暇活動等に参加できるよう、活動内容の周知・啓発を行うとともに、活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

加えて、障がいのある人が、希望する活動に参加できるよう、意思疎通支援や外出支援等の充実を図るなどして、社会参加の促進を図ります。

4 施策の体系



施策の方向

1

理解と交流の促進

基本施策（1）相互理解の推進

【現状と課題】

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、平成25年（2013年）6月に障害者差別解消法が制定され、平成28年（2016年）4月に施行されました。

千葉県では、障がいのある人への差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めることを目的として、平成19年（2007年）7月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が施行されました。

市では、障がいを理由とする差別の解消について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、平成28年（2016年）4月に「障がい者差別解消推進条例」を制定しました。また障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「浦安市障がい者差別解消推進計画（以下「障がい者差別解消推進計画」という。）」を策定しました。

平成30年（2018年）には、「浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例（以下「手話言語等条例」という。）」を制定し、市民が共に支え合う地域社会を実現するため、手話は言語であるとの認識に立ちながら、市民が聴覚障がいのある人等への理解を深めることができるよう、デジタル社会の形成をとらえた手話等の普及・啓発を図っています。

このような中で、「浦安市障がい福祉に関するアンケート調査結果（令和5年3月）（以下「市民アンケート調査」という。）」では、過去3年間に差別等の経験が「ある」と回答した人が16.6%、その中で差別されてい

ると感じるときは「公共施設や交通機関を利用するとき」と回答した人が45.3%となっています。

そのため、障がい者差別解消推進条例や手話言語等条例などの普及・啓発を図りながら、障がいのある人への差別を解消し、理解を深めるための効果的な取り組みが必要です。

【取り組みの方向性】

① こころのバリアフリーの推進

障がいの特性や障がいのある人への理解と関心を深めるため、「こころのバリアフリーハンドブック」や「手話言語等条例啓発冊子」を活用しながら、効果的に障がいや障がいのある人の理解の推進を図ります。

手話言語等条例や浦安市手話言語等施策推進会議が策定した手話言語等施策取組方針に基づき、手話は言語であることの認識のもとで、聴覚障がいのある人等のコミュニケーション手段である手話及び要約筆記、筆談などの理解とその普及・啓発に努めます。

自立支援協議会において、市民が障がいや障がいのある人への理解を推進することができる取り組みについて協議を進めます。

市民等が障がいや障がいのある人への理解を深めるため、周知啓発イベントなどを計画的に開催します。

② 研修の充実と機会の拡充

障がい者差別解消推進計画に基づき、障がいの特性や障がいのある人への理解と関心を深めることができるよう、市の新規採用職員及び新たに監督者となった職員への研修を必須で実施するとともに、消防職員や教職員などにも研修会を実施します。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
障がい者福祉推進事業（知識の普及啓発）	<p>市の各部署が連携し、関係機関、障がいのある人、障がい者団体、支援団体等と協力し合いながら、障がいや障がいのある人への理解を深めるため、「こころのバリアフリーハンドブック」及び「手話言語等条例啓発冊子」を配布するとともに、市のホームページや動画共有サービス等を活用し、手話等の動画を配信します。</p> <p>「こころのバリアフリーハンドブック」及び「手話言語等条例啓発冊子」の配布先の拡充や、小学校の総合的な学習の時間の活用など、より充実した内容を検討していきます。</p> <p>市民や市職員、教育関係者、支援者等を対象とした講演会や、障がい者週間記念イベントなどを開催します。</p>	障がい事業課 障がい福祉課
自立支援協議会の開催	障がいのある人の権利を擁護するため、自立支援協議会において、市民が障がい及び障がいのある人への理解を深めることができるよう検討を行ながら、周知・啓発を推進します。	障がい事業課
新規採用職員研修	職員対応要領に基づき、新規採用職員研修等で、障がいの特性や障がいのある人への理解を推進するための福祉研修を行います。	人事課
職員研修	<p>職員対応要領に基づき、障がいや障がいのある人の理解を深めるため、新たに監督者になった職員の研修を必須で行うとともに、市消防職員や教職員などの職員へも研修を実施します。</p> <p>また、手話言語等条例に基づき、手話の理解を推進するための職員研修を実施します。</p>	障がい事業課 障がい福祉課

＜こころのバリアフリーハンドブック＞



基本施策（2）担い手となる市民による支援活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立して生活していくためには、障害福祉サービスなどの公的サービスのみならず、地域住民との相互理解や協力が欠かせません。

自治会や老人クラブ、市民活動団体などの多様な支え手が行う地域活動やボランティア活動などの振興を図るとともに、障がいのある人も、地域活動やボランティア活動などに参加し、支え手と受け手という関係を超えて、地域全体で支え合う体制づくりを推進することが必要です。

市では、市民活動団体が主体的に行う公益事業や、障がいのある人を支援する団体の活動に対し側面的な支援を行うとともに、地域活動やボランティア活動に関する情報の提供などを行ってきました。

このような中で、市民アンケート調査では、趣味・地域活動等に「参加している」と回答された人が 27.2%となっており、今後、やってみたい活動については、「地域の行事や集まり、お祭り」と回答された人が 7.5%、「ボランティア活動等」と回答された人が 6.9%となっています。

今後も、地域活動やボランティア活動などの側面的支援を行うとともに、障がいのある人がその活動に参加できるための情報提供や環境づくりに取り組む必要があります。

【取り組みの方向性】

①市民による支援活動の推進

障がいのある人を支援する団体が、講演会やイベントなどの活動の情報を発信できるよう、支援を行います。また、効果的な地域課題の解決や改善を目的に、市民活動団体と地域活動団体、学校、事業者との連携を図ります。

市民活動団体等と連携を図りながら、講演会やイベントを開催するなど、市民による支援活動を推進します。

②地域ぐるみの福祉ネットワークの整備

ボランティア養成講座等の実施や、地域の多様な団体による担い手の発掘、住民活動の支援や意識の向上、活動団体間の交流・連携などに取り組むことにより、地域全体で支え合える体制づくりを促進します。

③ボランティア活動の推進

企業や学校等にボランティア活動の内容を周知し、ボランティア体験への参加を呼びかけます。また、市職員のボランティア活動への参加の促進を図ります。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
市民活動促進事業	市民活動支援の拠点施設である市民活動センターの運営を行うとともに、市民活動団体が主体的に行う公益的な活動に対し支援を行います。	市民参加推進課
事業の後援 (支援団体の後援)	障がいのある人を支援する市民活動団体などが講演会やイベントを行う際に、市民への周知を図るなど、側面的支援を行い、事業の後援を行います。	障がい事業課
ボランティア休暇制度	職員が自発的に障がい者施設等で支援活動を行う際に、1年に5日の範囲内でボランティア休暇を付与します。	人事課
地域福祉推進事業	手話、点字、拡大写本、朗読、介助等障がいのある人をサポートしているボランティア活動の推進を図ります。また、浦安市社会福祉協議会の各支部が実施しているサロンや見守り活動等への支援を行い、住民同士の親睦やつながりを深めます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

基本施策（3）交流機会の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で生活するためには、地域住民などが障がいや障がいのある人への理解を深めることが必要です。

国では、国民に広く障がい福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会や経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日から12月9日を「障害者週間」として定めています。

市では、市民等が障がいや障がいのある人への理解を深めるために、毎年、障がいのある人もない人も共に参加できる「障がい者週間記念イベント」を開催しているところです。

また小・中学校においては、障がいのある人とない人が触れ合い、学び合う体験の中で多様性に気付き、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会である「交流及び共同学習」を行っているところです。

このような中で、市民アンケート調査では、今後、やってみたい活動については、「スポーツ・レクリエーション活動」と回答された人が17.6%、「習い事やサークル等の活動」と回答された人が14.3%となっています。

一方で、趣味・地域活動等に「ほとんど参加しない」と回答された人が64.4%となっており、その理由としては、「興味があるものがない」と回答された人が31.4%、「どのような活動があるかわからない」と回答された人が30.3%となっています。

そのため引き続き、障がいや障がいのある人への理解を促進し、すべての人が共に助け合い、協力していくことができるよう、市民や学校、地域活動における交流の場の拡充及び講演会やイベント開催等の周知・啓発を図ることが必要です。

【取り組みの方向性】

①地域で支え合う活動の推進

障がいや障がいのある人への理解を推進するため、障がいのある人もない人も共に参加できるイベントを開催します。

障がい者団体等が地域における交流活動が積極的に行えるよう、その活動に対し側面的な支援を行います。

②学校での交流及び共同学習の推進

特別支援学級と通常の学級の児童生徒の日常的な交流を基盤とし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科学習等の交流及び共同学習を推進します。

本市在住の県立特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域の小・中学校において交流を図る居住地校交流を推進します。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
障がい者福祉推進事業（啓発イベントの開催）	障がいや障がいのある人の理解を深めるため、障がいのある人もない人も共に参加できるイベントを開催します。	障がい事業課
障がい福祉団体事業費補助	障がい福祉団体が行う事業に要する費用を一部補助します。	障がい事業課
交流及び共同学習	特別支援学級と通常の学級の子どもたちが共に学ぶ機会が得られるよう、交流及び共同学習を計画的に実施します。	教育センター
居住地校交流の推進	本市在住の特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域の小・中学校において交流を図る「居住地校交流（県の事業）」を推進します。	教育センター
事業の後援 （支援団体の後援）【再掲】	障がいのある人を支援する市民活動団体などが講演会やイベントを行う際に、市民への周知を図るなど、側面的支援を行い、事業の後援を行います。	障がい事業課

基本施策（4）差別の解消・権利擁護等の推進

【現状と課題】

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立して生活するためには、市民の誰もがお互いの存在を認め合い、多様性に満ちた共生社会の実現に向けて、取り組みを進める必要があります。

平成24年（2012年）10月に障害者虐待防止法が施行され、平成28年（2016年）4月には、障がいを理由とする差別の解消を推進し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法が施行されました。

これを見て市では、障がいを理由とする差別の解消を推進するための基本理念を定めるとともに、市の責務や市民及び事業者の役割を明らかにするため、平成28年（2016年）4月に障がい者差別解消推進条例を制定しました。

また、令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されるため、周知・啓発を推進しています。

さらに、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、障がい者差別解消推進計画を策定しました。

そして、障がい者虐待と差別について一体的な解決を図る相談窓口として「障がい者権利擁護センター」を設置・運営し、迅速かつ適切な対応を行えるよう体制整備を図っています。

このような中で、「市民アンケート調査」結果では、過去3年間に差別等の経験が「ある」と回答した人は16.6%、その中で差別をされていると感じるときは、「公共施設や交通機関を利用するとき」、「仕事を探すとき」といった場面をあげる人が多くなっており、市民や事業者、市職員、教育関係者などへの障がいや障がいのある人への理解を深める取り組みを引き続き推進していく必要があります。

そのため、障がいの有無に関わらず、市民が相互にやさしい取り組みを行うことができる地域社会を実現するため、合理的配慮の提供事例などを、市民や事業者、市職員、教育関係者などに対し、周知・啓発を図る必要があります。

【取り組みの方向性】

①差別や偏見のない思いやりのあるまちづくりの推進

障がい者差別解消推進計画に基づき、障がいや障がいのある人の理解を深めるための取り組みや、相談及び紛争防止等のための体制整備など、障がいを理由とした差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

②虐待の未然防止・早期発見

障がい者虐待と差別の相談を一体的に受け付ける「障がい者権利擁護センター」において、基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所などと連携を図りながら、虐待の早期発見に努めるとともに、迅速かつ適切な対応を行います。

障がい者虐待の早期発見に努めるため、障がい者権利擁護センターの相談窓口を市民や事業者などへ広く周知・啓発します。

障がいのある人や高齢者への虐待の予防や早期発見、虐待を受けた人の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援、関係機関等との連携協力体制の強化を行うため、「高齢者・障がい者権利擁護協議会」を開催します。

③権利擁護の推進

知的障がいやその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人を支援するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の周知と利用の促進を図ります。

市民後見人の養成及び後見受任を促進するとともに、法人後見の活動を支援します。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
障がい者差別解消推進計画の策定	障がいや障がいのある人への理解を深める取り組みや、相談及び紛争防止等のための体制整備など、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、障がい者福祉計画の策定に合わせて、障がい者差別解消推進計画を策定し、3年ごとに見直しを行います。	障がい事業課
障がい者福祉推進事業（知識の普及啓発）【再掲】	<p>市の各部署が連携し、関係機関、障がいのある人、障がい者団体、支援団体等と協力し合いながら、障がいや障がいのある人への理解を深めるため、「こころのバリアフリーハンドブック」及び「手話言語等条例啓発冊子」を配布するとともに、市のホームページや動画共有サービス等を活用し、手話等の動画を配信します。</p> <p>「こころのバリアフリーハンドブック」及び「手話言語等条例啓発冊子」の配布先の拡充や、小学校の総合的な学習の時間の活用など、より充実した内容を検討していきます。</p> <p>市民や市職員、教育関係者、支援者等を対象とした講演会や、障がい者週間記念イベントなどを開催します。</p>	障がい事業課 障がい福祉課
障がい者権利擁護センター	障がいのある人への虐待及び差別について一体的に相談を受け、適切な支援や保護等を行います。	障がい事業課
職員対応要領の実施	職員対応要領に基づき、市主催の会議、講座、催し等において、障がいの特性に配慮した市職員の合理的配慮の提供を推進します。	障がい事業課
障がい者福祉推進事業（虐待防止講演会・研修会）	障がい者虐待の防止や障がい者差別の解消を推進するため、市民や福祉サービス事業者等を対象に講演会や研修会を開催します。	障がい事業課
高齢者・障がい者権利擁護協議会の開催	障がい者虐待、障がい者差別、高齢者虐待及び成年後見制度の利用促進に関して協議を行い、関係機関との連携強化を図ります。	社会福祉課 障がい事業課 高齢者包括支援課 中央地域包括支援センター

事業名	内 容	担当課
郵便投票制度等	投票所に仮設スロープを設置するとともに、点字版氏名掲示、候補者の略歴、政見等を点字で記載した「選挙のお知らせ」や点字器などを用意します。また身体に重度な障がいがあり一定の要件を満たす方が、自宅で投票できる「郵便投票制度」を実施します。	選挙管理委員会
成年後見事業	市の成年後見制度利用促進の中核機関において、成年後見制度周知のための PR イベントや出前講座、セミナーなどを実施します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
成年後見制度利用支援	費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められた障がいのある人に対し、その費用の助成を行います。	障がい福祉課
成年後見センター事業	成年後見支援センターにおいて、将来の不安や親亡き後に備えての相続・遺言・成年後見制度に関する法律相談を実施します。また、身寄りに後見人等の適任者がいない方に対し、法人として後見を行います。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
市民後見推進事業	市民後見人養成講座を開講し、さらなる市民後見人の選任を目指すとともに、講座の修了生については、必要な知識や技能などが習得できるよう、フォローアップ研修を実施します。 浦安市社会福祉協議会の法人後見をサポートする法人後見支援員や成年後見制度の P R 活動に取り組みます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

基本施策（5）情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「障害者基本法」における基本的施策のひとつとして、「情報の利用におけるバリアフリー化」が定められているところです。

平成27年（2015年）2月に策定された障害者差別解消法に基づく基本方針においては、「障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等」を「事前的改善措置」のひとつとして挙げられており、さらには、令和4（2022年）年5月に公布・施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」では障がいのある人の情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進が掲げられており、情報アクセシビリティの向上は重要な課題として位置付けられています。

市では平成30年（2018年）に手話言語等条例を制定し、手話が言語であることの明確な認識のもとで、基本理念を定め、手話等の理解及び普及の促進を図っています。

また、声の広報の発行やウェブアクセシビリティに配慮した市のホームページでの情報提供を心がけるなど、情報にアクセスしやすい環境づくりを推進しています。

このような中で、市民アンケート調査では、情報の入手先として「テレビ・ラジオ」と回答された方が69%と最も多くなっているほか、「SNS」、「動画配信サイト」と回答されている方の割合が高まっていることから、様々な媒体を通じながら、情報提供を行う必要があります。

高次脳機能障がいや中途失聴、失語症、難聴、聴覚や視覚に障がいのある人など、情報の取得や伝達に困難が生じる人に対する支援や情報保障について、日々進歩するＩＣＴ機器の活用方法を含め、取り組みを推進していくことが求められています。

【取り組みの方向性】

① 情報のバリアフリー化の推進

市広報、市公式ホームページをはじめとする情報メディアのバリアフリー化を推進します。また、情報の提供方法を検討しながら、必要な人に必要な情報が行き届くよう環境整備を行います。

②自己決定の尊重と意思形成・意思決定支援・意思疎通支援の充実

自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対しては、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援を提供します。

意思疎通支援については、手話通訳者及び要約筆記者の派遣の推進やＩＣＴ等を活用したコミュニケーション手段の充実を図ります。

障がいのある方の情報・コミュニケーションのバリアフリー化を目指して、視覚障がいのある方を対象としたパソコン及びスマートフォンの講習会を開催します。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
声の広報	ボランティア連絡協議会加盟の朗読グループの協力を得て、毎月1日・15日発行の広報うらやすの内容を吹き込んだディジタル図書やCDを作製し、希望者に郵送で貸し出します。	広聴広報課
公式ホームページ	市政情報や各種手続き、緊急情報など、市に関するすべての情報を掲載している浦安市公式サイトは、高齢者や障がい者など心身の機能に制約がある方でも、年齢的・身体的条件にかかわらず、提供しているすべての情報にアクセスし、利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮します。	広聴広報課
意思疎通支援事業	聴覚に障がいのある人が意思の疎通を図ができるよう、手話及び要約筆記者を派遣します。また、タブレット端末等を利用した遠隔手話サービスを拡充し、利便性の向上を図ります。	障がい福祉課

事業名	内 容	担当課
ヒアリングループ整備事業	聴覚に障がいのある人の聽こえをサポートするため、公民館などの公共施設にヒアリングループを計画的に整備します。	障がい福祉課
障がい者サービス事業	視覚等に障がいのある人のために、点訳図書、音声図書、テキストデータなどの資料を製作し、提供します。また、対面朗読も行います。 来館が困難な人のために、図書館の本や雑誌などを自宅まで届ける宅配サービスを行います。	中央図書館
障がい福祉ガイドブック	福祉制度の改正に対応できるよう、各法律や条例などで規定されている福祉制度のあらましを記載したガイドブックを毎年度見直しながら作成し配布します。また、幅広く市民に情報を提供できるよう、電子書籍についても、毎年度、更新・作成し、市ホームページに掲載します。	障がい事業課
音声パソコン・スマートフォン講習会	障がいのある方の情報・コミュニケーションのバリアフリーを目指して、放送や通信などから日常生活に必要な情報収集ができるようになることを目的として、視覚障がいのある方を対象とした音声パソコン・スマートフォン講習会を開催します。	障がい事業課

基本施策（1）地域の相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で希望する生活を送るためには、身近な地域で相談を受けることができる環境づくりが必要です。

多くの障がいのある人やその家族は、健康や将来のこと、日常生活のことなどについて、不安や悩みを抱えながら生活しています。その不安を軽減していくため、一人ひとりに寄り添いながら、悩みや不安について話を聞き、場合によってはその人に合った支援機関等にスムーズにつなぐことができる相談体制の充実を図る必要があります。

市民アンケート調査では、悩みや困ったことを相談する相手として、「家族」が76.5%、「友人・知人」が33.0%、「医療機関」が29.4%となっています。一方、相談支援事業所をあげる人は少なく、地域の相談窓口の役割と存在が十分伝わっていないことなども考えられます。

また、近年のインターネットやSNSなどの普及により、情報を容易に入手することができるなど便利になる反面、地域社会とのつながりの希薄化も相まって、日常的な会話や気軽な会話の中で不安や悩み事が解消されるという機会が薄れてきているという指摘もあります。

さらに、生活上の課題を抱えながらも自ら相談することができない障がいのある方やその家族などに対する支援も必要です。

加えて、障がいのある人の相談機関のひとつでもある市内の相談支援事業所と相談業務を行う相談支援専門員等の不足も課題となっています。

地域の相談支援体制については、相談の多様性を考慮した重層的な体制づくりが求められており、新たな相談支援事業所の参入と相談支援専門員等の人材の確保・質の向上が求められています。

【取り組みの方向性】

① 相談支援体制の強化

市の中核的な相談機関である基幹相談支援センターは、地域の相談支援事業所をバックアップし、市の相談支援体制の機能強化を図ります。

サービス等利用計画を作成する計画相談支援事業所に対しては、事業費の一部を補助するなどして、市内の計画相談支援事業所の拡充を図ります。

自立支援協議会において、地域の実態や課題等の情報を集約し共有しながら、地域の課題解決に向けて取り組みます。

身近な地域で障がいのある人の目線に立ち、障がいのある人が有している様々な経験や情報を活かしながら相談支援を行う、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員の周知を行いながら、その活用を図ります。

② 福祉に関する包括的な支援体制の整備

地域共生社会を推進していくため、8050問題やヤングケアラーなどの複合化・複雑化した課題や、制度の狭間で支援の手の届かない課題に対し、的確に対応することができるよう、アウトリーチ等を通じた相談支援などを行いながら、包括的な相談支援体制を整備します。

③ 専門的な相談支援体制の充実と連携の強化

専門性が求められる相談については、基幹相談支援センターが相談支援事業所への訪問等を行い、相談支援の実務に関する助言や専門的支援を行うとともに、定期的に連携会議や事例検討会等を行いながら、地域の相談支援体制の強化を図ります。また、高齢者の相談においては、地域包括支援センターが相談支援を行います。

制度の狭間や複合的な課題を抱えた人などに対し、分野横断的・包括的な相談支援や、関係機関とのコーディネート、権利擁護等を行う「中核地域生活支援センター」と連携を図りながら、高度で専門性のある相談支援体制を整備します。

脳卒中や事故等により脳の機能に障がいを受けた高次脳機能障がいのある人に対し、専門職による相談支援体制を確保するため、タムス浦安病院に相談窓口を設置し、周知を図ります。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
基幹相談支援センター	<p>障がいのある人が地域で生活するための様々な制度やサービスの利用について、相談や援助などを24時間365日体制で実施します。</p> <p>地域の相談員の資質の向上や相談体制の強化、専門的人材の育成を図るため、困難ケースの後方支援や研修会、事例検討会などを開催します。</p> <p>東野パティオ内に設置した多機能拠点と連携を図りながら、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点のサービス提供体制を構築します。</p>	障がい事業課
委託相談支援	障がいのある人が障がい福祉サービスを利用しながら自立した生活を営むことができるよう、相談・情報提供・助言・援助を行います。	障がい事業課
地域包括支援センター総合相談	高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が相談支援を行います。	中央地域包括支援センター
計画相談支援推進事業補助	計画相談支援及び障害児相談支援の円滑な実施を促進するため、計画相談支援等を実施する事業所に対し、サービス等利用計画作成を担う相談支援専門員の雇用に要する経費の一部を補助します。	障がい事業課
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	身近な地域の相談員が、電話やFAXなどを通じて、障がいのある人やその家族の相談に対応します。また、相談員の効果的な活用を図るため、周知・啓発を図ります。	障がい事業課
ピアソポーター、ペアレントメンターの活用	<p>障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動であるピアソポーターの育成と活用を検討します。</p> <p>子どもの発達に課題や不安を抱える保護者が増えていることから、ペアレントメンターによる支援体制についても検討を行います。</p>	障がい事業課

事業名	内 容	担当課
障がい者福祉推進事業（サポートファイルの活用）	相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等で作成されるそれぞれの支援計画等が連携するため、障がいの特性や支援内容を記録して家族や関係機関が情報を共有するための「サポートファイル」の効果的な活用を促進します。	障がい事業課
包括的な相談支援体制の整備 （総合相談支援室）	地域共生社会を推進していくために、複合化・複雑化した課題や制度の狭間で支援の手の届かない課題に対し、的確に対応することができるよう、包括的な相談支援体制を整備します。	社会福祉課
中核地域生活支援センターとの連携強化	制度の狭間や複合的な課題を抱えた人などに対し、分野横断的・包括的な相談支援、関係機関とのコーディネート、権利擁護等を行う中核地域生活支援センターと連携を図りながら、高度で専門性のある相談支援体制を整備します。 自立支援協議会や就労支援ネットワークなどを活用しながら、連携強化に努めます。	障がい事業課
高次脳機能障がい相談支援事業	脳卒中や事故等により脳の機能に障がいを受けた高次脳機能障がいのある人に対し、タムス浦安病院における専門職による相談支援体制を確保し、周知を図ります。	障がい事業課

基本施策（2）在宅福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がいのある人がいつまでも安心して地域での生活を送るために、利用ニーズに応じて、在宅福祉サービスが提供される体制づくりが必要です。

しかしながら、障がいのある人やその家族の高齢化の進展により、親亡き後の生活の不安や、地域での将来の暮らしに対する不安を感じる人も少なくありません。

また、核家族化の進展や地域住民のつながりの希薄化により、障害福祉サービスなどの支援があることを知らなかったり、深刻な状態になってから発見されるケースが生じることも危惧されています。

国の基本指針では、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5本の柱からなる居住支援の機能をもつ「地域生活支援拠点」を、令和8年度（2026年度）末までに、各市町村や圏域において整備することとされています。

市では、障がいのある人の地域生活を支えるため、令和2年（2020年）11月に東野パティオ内に、グループホームや短期入所など、地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点を整備しました。

また、障がいのある人が地域生活を送るうえで、必要なサービスを受けることができるよう、障害福祉サービス利用料の負担軽減や各種手当を支給するなどして、経済的な負担軽減策を図ってきました。

さらに、障害福祉サービスなどの支援を受けることができず、セルフネグレクトにならない対策のひとつとして、令和2年（2020年）3月からは「高齢者等ごみ出し支援事業」を実施しました。

このような中で、市民アンケート調査では、将来の暮らしへの不安内容は、「同居する家族が亡くなった後の生活」が40.1%、「生活費等の金銭面」が34.1%、「緊急時の対応」が26.7%となっており、これらの不安を解消するための取り組みを行う必要があります。

さらには、障がいの特性に応じて、必要な障害福祉サービスが受けられるよう、各種障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害福祉サービスにつながらない人への支援に向けた取り組みも進める必要があります。

【取り組みの方向性】

①在宅生活を支えるサービスの充実

利用ニーズを的確に把握し、地域生活を支えるための在宅福祉サービスの充実を図ります。

自立支援協議会において、地域における生活支援の充実や福祉人材の確保などを図るため、協議を進めるとともに、関係機関との連携を強化します。

障害福祉サービスにつながらない人への支援に向けた取り組みを進めます。

②生活安定のための事業の充実

東野パティオ内に設置したグループホームや短期入所などの機能を有する多機能拠点と基幹相談支援センターを中心に、面的整備を行いながら、地域生活支援拠点の機能強化を図ります。

地域生活支援拠点の整備促進を図るため、自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点の評価・検証を行います。

障がいのある人の安定した地域生活および介助する家族等の負担の軽減を図るため、短期入所や日中一時支援、緊急預かりなど、日常生活を支えるための在宅福祉サービスの充実を図ります。

③利用者の経済的負担軽減とサービスの利用促進

障がいのある人及びその家族等の経済的負担の軽減を図るため、各種手当の支給や、在宅介護を支援する費用の助成等を行います。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
紙おむつ支給・紙おむつ購入費助成	紙おむつを月1回自宅へ配達又は紙おむつの購入費を助成します。	障がい福祉課
給食サービス	安否確認を目的として、1週間につき7回を限度として、夕食を自宅に届けます。	障がい福祉課
身体障がい者出張理髪サービス	市に登録された理容師が自宅に伺い、理髪を行います。	障がい福祉課
寝たきり身体障がい者等寝具乾燥サービス	月1回寝具乾燥消毒車が訪問し、寝具の乾燥を行います。	障がい福祉課
身体障がい者訪問入浴サービス	巡回入浴車を派遣し、居宅において1週間につき2回を限度として入浴サービスを行います。	障がい福祉課
緊急通報装置の貸与	簡単な操作により、緊急事態を自動的に受信センターに通報することができる装置を貸与します。	障がい福祉課
移動支援事業	障がいのある方が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ヘルパーによる移動（外出）の支援を行います。	障がい事業課 障がい福祉課
高齢者等ごみ出し支援事業	自らの力でごみを排出することが困難であり、他者からの協力を得られない高齢者・障がい者等に対し、声掛け等を行いながらごみの戸別収集を行います。	ごみゼロ課
地域生活支援拠点機能強化	東野パティオ内に設置したグループホームや短期入所など、地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点と基幹相談支援センターを中心に、面的整備を図りながら、地域生活支援拠点の機能強化を図ります。また、自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点の評価・検証を行います。	障がい事業課
緊急時支援事業	障がいのある人やその家族からの緊急の通報を受けた際に、その人の居宅に支援員等を派遣し、支援や見守りを行います。	障がい事業課
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を行います。	障がい事業課 障がい福祉課

事業名	内 容	担当課
障がい者短期入所事業所運営費補助	短期入所事業所を運営する事業者に対し、その運営に要する経費の一部を補助することで、新規事業者の参入と事業所の円滑な運営を促進します。	障がい事業課
各種手当の支給	<p>市の手当として、重度障がい者手当、障がい児手当等の支給を行います。</p> <p>国の手当として、特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給も行います。</p>	障がい福祉課

基本施策（3）福祉用具利用支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人が日常生活を送る上で、必要な移動の確保や、就労などの場面における利便性の向上を図ることを目的とした、義足や車いすなどの補装具、さらに日常生活を円滑にするための、入浴補助用具や特殊寝台ベッドなどの日常生活用具は重要です。

国では、平成30年（2018年）4月に「補装具費支給事務取扱指針」を制定し、児童などの成長に伴い、短期間での補装具の交換などに対応するため、従来の補装具の購入及び修理に加え、身体の成長に伴い短期間のうちに補装具の交換が必要である場合や、障がいの進行により補装具の短期間の利用が想定される場合には、借受けについても補装具の支給対象としたところです。

市では、令和4年（2022年）10月から、身体障がいのある方や難病の認定を受けている方に対して、在宅生活を支援するための住宅改修への給付を見直すなどして、生活の実態に即した日常生活用具の給付を行ってきました。

社会情勢の変化や技術の進歩により、利用される補装具や日常生活用具などの福祉用具は常に更新されています。利用者支援の観点から、時代に応じた適切な福祉用具が提供されるよう、利用ニーズを的確に把握しながら、障がいのある人一人ひとりの日常生活を支えるための福祉用具の充実を図る必要があります。

【取り組みの方向性】

①補装具費支給事業

身体に障がいのある人や難病の方などに対し、日常生活や職場での作業を容易にするための用具の交付及び修理を行うとともに、制度の周知を図ります。

②日常生活用具の給付

障がいのある人が日常生活を円滑に行うための用具を給付するとともに、制度の周知を図ります。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
補装具費支給	障がいの状況から、義肢・装具・車いすなどの補装具の購入費や修理費を支給します。	障がい福祉課
日常生活用具給付	在宅で生活している障がいのある人の利便性を図るため、日常生活用具を給付します。	障がい福祉課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	小児慢性特定疾患のある児童の日常生活の利便性を図るため、引き続き、小児慢性特定疾病児童日常生活用具を給付します。	障がい福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成	健全な言語及び社会性の発達を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴の児童に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。	障がい福祉課

基本施策（4）日中活動の場の充実

【現状と課題】

障がいのある人が、その人らしく自立した生活を送るために、創作活動や生産活動、身体機能や生活能力の向上のための活動など、多様な日中活動の場が必要です。

市民アンケート調査では、15歳以上の方がどのように平日の昼間、過ごしているかについては、「自宅で過ごしている（就学や就労はしていない）」が43.9%、「働いている（民間企業や自営業、就労訓練、福祉的就労等）」が31.5%、「施設や病院等に通って訓練や介護を受けている（機能訓練・生活訓練等）」が4.6%となっています。

市では、令和2年度（2020年度）に東野パティオを開設し、その中で、身体障がい者福祉センター・ソーシャルサポートセンター、発達障がい者等地域活動支援センター、生活介護や就労継続支援事業所を設置するとともに、知的障がいのある人の日中活動の場として、障がい者福祉センターの機能の充実に努めてきました。

また、重度の障がいのある人も安心して日中活動の場に参加することができるよう、民間の事業者に対し運営費の一部を補助するなどして、その環境の整備を図ってきました。

今後においても、民間事業者への運営費の一部を補助するなどして、様々な障がい特性に応じた日中活動の場の充実に努める必要があります。

【取り組みの方向性】

① 福祉的就労の場の充実

障がいのある人の知識と能力の向上を図り、特別支援学校の卒業生等が安心して進路選択を行いながら利用できるよう、就労継続支援や就労移行支援など、福祉的就労の場の充実に努めます。

就労継続支援や就労移行支援等の事業者へ運営費の一部を補助するなどして、重度の障がいのある人も利用できる福祉的就労の場の確保に努めます。

千鳥地区のワークステーション内の就労支援センターにおいては、福祉的就労から一般就労につながるよう、就労相談や職場定着支援、離職者支援などを行います。

② 機能訓練・生活訓練の場の充実

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために、機能訓練・生活訓練の場の充実に努めます。

特別支援学校の卒業生等が安心して進路選択を行いながら利用できるよう、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う事業所を計画的に整備します。

回復期機能を有するタムス浦安病院と連携を図りながら、高次脳機能障がいの相談機能の充実に努め、社会復帰への支援を行います。

③ 創作活動・生産活動の場の充実

障がいのある人が社会との交流を図りながら、質の高い生活を送ることができるよう、障がいの特性に応じた余暇活動及び生産活動、創作的活動の場の充実に努めます。

地域活動支援センターⅠ型事業においては、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
就労支援センター	障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援などを行います。	障がい事業課
重度障がい者支援事業所運営費補助	重度障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム、短期入所事業を運営する事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行います。	障がい事業課
高次脳機能障がい相談支援事業 【再掲】	脳卒中や事故等により脳の機能に障がいを受けた高次脳機能障がいのある人に対し、専門職による相談支援体制を確保するため、タムス浦安病院に相談窓口を設置するとともに、周知を図ります。	障がい事業課

事業名	内 容	担当課
身体障がい者福祉センター	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練（機能訓練）、地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。その中で、喀痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供します。	障がい事業課
障がい者福祉センター	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型、計画相談支援の事業を行います。	障がい事業課
ソーシャルサポートセンター	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型、訪問看護、計画相談支援の事業を行います。その中で、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供を行います。	障がい事業課
発達障がい者等地域活動支援センター	発達障がいのある人を対象に、地域活動支援センターI型事業のサービスを実施します。その中で、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供を行います。	障がい事業課
地域活動支援センター経営事業費補助	地域活動支援センターを運営する事業者を対象に、事業に要する経費の一部を補助します。	障がい事業課
障がい者福祉センター等改修事業	障がい者福祉センターや障がい者等一時ケアセンターの老朽化に対応するため、改修工事を行います。	障がい事業課

＜障がい者福祉センター＞



＜東野パティオ（通所棟）＞



基本施策（5）地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保

【現状と課題】

障がいのある人の高齢化や疾病などによる障がいの重度化や、親亡き後を見据え、自らが望む生活を送ることができる環境づくりは重要です。

国では、障がいのある人の地域生活を支援する、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなどの機能を有する「地域生活支援拠点」を、令和8年度（2026年度）末までに、各圏域又は市町村に整備することとしています。

これに対応するため、市では、令和2年（2020年）11月に、東野パティオ内に地域生活支援拠点の機能を有するグループホームと短期入所を整備しました。

また、障がいのある人の住まいの場を確保するため、グループホームを整備する事業者に対し、整備に係る費用の一部を補助するなどして、計画的にグループホームの整備を図ってきました。

このような中で、市民アンケート調査では、今後希望する暮らしとして、「配偶者やパートナー、子どもとの暮らし」と回答した人が48.9%、「ひとり暮らし」と回答した人が15.3%、「グループホーム」と回答した人が10%となっています。

今後においても、障がいのある人が自ら望む生活を送ることができるよう、グループホームを計画的に整備するとともに、重度障がいのある人など、障がい特性に応じたグループホームの整備を促進します。

また、障がいのある人が希望する多様な住まい方を実現し、居住の安定を確保するための支援を行います。

さらに、障がいのある人の地域移行を推進し、安心して地域生活を送ることができるように、地域生活支援拠点の機能強化を図る必要があります。

【取り組みの方向性】

①地域生活支援拠点の充実

東野パティオ内に整備したグループホームや短期入所など、地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点と基幹相談支援センターを中心に、面的整備を進めながら、地域生活支援拠点の機能強化を図ります。

東野パティオ内に整備したグループホームにおいて、体験入居を通じて、障がいのある人の地域移行を推進します。

自立支援協議会を活用するなどして、地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討を行います。

②障がい特性を踏まえたグループホームの拡充

障がいのある人の住まいの場を確保するため、グループホームを整備する事業者に対し、整備に係る費用の一部を補助するなどして、計画的にグループホームを整備します。

グループホームを安全に利用できるよう、グループホームを運営する事業者に対し、消防設備の設置に係る費用の一部を補助します。

重度障がいのある人も安心してグループホームを利用することができるよう、グループホームを運営する事業者に対し、運営に係る費用の一部を補助します。

③入居支援の推進

障がいのある人の希望するひとり暮らしを実現するとともに、居住の安定を確保するため、住宅セーフティネットの構築に取り組みます。

基幹相談支援センターにおいて、入居支援や居住支援のための関係機関による支援体制の調整を図ります。

転居・入居時及び既存住宅の改善への支援を行います。

市営住宅の入居者募集にあたり、高齢者・障がい者世帯等については、一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮するとともに、応募要件を高齢者や障がい者等の特粹世帯に限定する等の優遇策を継続します。

グループホームに入居する際の経済的負担を軽減するため、グループホームの家賃の一部を助成します。

④入所施設の運営支援

市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した「社会福祉法人南台五光福祉協会」が運営する「もくせい園」（鎌ヶ谷市）、「やまぶき園」（市川市）の運営の充実を図るために、側面的支援を行います。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
地域生活支援拠点機能強化 【再掲】	東野パティオ内に設置したグループホームや短期入所など、地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点と基幹相談支援センターを中心に、面的整備を図りながら、地域生活支援拠点の機能強化を図ります。また、自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点の評価・検証を行います。	障がい事業課
障がい者グループホーム運営費補助	グループホームの円滑な運営を促進し、グループホームに居住する障がい者の福祉の増進を図るため、グループホームを運営する事業者に対し運営費の一部を補助します。	障がい事業課
障がい者グループホーム等消防設備設置費補助	グループホーム等の防火安全対策を強化するため、グループホーム及び短期入所を運営する事業者に対し、防火設備の設置に係る経費の一部を補助します。	障がい事業課

事業名	内 容	担当課
重度障がい者支援事業所運営費補助【再掲】	重度障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム、短期入所事業を運営する事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行います。	障がい事業課
重度障がい者等グループホーム施設整備事業	重度障がいや強度行動障がいのある人なども利用できるグループホームの整備・促進を図ります。	障がい事業課
グループホーム入居者家賃助成	入居者の経済的負担を軽減するため、グループホームの家賃の一部を助成します。	障がい福祉課
住宅セーフティネットの構築 (市営住宅の有効活用)	住宅セーフティネットとして重要な役割を果たしている市営住宅については、高齢者世帯、障がい者世帯等の特に居住の安定の確保が必要な世帯について、入居しやすくなるよう配慮します。 また、バリアフリー化等を取り入れながら居住環境の整備を推進するとともに、長寿命化に向けた適切な維持管理の改善を行います。	住宅課
住宅セーフティネットの構築 (不動産関係団体等との連携強化)	低所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、住宅確保要配慮者の関係部署、及び社会福祉協議会をはじめとする関係機関が情報を共有し、不動産関係団体等との情報交換の場を創出し、連携を図ります。	社会福祉課 住宅課
住宅セーフティネットの構築 (住宅確保要配慮者が入居しやすい環境の整備)	賃貸住宅経営者や不動産関係団体等に対し、低所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や賃貸債務保障制度など、住宅確保要配慮者が入居しやすい民間賃貸住宅に関する制度の周知と推進を図ります。	社会福祉課 住宅課
基幹相談支援センター	入居支援や居住支援のための関係機関による支援体制の調整を図ります。	障がい事業課
住宅改造費用助成(障がい者在宅介護支援事業)	居住する住宅の改造に要する費用の一部又は全部を助成することにより、日常生活の利便性を向上させます。	障がい福祉課
住み替え家賃等助成(障がい者在宅介護支援事業)	民間の賃貸住宅に居住している身体障がいのある人、知的障がいのある人を含む世帯が、取壊しなどの理由により立ち退きを求められた場合に、市内の他の民間の賃貸住宅に転居した場合に要する経費の一部を助成します。	障がい福祉課

事業名	内 容	担当課
南台五光福祉協会運営支援事業	市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した「社会福祉法人南台五光福祉協会」が運営する「もくせい園」、「やまぶき園」を側面的に支援します。	障がい事業課

＜東野パティオ（居住棟）＞



地域生活支援拠点の機能

障がいを有する人が、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して長く生活できるよう、地域全体で協力しあい、手を携え、支えあう社会を目指します。

1 地域生活支援拠点とは

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことを表します。

地域の実情に応じた創意工夫により拠点を整備し、障がいのある人の生活を、地域全体で支える提供体制の構築を目指します。

2 地域生活支援拠点に必要な5つの機能

① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した情事の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がいのある人状態変化等の緊急時の受け入れや衣料機関への連絡等の必要な対応を行う。

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、ひとり暮らしの体験の機会・場を提供する。

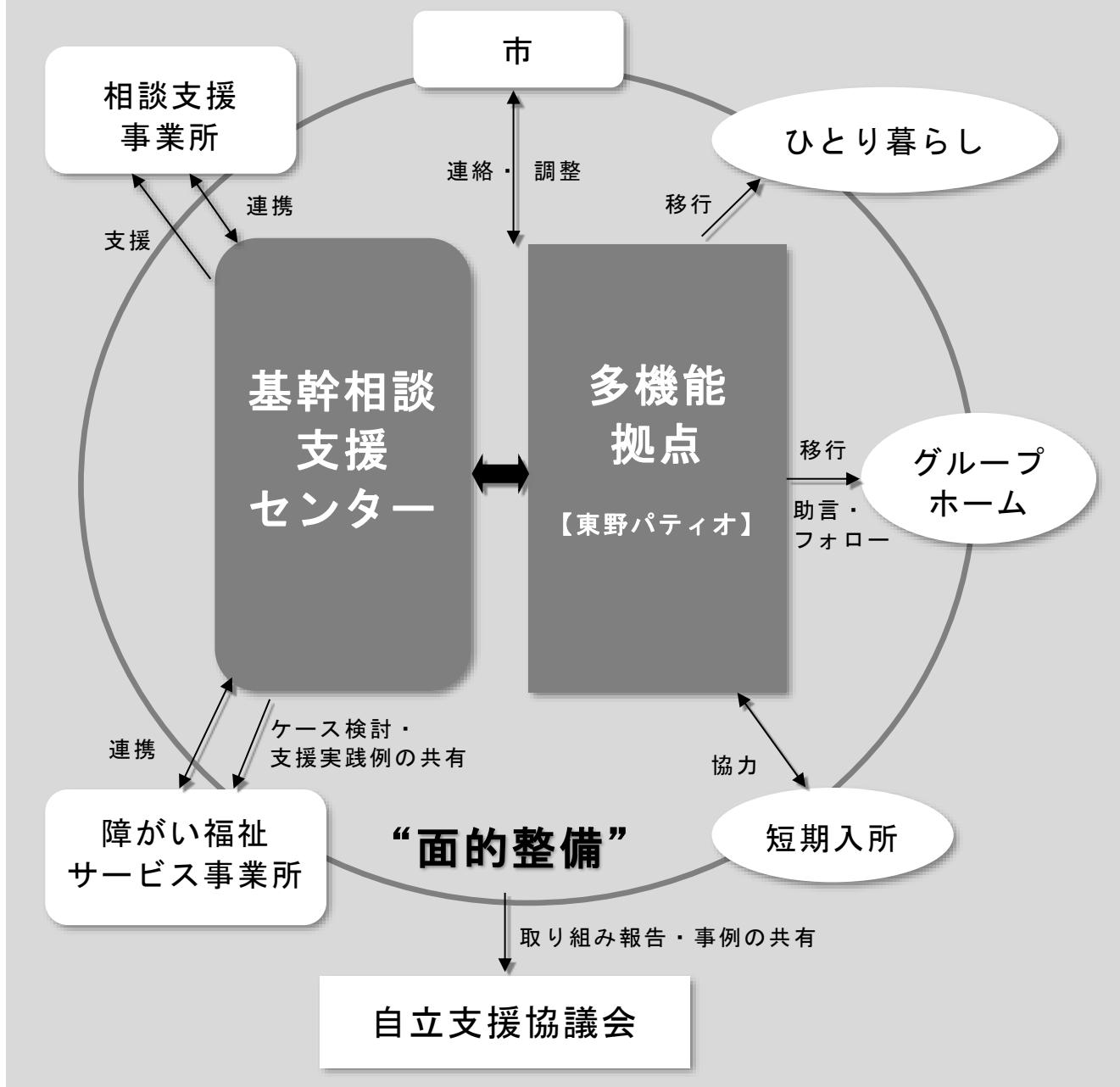
④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な人や行動障がいを有する人、高齢化に伴い障がいが重度化した人などに対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人の人材の養成を行う。

⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業などを活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築などを行う。

図 本市が目指す地域生活支援拠点のイメージ（併用整備型）



基本施策（6）福祉人材の確保・育成支援

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変化する中で、利用ニーズに応じた障害福祉サービスの提供が求められています。

一方で、障害福祉サービスを提供する職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、職員の勤続年数が短いなどの状況となっています。

国では、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスについて、「福祉・介護職員待遇改善加算」を創設するなどして、介護・障がい福祉従事者の待遇改善を進めてきました。

市では、障害福祉サービス従事者の確保と離職の防止を図るため、障害福祉サービス事業者に対し、従事者への住宅手当の支給に要する経費の一部を補助するとともに、居宅介護支援事業者に対し、喀痰吸引等研修の受講費の一部を補助するなどして、障害福祉サービスの質の向上を図ってきました。

このような中で、障害福祉サービス事業所に対し実施した「障がい福祉サービス等の提供にかかるアンケート調査」では、職員の充足について、「不足」と回答した事業所が73.8%、職員が不足している理由として「募集しても応募がない」が51.1%、「応募者がいても採用基準に達していない」が20.0%となっています。

今後においても、障がいのある人が住み慣れた地域において安心して生活を送るために、安定的に質の高い障害福祉サービスが提供されるよう、取り組みを進める必要があります。

【取り組みの方向性】

①福祉サービス従業者の待遇改善と離職防止

障害福祉サービス等の従事者の待遇改善と離職防止、人材の確保を図るため、住宅手当の一部を補助します。

②福祉サービス従業者の支援力向上

障害福祉サービス事業所の質の向上を図るため、喀痰吸引等研修の受講費に係る費用の一部を補助します。

地域相談員の資質の向上や、相談体制の強化及び専門的人材の育成を図るため、基幹相談支援センターにおいて、困難なケースの後方支援や研修会、事例検討会などを開催します。

医療的ケアの必要な人や行動障がいのある人などに対して、専門的な対応が行えるよう、地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点を中心に、体制の整備や人材の育成を行います。

行動援護及び同行援護については、市内の障害福祉サービス事業所や介護サービス事業所、新たな事業者の事業参入も含めて促進を図るための検討を進めます。

地域生活支援事業である移動支援や日中一時支援及び相談支援については、定期的に集団指導や実地指導を行いながら、サービスの質の向上に努めます。

市が所管する社会福祉法人については、定期的に指導監査を行うなどして、適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ります。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
障害福祉サービス等従事者住宅手当支給事業費補助	障害福祉サービス従事者の確保と離職の防止を図るため、障害福祉サービス等事業者に対し、従事者への住宅手当の支給に要する経費の一部を補助します。	障がい事業課
障がい者等喀痰吸引等研修費等補助	医療的ケアの必要な人に対し必要な支援を行えるよう、居宅介護事業者へ喀痰吸引等研修に係る費用の一部を補助します。	障がい事業課
基幹相談支援センター【再掲】	<p>障がいのある人が地域で生活するための様々な制度やサービスの利用について、相談や援助などを24時間365日体制で実施します。</p> <p>地域の相談員の資質の向上や相談体制の強化、専門的人材の育成を図るため、困難ケースの後方支援や研修会、事例検討会などを開催します。</p> <p>東野パティオ内に設置した多機能拠点と連携を図りながら、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点のサービス提供体制を構築します。</p>	障がい事業課
地域生活支援拠点機能強化【再掲】	東野パティオ内に設置したグループホームや短期入所など、地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点と基幹相談支援センターを中心に、面的整備を図りながら、地域生活支援拠点の機能強化を図ります。また、自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点の評価・検証を行います。	障がい事業課
障害福祉サービス事業所合同説明会の開催	障害福祉サービス事業所の質の向上を図るため、国・県・市の障がい福祉施策の動向などについて障害福祉サービス事業所を対象とした合同説明会を定期的に開催します。	障がい事業課 障がい福祉課
日中一時支援・移動支援・相談支援事業所集団指導等の実施	サービスの質の向上を図るため、日中一時支援及び移動支援、相談支援事業所に対し、定期的に集団指導を実施するとともに実地指導を行います。	障がい事業課
社会福祉法人監査の実施	適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、市が所管する社会福祉法人に対し、各種法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行いながら、3年に1回、実地で指導監査を行います。	障がい事業課

基本施策（1）障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

【現状と課題】

障がいのある人が生涯を通じて生き生きと安心して暮らすためには、健康への意識を高めるとともに、障がいの原因となる疾病等の予防や、早期発見・早期治療に取り組むことが重要です。

そのためには「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、市民が主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境を整備する必要があります。

また、食生活や飲酒・喫煙習慣の見直し、運動習慣の定着など、生活習慣の改善を促すほか、多様な事業主体と連携して、地域で健康づくりに取り組むことが必要です。

障がいの原因となる疾病の予防や、早期発見・早期治療には、各種健康診査や検診の受診が有効であることから、これらを効果的に提供するとともに、周知・啓発を行う必要があります。

悪性新生物（がん）については、平成30年度（2018年度）に「浦安市がん対策の推進に関する条例（以下「がん対策基本条例」という。）」を制定し、今後においても、検診の充実や正しい知識の啓発に努めるとともに、がんに罹患した人の生活の質の向上を図る必要があります。

また、アルコールや薬物などの依存症対策については、医療、保健、福祉などの分野で連携を図りながら進める必要があります。

【取り組みの方向性】

① 障がいの原因となる疾病等の予防の促進

健康的な生活習慣を実践し、生活習慣病等を予防するために、健康情報の発信や健康教育・健康相談の充実を図ります。

各種健康診査や検診を実施し、疾病の予防や早期発見に努めます。

がんの予防や早期発見、がん患者の支援の充実のための「がん対策基本条例」に基づき、情報の提供やがん教育、予防施策の推進、患者等への支援などの対策を推進します。

② 障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期治療の促進

低体重等での出生を少なくするために、ハイリスク妊産婦保健指導・訪問指導等の充実と、医療機関や「市川健康福祉センター（保健所）」との連携を図ります。また、未熟児訪問指導等を行い、出生早期から積極的に関わりを持っていきます。

乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査において、障がいの原因となる疾病などの早期発見に努めます。

新生児の聴覚異常の早期発見と早期療育を行うため、新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。

③ 早期療育等の適切な支援

乳幼児健康診査でことばや情緒面の発達の心配がある子どもに対し、すこやか相談や「のびのびクラス」（1歳6か月児健康診査等事後指導教室）で発達を促すための支援を行い、特に早期療育が必要な子どもについては、「こども発達センター」等の支援機関につなげていくよう努めます。

市の中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターの機能を有することも発達センターにおいては、発達に関する相談や評価を行い、個別療育や集団療育を実施します。

地域にある最も身近な子どもの施設である保育園・幼稚園・認定こども園等の職員に対して、発達に関する相談や支援方法等の助言を行います。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
各種健（検）診	特定健康診査、後期高齢者健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検診等において、障がいの原因となる疾病等を早期に発見するため、各種の健（検）診における受診率向上に向け、受診しやすい環境の整備に取り組むとともに、がん患者への支援の充実を図ります。	健康増進課 国保年金課
妊婦健康診査	健診費用の助成を行い、母体や胎児の健康確保を図り、低体重出生等の予防を図ります。妊娠期間中の支援体制を強化するため、母子健康手帳交付時に支援の必要性を把握し、必要に応じて受診勧奨を行います。	母子保健課
未熟児養育医療	身体が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を給付します。申請時やその後の退院後等において、保健師・助産師による家庭状況の把握を行い、必要な時期に必要なサービスが受けられるよう、支援体制を強化します。	母子保健課
乳幼児健康診査	乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査において、発達に心配のある乳幼児を早期に発見し、適切な機関との連携を行います。	母子保健課
新生児聴覚検査助成事業	新生児の聴覚異常の早期発見と早期療育を図るために、新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。	母子保健課
こども発達センター	発達に心配のあるこどもとその保護者を支援するため、こども発達相談、個別療育、児童発達支援（にじいろ）、保育所等訪問支援、地域機関支援を行います。	こども発達センター

基本施策（2）医療・保健・福祉の充実と連携強化

【現状と課題】

医療的ケアの必要な人や精神障がいのある人などが安心して地域生活を送るために、医療、保健、福祉の充実と各関係機関の連携が必要です。

国では、平成29年（2017年）2月に「これから的精神保健福祉のあり方に関する検討会報告書」を策定しました。地域生活中心という理念を基軸としながら、精神障がいのある人の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念として明確化されました。

これまで市では、予防から急性期、回復期、慢性期、終末期の各ステージにおいて適切な医療が受けられるよう、地域医療・救急医療体制を整備するとともに、医療費の負担軽減と受診機会の拡充を図るため、医療費の助成を行ってきました。

また、平成31年（2019年）4月、高洲地区にタムス浦安病院が開院し、その中に高次脳機能障がいの相談窓口を設置し、臨床心理士などの専門職が相談に応じています。

このような中で、市民アンケート調査では、利用している障がい福祉サービス・制度では「医療費助成」と回答された人は53.8%、現在悩んでいることとしては「健康・病気・治療のこと」と回答された人は42.3%、将来の暮らしへの不安として「健康管理・相談」が9.9%となっています。

このことから、障がいのある人が安心して地域生活を送るために、医療、保健、福祉の連携を図りながら、地域医療体制の充実に努めるとともに、地域包括ケアシステムの構築を図る必要があります。

【取り組みの方向性】

①地域医療体制の充実

障がいのある人が疾病の状況に応じ適切な医療が受けられるよう、市内医療機関との連携のもと、安定した地域医療体制の充実に努めます。

安心して在宅療養ができるよう、在宅医療をはじめ、訪問看護や機能訓練などの各種サービスの充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会と連携を図りながら、救急医療体制の充実を図るとともに、保健師、歯科衛生士等による訪問指導の保健事業の充実に努めます。

精神障がいのある人の地域生活を支援するため、訪問看護事業を実施します。

医療的ケアの必要な人に必要な支援が届くよう、居宅介護事業所に対し、喀痰吸引等研修の受講に要する経費の一部を補助します。

歯科治療をするために特別な配慮が必要で、市内の診療所での歯科治療が難しい方への、診療体制を確立します。

②医療・保健・福祉の連携体制の強化

「市民の健康」「都市の健康」に寄与する地域活動を推進するため、高洲地区に集積する健康（スポーツ）や医療、福祉などの機能の連携を図ります。

医療的ケアの必要な児童やその家族の地域における支援体制を整備するため、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図ります。

地域や関係機関が連携し、悩みや不安を自分で抱え込みず、他者に打ち明けることができる「人と人のつながり」が生まれるネットワークを構築します。

健康診査やがん検診、各種の相談事業を実施するとともに、障がいのある人の健康への不安や、心身の健康づくりに応えるため、保健・医療・福祉等の多職種の連携による支援に取り組みます。

③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

医療・保健・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議を進めます。

④医療費の負担軽減と受診機会の拡充

重度障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、重度障がいのある人に対し、医療給付金を支給します。

身体障がいのある人の機能を回復し生活の安定を図るため、身体障がいのある人に対し、医療費の負担軽減を図るとともに、補装具の支給を行います。

精神障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、精神疾患等で継続的な通院が必要な人に対し、医療費の負担を軽減するとともに、入院に係る費用の一部を助成します。

難病のある人の生活の安定を図るため、見舞金を支給します。

障がいのある人の通院を支援するため、移動支援事業を実施するとともに、公共交通機関の料金の助成を行います。

⑤アルコール及び薬物、ギャンブル等の依存症対策の推進

アルコール及び薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症について、関係機関と協議を進めながら、その対策を検討します。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
ソーシャルサポートセンター【再掲】	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型、訪問看護、計画相談支援の事業を行います。その中で、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供を行います。	障がい事業課
障がい者等喀痰吸引等研修費等補助【再掲】	医療的ケアの必要な人に対し必要な支援を行えるよう、居宅介護事業者へ喀痰吸引等研修に係る費用を一部補助します。	障がい事業課
障がい者歯科診療体制推進事業	重度障がいのある人も含め、障がいのある人が身近な場所で安心して歯科診療を受けることができるよう、歯科医師会などの関係機関と連携しながら、健康センター内において、障がい者の歯科診療所を運営し、歯科診療体制の確立を図ります。	障がい事業課 健康増進課
うらやす健康・元気コンソーシアム構想	「市民の健康」、「都市の健康」に寄与する地域活動を推進するため、高洲地区に集積する健康（スポーツ）や医療、福祉などの機能の連携を図ります。	企画政策課
医療的ケア児支援協議会の開催	医療的ケアの必要な児童やその家族の地域における支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図ります。	障がい事業課
いのちとこころの支援事業	人と人とのつながりを目指した府内外のネットワークづくりと、困難を抱えた市民を支援につなぐためのゲートキーパーの養成や相談窓口の周知などを行います。	健康増進課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療・福祉・住まい・社会参加・地域の助け合い・教育などが包括的に確保された支援体制の構築に向け、「浦安市自立支援協議会」と「（県主催：圏域）地域包括ケアシステム構築推進事業」を協議の場として検討していきます。	障がい事業課 障がい福祉課
重度障がい者医療費助成事業	重度障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、重度障がいのある人に対し、医療給付金を支給します。	障がい福祉課
自立支援医療（精神通院医療）	精神障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、精神疾患等で継続的な通院が必要な人に對し、医療費の負担を軽減します。	障がい福祉課

事業名	内 容	担当課
自立支援医療 (更生医療)	18歳以上の身体障がいのある人に対し、障がいの程度を軽減し生活の安定を図るため、医療費の負担を軽減します。	障がい福祉課
自立支援医療 (育成医療)	18歳未満の児童が、手術等の治療をすることにより、機能を回復しうる場合の医療費の助成や補装具の支給を行います。	障がい福祉課
精神障がい者入院医療費助成	精神障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、精神疾患の治療のための入院に係る費用の一部を助成します。	障がい福祉課
難病者見舞金の支給	難病のある人の生活の安定を図るため、見舞金を支給します。	障がい福祉課
移動支援事業 【再掲】	障がいのある人が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ヘルパーによる移動（外出）の支援を行います。	障がい事業課 障がい福祉課
福祉タクシー利用料金助成	障がいのある人が円滑に外出できるよう、タクシー料金を助成します。	障がい福祉課
在宅ケアサービス推進事業	介護保険や障がい福祉サービスの利用対象外となった末期がん患者に対して、訪問介護や福祉用具貸与などの居宅サービスを利用した際の費用の一部を助成します。 通院が困難な方に対し、在宅歯科訪問診療を含む口腔機能の向上を推進します。	健康増進課
救急医療情報キットの配布	聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に救急隊員が駆けつけたとき、緊急連絡先や医療情報を伝え、迅速で適切な救命活動ができるよう「救急医療情報キット」の利用促進を図ります。	障がい事業課 障がい福祉課 高齢者福祉課 健康増進課

基本施策（1）就学前療育・教育の充実

【現状と課題】

子どもが健やかに育つためには、安心して子育てができる環境を整備することが大切です。

障がいのある子どもに対しては、関係機関が連携し、適切な療育や教育を受ける環境づくりが必要です。

市では、子育て、教育、療育など子どもに関する総合的な相談ができる窓口の設置を目指し、関係機関が連携しやすい包括的相談支援体制の構築に向けた協議を進めています。

また、医療的ケアの必要な児童が適切な支援を受けることができるよう、令和8年度（2026年度）末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケアの必要な児童等に関するコーディネーターを設置することを基本としました。

本市における就学前療育については、児童発達支援センターとしての機能をもつ「こども発達センター」を中心に、こども発達相談や個別療育、児童発達支援、保育所等訪問支援などを総合的に行いながら、地域の療育支援体制の充実に努めています。

また、一人ひとりの教育的ニーズや支援内容等を記録して家族や関係機関が情報を共有するためのサポートファイルを活用し、就学前療育から就学後療育（教育）へのスムーズな移行を図っているところです。

さらに、医療的ケアの必要な子どもが通園・通学する市立の保育園、幼稚園・認定こども園で安心して生活することができるよう、看護師を巡回派遣し、必要な医療的ケアを行っています。

引き続き、こども発達センターにおいては、子どもの発達に係る個別療育や集団療育、保育所等訪問支援を行うとともに、地域の児童発達支援や放課後等デイサービス、教育センター等とも連携を図りながら、地域の療育支援体制の充実に努め、就学（教育）へのスムーズな移行に努める必要があります。

【取り組みの方向性】

① 療育支援体制の充実

中核的な療育支援機関である「こども発達センター」において、子どもの発達に係る個別療育や集団療育、保育所等訪問支援を行うとともに、地域の児童発達支援及び放課後等ディサービスと連携を図りながら、療育支援体制の充実に努めます。

たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理など、医療的ケアが必要な子どもの療育的ニーズに対応するため、事業者と連携しながら、総合福祉センター内で、児童発達支援を実施します。

重度の障がいや医療的ケアを必要とする子どもに対しては、こども発達センターを中心に療育支援を行うとともに、放課後等ディサービスを運営する事業者に対しては、運営費の一部を補助するなどして、地域の療育環境の拡充を図ります。

② 福祉と教育の連携の強化

一人ひとりの教育的ニーズや支援内容を記録して家族や関係機関が情報を共有する「サポートファイル」を活用しながら、就学前療育から就学後療育（教育）へのスムーズな移行を図ります。

障がいのある子どもへの支援の充実を図るための協議を行う自立支援協議会を活用するなどして、市福祉担当課、こども発達センター、教育委員会、当事者団体、障がい児相談支援事業所、障がい児通所支援事業所、児童相談所等の関係機関による連携の強化を図ります。

医療的ケアの必要な子どもが適切な支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育などの関係機関による連携を図るための協議の場を設置します。

子育て、教育、療育など子どもに関する総合的な相談ができる窓口を設置し、関係機関が連携しやすい包括的相談支援体制の構築を推進します。

③保育園、幼稚園・認定こども園における支援体制の充実

保育園、幼稚園、認定こども園においては、障がいのある子どものニーズに応じて環境に配慮するとともに、必要に応じて補助教員等を配置しながら、障がいのある子どもの受け入れ体制を整えていきます。

医療的ケアを必要とする子どもが在籍する保育園、幼稚園、認定こども園などに看護師が巡回により訪問しながら医療的ケアを実施します。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
こども発達センター【再掲】	発達に心配のある子どもとその保護者を支援するため、子ども発達相談、個別療育、児童発達支援（にじいろ）、保育所等訪問支援、地域機関支援を行います。	こども発達センター
児童発達支援事業	未就学児に対し、療育支援を行います。	障がい福祉課
医療的ケア支援事業	たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理など、医療的ケアが必要な子どもの療育的ニーズに対応するため、事業者と連携しながら、総合福祉センター内で、児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施します。	障がい事業課
障がい者等喀痰吸引等研修費等補助【再掲】	医療的ケアの必要な人に対し必要な支援を行えるよう、居宅介護事業者へ喀痰吸引等研修に係る費用を一部補助します。	障がい事業課
重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助	医療的ケアを必要とする在宅の障がいのある児童等の通所先を確保するため、放課後等デイサービスを行う事業者に対し、医療的ケアに要する経費の一部を補助します。	障がい事業課

事業名	内 容	担当課
障がい者福祉推進事業（サポートファイルの活用） 【再掲】	<p>相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等で作成されるそれぞれの支援計画等が連携するため、障がいの特性や支援内容を記録して家族や関係機関が情報を共有するための「サポートファイル」の活用を促進します。</p> <p>また、市主催のイベント等でサポートファイルの周知を図ります。</p>	障がい事業課
自立支援協議会の開催	障がいのある子どもへの支援の充実を図るため、福祉担当課、こども発達センター、教育委員会、当事者団体、障がい児相談支援事業所、障がい児通所支援事業所等の関係機関による連携の強化を図ります。	障がい事業課
医療的ケア児支援協議会の開催 【再掲】	医療的ケアの必要な児童やその家族の地域における支援体制を整備するため、医療、保健、福祉等の関係機関と連携を図ります。	障がい事業課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策の充実のため、関係する機関の代表者会議、実務者会議を通じて円滑な情報交換を行い、個別の支援ケースに関してより細やかな支援を行います。	こども家庭支援センター
巡回訪問看護事業	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園・認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。	青少年課 保育幼稚園課 教育センター
子どもの相談体制構築事業	子どもや保護者が気軽に訪れることができる総合的な相談窓口の設置及び関係機関が連携しやすい包括的相談支援体制の構築を推進します。	こども家庭センター

基本施策（2）就学後療育・教育の充実

【現状と課題】

子どもが健やかに育つためには、安心して子育てができる環境を整備することが大切です。

障がいのある子どもに対しては、関係機関が連携し、適切な療育や教育を受ける環境づくりが必要です。

国では、平成28年（2016年）に障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」が義務付けられ、同年12月には、学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布により、高等学校における指導の制度化が進めされました。

平成29年（2017年）3月には、小・中学校の新学習指導要領、続いて4月には特別支援学校小・中学部の新学習指導要領が公示され、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図っていくことなどが示されました。

市では、聴覚障がいのある児童の指導・支援の場所として、「ことばときこえの教室」を設置するとともに、視覚障がいのある児童生徒の指導体制として「千葉県立船橋特別支援学校によるサテライト教室」を設置し、様々な障がいに応じた指導ができるよう体制を整備してきました。

また、令和2年度（2020年度）を計画の始期とする「浦安市教育振興基本計画」及び「浦安市学校教育推進計画」の中でも、特別な教育的支援の提供を含めた一人ひとりの能力に応じたきめ細かな学習指導の推進や、互いの個性を尊重し、多様性を認め合う教育の推進を目指しているところです。

さらに、子育て、教育、療育など子どもに関する総合的な相談ができる窓口の設置を目指し、関係機関が連携しやすい包括的相談支援体制の構築に向けた協議を進めています。

そのような中で、市民アンケート調査では、将来の仕事等のために学齢期に必要だと思う支援として「障がいの特性に応じた療育支援や課題に応じた学習支援」と回答した人は78.1%となっています。

このことから、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸ばせるよう努めるとともに、就学後、さらには就労を見据えた発達段階に応じた継続した支援の充実が必要です。

【取り組みの方向性】

①個に応じた適切で多様な学びの場の充実

通常の学級及び特別支援学級において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本人及び保護者の希望を尊重した上で、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成及び活用に関する助言を行い、きめ細かな指導や支援ができるよう努めます。

障がいの状態に合わせた教育課程を編成し、障がいの状態を意識した特別支援学級等の充実を図ります。

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒の支援の充実を図るため、通級指導教室の拡充や学習支援室の効果的な活用を図ります。

医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する市立小・中学校及び児童育成クラブを看護師が巡回して必要な医療的ケアを実施します。

②特別支援教育の充実

通常の学級及び特別支援学級において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本人及び保護者の希望を尊重した上で、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成及び活用に関する助言を行い、きめ細かな指導や支援ができるよう努めます。

また、校内委員会を設置し、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対する理解を深め、特別支援教育を学校全体で推進します。

知的障がいのある児童生徒の教育的ニーズに対応するため、全小・中学校に特別支援学級の設置を計画的に進めます。

就学の選択肢を広げ、個に応じたニーズに対応するため、県立特別支援学校の誘致に向けて千葉県と協議を進めます。

③教職員の資質・力量の向上

研修会等を通じ、特別支援学級や通常の学級の担任、通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーター、学年・教科支援教員、学習支援室活用推進教員、心身障がい児支援員等の力量の向上を図ります。

また、校内委員会を設置し、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対する理解を深め、特別支援教育を学校全体で推進できるよう特別支援教育コーディネーターの資質向上を図ります。

④学校教育の中での理解の促進

特別支援学級と通常の学級の児童生徒の日常的な交流を基盤とし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科学習等の「交流及び共同学習」を推進します。

「交流及び共同学習」の取り組みをホームページや学校だよりなどを通じて、地域や家庭に発信し、特別支援教育への理解を促します。

本市在住の特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域の小・中学校において交流を図る居住地校交流を支援します。

学習参観の機会を拡充し、地域の人も対象にした地域公開の機会を設けるなど、多くの人が学校教育や特別支援教育に触れ、理解を深められるように取り組みます。

⑤学校設備・教材教具の充実

児童生徒の教育的ニーズに応じて、スロープや多機能トイレ、エレベーターなどの設備や学習環境を整えるとともに、備品等の整備を進めます。

児童生徒の情報活用能力のさらなる向上が図られるよう、ＩＣＴ環境を整備します。

保護者や関係機関と連携をとりながら、障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた教材の種類・内容・質についての充実を図ります。

⑥共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の理念のもと、全校的な支援体制（基礎的環境整備）を整え、障がいの有無にかかわらず、子どもの持てる力を最大限に伸ばす学習環境づくりや個に応じた適切な支援（合理的配慮）の提供を行い、一人ひとりの学びを支える特別支援教育を推進します。

⑦放課後・休日支援の充実

放課後や夏休みなどの休業中に、障がいのある児童に対し、生活能力の向上を図るための訓練や居場所の提供を行うため、放課後等ディサービス事業所の整備を推進します。

児童育成クラブにおいて必要に応じて支援員等を配置し、障がいのある児童の受け入れ体制の充実に努めます。

医療的ケアを必要とする障がいのある児童に対し、生活能力の向上を図るための訓練や居場所の提供を行うため、放課後等ディサービスを行う事業者に対し、医療的ケアに要する経費の一部を補助します。

⑧発達が気になる児童等の支援

発達障がいやその心配のある青少年が、日常生活や社会生活を円滑に送ることができるよう、青少年発達サポートセンターにおいて、相談支援や療育支援、交流事業を行うとともに、研修会を実施するなどして、地域における支援体制の強化を図ります。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
まなびサポート事業	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。また、研修にて通常の学級や特別支援学級の担任、通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター、学年・教科支援教員、学習支援室活用推進教員、心身障がい児支援員等の資質向上を図ります。	教育センター
通級指導教室	特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じたプログラムを組み、個別又は小集団で指導を行い、成長を促します。 視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由のある児童生徒のニーズに応じ、県立特別支援学校の通級指導やサテライト教室、相談会などがありますが、より多くの子どもが通級指導を受けることができるよう巡回校を増やすなどの拡充を図ります。	教育センター
巡回訪問看護事業 【再掲】	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。	青少年課 保育幼稚園課 教育センター
特別支援学級等整備事業	特別な教育的支援の必要な児童生徒が、より身近な場所で適切な指導や支援が受けられるよう、市立小・中学校などに特別支援学級や通級指導教室を整備します。	教育センター
県立特別支援学校誘致事業	就学の選択肢を広げ、個に応じたニーズに対応するため、県立特別支援学校の誘致に向けて千葉県と協議を進めます。	教育政策課
学校施設のバリアフリー化	児童生徒の教育的ニーズに応じて、スロープや多機能トイレ、エレベーターなどを整備し、学校施設のバリアフリー化を進めます。	教育施設課
情報教育推進事業	児童生徒の情報活用能力のさらなる向上が図られるよう、ＩＣＴ環境を計画的に整備します。	指導課

事業名	内 容	担当課
特別支援教育就学奨励費	市内の特別支援学級及び通常の学級に在籍する児童生徒（学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒）の就学に関して、経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。また、通級指導教室利用者には交通費の一部を援助します。	学務課
交流及び共同学習【再掲】	特別支援学級と通常の学級の子どもたちが共に学ぶ機会が得られるよう、交流及び共同学習を計画的に実施します。	教育センター
居住地校交流の推進【再掲】	本市在住の特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域の小・中学校において交流を図る「居住地校交流（県の事業）」を推進していきます。	教育センター
放課後等デイサービス事業	学校在学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立を促進するため、放課後等の居場所を提供します。	障がい事業課 障がい福祉課
児童育成クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や夏休みなどに支援を行います。	青少年課
青少年発達サポートセンター	小学生から25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの心配のある人に、専門性の高い相談や療育支援を行います。また、発達が気になる児童生徒が通学する学校を支援し、連携を図ります。	障がい事業課
子どもの相談体制構築事業【再掲】	子どもや保護者が気軽に訪れることができる総合的な相談窓口の設置及び関係機関が連携しやすい包括的相談支援体制の構築を推進します。	こども家庭センター

基本施策（3）就学・進学支援の充実

【現状と課題】

子どもたちが心豊かに学び、一人ひとりの個性や可能性を伸ばしていくためには、教育的ニーズを踏まえながら、それぞれの能力や状況に応じたきめ細やかな教育や支援に取り組むことが重要です。

国では、平成25年（2013年）9月の学校教育法施行令の一部改正により、従来の就学先決定の仕組みから、障がいのある児童生徒とその保護者の意見を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として就学先を決定する仕組みに改めました。

市では、これまでも教育センターのまなびサポート事業において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学相談を行ってきました。

また、子育て、教育、療育など子どもに関する総合的な相談ができる窓口の設置を目指し、関係機関が連携しやすい包括的相談支援体制の構築に向けた協議を進めています。

今後も、特別な教育的支援を必要とする子どもの持てる力を最大限に伸ばすことができるように学習環境を整え、子どもやその保護者が適切でより良い学校を選択できるように必要な情報を提供していくとともに、本人や保護者の希望を尊重した就学相談に努め、就学後も継続した丁寧な相談を実施することが必要です。

【取り組みの方向性】

①就学相談体制の充実

特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本人及び保護者の希望等を尊重しながら、子どもにとって適切でより良い進路選択ができるような就学相談体制の充実を図ります。

②進路選択の支援

小・中学校修了後の就学に向けて、障がいのある児童生徒及びその保護者の希望を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、より良い進路選択ができるよう努めます。

就学説明・相談会や学校見学会の周知などを実施し、進路選択の機会の充実を図ります。

児童生徒の就学進路先の学校、福祉関係機関等と情報交換や連携を図りながら、児童生徒の状況把握に努めます。

重度障がい者の大学等における修学に必要な身体介護等を提供し、障がい者の社会参加を促進します。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
まなびサポート事業【再掲】	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。また、研修にて通常の学級や特別支援学級の担任、通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター、学年・教科支援教員、学習支援室活用推進教員、心身障がい児支援員等の資質の向上を図ります。	教育センター
重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業	重度の障がいがある方に対して、大学への通学と学内での修学時の身体介護等の支援に要する費用を助成します。	障がい福祉課
子どもの相談体制構築事業【再掲】	子どもや保護者が気軽に訪れることができる総合的な相談窓口の設置及び関係機関が連携しやすい包括的相談支援体制の構築を推進します。	こども家庭センター

基本施策（4）ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実

【現状と課題】

浦安で子どもを産みたい、育てたいと思えるような環境を整えていくためには、出産や子育てに関する不安感や負担感を軽減し、妊娠・出産・子育て支援までの切れ目のない支援体制の充実が必要です。

市では、ライフステージを通じた支援ツールである「サポートファイル」の活用の推進について検討し、必要とする人へ配布するなどして、切れ目のない支援に取り組んできました。

また「青少年発達サポート事業」では、就学後から25歳までの発達障がいや発達に心配のある青少年に対する途切れのない支援の充実を図っています。

さらに、子育て、教育、療育など子どもに関する総合的な相談ができる窓口の設置を目指し、関係機関が連携しやすい包括的相談支援体制の構築に向けた協議を進めています。

今後は、保健・医療・福祉・保育・教育などが連携を図りながら、医療的ケアが必要な児童への支援体制の強化を図る必要があります。

【取り組みの方向性】

①発達段階に応じた支援体制の充実

児童発達支援センターの機能を有する「こども発達センター」を中心に、福祉担当課、教育委員会、当事者団体、障がい児通所支援事業所など、関係者による連携の強化を図ります。

自立支援協議会における協議を重ねながら、ライフステージを通じた途切れのない支援の推進を図ります。

②サポートファイルの活用の推進

各機関での支援計画の作成を推進し、一人ひとりの教育的ニーズや支援内容を記録して家族や関係機関が情報を共有するための「サポートファイル」を活用しながら、就学前療育から就学後療育（教育）へのスムーズな移行や親と子どもの支援体制の充実など、療育及び教育体制の充実を推進していきます。

③医療的ケアが必要な児童への支援体制の推進

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、支援体制の強化について検討を継続します。また、医療的ケア児のコーディネーターの設置についても検討します。

医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校及び児童育成クラブに看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。

たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理など、医療的ケアが必要な子どもの療育的ニーズに対応するため、事業者と連携しながら、総合福祉センター内で、放課後等デイサービスを実施します。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
こども発達センター【再掲】	発達に心配のあるこどもとその保護者を支援するため、こども発達相談、個別療育、児童発達支援（にじいろ）、保育所等訪問支援、地域機関支援を行います。	こども発達センター
青少年発達サポートセンター【再掲】	小学生から25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの心配のある人に、専門性の高い相談や療育支援を行います。また、発達が気になる児童生徒が通学する学校を支援し、連携を図ります。	障がい事業課
自立支援協議会の開催【再掲】	障がいのある子どもへの支援の充実を図るため、福祉担当課、こども発達センター、教育委員会、当事者団体、障がい児相談支援事業所、障がい児通所支援事業所等の関係機関による連携の強化を図ります。	障がい事業課
障がい者福祉推進事業（サポートファイルの活用）【再掲】	相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等で作成されるそれぞれの支援計画等が連携するため、障がいの特性や支援内容を記録して家族や関係機関が情報を共有するための「サポートファイル」の活用を促進します。 また、市主催のイベント等でサポートファイルの周知を図ります。	障がい事業課
医療的ケア児支援協議会の開催【再掲】	医療的ケアの必要な児童やその家族の地域における支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関との連携を図ります。	障がい事業課

事業名	内 容	担当課
巡回訪問看護事業 【再掲】	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。	青少年課 保育幼稚園課 教育センター
医療的ケア支援事業【再掲】	たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理など、医療的ケアが必要な子どもの療育的ニーズに対応するため、事業者と連携しながら、総合福祉センター内で、児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施します。	障がい事業課
子どもの相談体制構築事業【再掲】	子どもや保護者が気軽に訪れることができる総合的な相談窓口の設置及び関係機関が連携しやすい包括的相談支援体制の構築を推進します。	こども家庭センター

基本施策（1）就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進

【現状と課題】

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる社会を実現するためには、総合的に雇用対策を推進することが必要です。

障害者雇用促進法では、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める障がいのある人の割合を法定雇用率以上にする義務があり、国及び地方公共団体では 2.6%、民間企業は 2.3%となっており、令和6年度（2024 年度）以降、段階的に引き上げられる予定となっています。

市では、障害者雇用促進法に基づき、障がいのある人の雇用の促進を図るため、令和2年（2020 年）に「浦安市障がい者活躍推進計画」を策定しました。

また、千鳥地区ワークステーションにおいて、特例子会社や就労継続支援B型などの福祉的就労の場と、就労に係る相談支援を行う就労支援センターを設置し、総合的に障がいのある人の就労支援を行ってきました。

この就労支援センターにおいては、就労相談や職場定着支援、離職者支援等を行うなど、障がいのある人と企業との懸け橋となり、企業が障がいのある人を安心して雇用することができる体制整備を図ってきました。

さらに、市は市役所内にワークステーションを設置し、障がいのある人を雇用しながら、一般就労につながるよう就労支援を行っています。

このような中で、市民アンケート調査では、今後（将来）の就労希望として「働きたい」と回答した人は 29.4%、働くために必要なこととして「障がいに合った仕事である」と回答した人は 22.2%、「勤務時間や日数を調整できる」が 20.3%、「賃金が妥当であること」が 16.3%となっています。

障がいのある人の希望と適性に応じた就労ができるよう、就労支援センターを中心に、地域の就労支援事業所等と連携を図りながら、障がいのある人の就労支援の促進を図るとともに、新たな雇用の創出に向けて、取り組む必要があります。

【取り組みの方向性】

① 就労支援体制の充実と関係機関との連携強化

就労支援センターにおいて、就労相談や職場実習、職場定着支援、離職者支援を行うなどして、障がいのある人と企業との懸け橋となりながら、企業が障がいのある人を安心して雇用できる体制整備を図ります。

市、就労支援センター、就労支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係機関から構成される就労支援ネットワーク会議を開催し、就労支援体制の強化を図ります。

自立支援協議会において、障がいのある人の就労に係る諸問題の解決に向けて協議を行います。

② 障がい者雇用の促進

市内に居住する障がいのある人の雇用や、実習を受け入れた事業主に対し、高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金や障がい者職場実習奨励金を交付するなどして、障がいのある人の雇用拡大を図ります。

市では、引き続き障がいのある人の雇用を積極的に行うとともに、市役所内に設置したワークステーションにおいて、障がいのある人を雇用しながら、就労支援を行います。

企業に対し障がいの特性や障がいのある人の理解を促進し、障がいのある人が継続して就労できるよう、権利擁護センターにおいて、周知啓発を図ります。

短期間雇用やテレワークの活用、農福連携の取り組みなどを参考にしながら、新たな雇用の創出に向けて検討を行います。

重度障がい者の就業中に必要な介護等を提供し、障がい者の社会参加と就業機会の拡大を図ります。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
就労支援センター【再掲】	障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援などを行います。	障がい事業課
就労支援ネットワーク会議の開催	障がいのある人の就労支援体制の強化を図るため、市、就労支援センター、就労支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係機関から構成される就労支援ネットワーク会議を開催します。	障がい事業課
自立支援協議会の開催	障がいのある人の地域生活における課題を解決するため、関係機関から構成される自立支援協議会を定期的に開催します。	障がい事業課
雇用促進奨励金	雇用機会の拡大を図るため、市内に居住する高年齢者及び障がいのある人を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付します。	商工観光課
障がい者職場実習奨励金	雇用機会の拡大を図るため、市内に居住する障がいのある人を職場実習に受け入れた事業主に対し、職場実習奨励金を交付します。	商工観光課
ワークステーション事業（市役所内）	市役所内に設置したワークステーションでは、知的障がいや精神障がいのある人などを会計年度任用職員として雇用し、就労支援を行います。	障がい事業課
障がい者権利擁護センター【再掲】	障がいのある人への虐待及び差別について一体的に相談を受け、適切な支援や保護等を行います。	障がい事業課
重度障がい者等就労支援特別事業	重度の障がいがある方に対して、通勤や職場内においての身体介護等の支援に要する費用を支給する事業です。	障がい福祉課

<浦安市ワークステーション>



基本施策（2）福祉的就労の促進

【現状と課題】

障がいのある人が自立して生活を送るために、重度の障がいがあっても、多様な働き方ができる環境を整備することが必要です。

国では、平成30年度（2018年度）に就労継続支援における賃金・工賃向上の取り組みとして、一般就労への定着実績等に応じた報酬体系を設定するとともに、一般就労に移行した障がいのある人の生活面の支援を行う新たなサービスである「就労定着支援」を創設し、報酬を設定しました。

市では、「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、市における障がい者就労施設等からの物品等の調達を計画的に推進するため、「障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針（以下「優先調達方針」という。）」を策定し、毎年度、調達目標金額を設定しながら、障がいのある人の賃金・工賃向上を図る取り組みを進めてきました。

また、市内の就労支援事業所で構成された「福祉事業体」において共同受注・共同販売を行い、就労の拡大に取り組んでいます。

さらに、市内の就労継続支援を運営する事業者に対し、運営費の一部を補助するなどして、重度障がいのある人の就労の確保に努めています。

このような中で、市民アンケート調査では、就労意欲のある人が希望する就労形態について「企業等で正社員・正職員」と回答した人が48.8%、「企業等で臨時、アルバイト、パート」と回答した人が20.3%となっています。

今後についても、重度障がいのある人の就労先であり、また、特別支援学校の進路先のひとつでもある就労継続支援などの福祉的就労の充実を図るとともに、賃金・工賃向上の取り組みを推進する必要があります。

【取り組みの方向性】

①福祉的就労における就労支援の充実

公共施設内にある喫茶店等を、障がいのある人の働く場として提供するなどして、福祉的就労の場の確保に努めます。

市内の就労継続支援を運営する事業者に対し、運営費の一部を補助するなどして、重度障がいのある人の就労支援体制の充実に努めます。

② 優先調達の推進

優先調達推進方針に基づき、市及び関係機関からの発注の促進に努めるとともに、定期的な販売の機会や販路の拡大を図りながら、引き続き賃金・工賃向上を図ります。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
浦安はたらく場 福祉マップによる情報提供	障がいのある人が働く場を探すことができる福祉マップを、市ホームページなどを活用して情報の提供を行います。	障がい事業課
重度障がい者支援事業所運営費補助【再掲】	重度障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム、短期入所事業を運営する事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行います。	障がい事業課
うらやす市ハンドメイドBOOKの配布	就労施設等の受注・販売を拡大するため、製品や受注業務のカタログを作成し配布します。	障がい事業課
就労支援ネットワーク会議の開催【再掲】	障がいのある人の就労支援体制の強化を図るために、市、就労支援センター、就労支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係機関から構成される就労支援ネットワーク会議を開催します。	障がい事業課
障がい者福祉センター【再掲】	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型、計画相談支援の事業を行います。	障がい事業課
優先調達方針の策定	優先調達推進方針に基づき、市及び関係機関からの発注の促進に努めるとともに、定期的な販売の機会や販路の拡大を図りながら、引き続き工賃向上に向けた取り組みを推進します。	障がい事業課

基本施策（1）安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化

【現状と課題】

近年、気候変動による台風の大型化や集中豪雨の頻発化、近い将来に発生が指摘されている大規模地震など、自然災害のリスクが高まっています。

このような中、障がいのある人や高齢者、乳幼児などへの防災施策において、特に配慮を要する人（以下「要配慮者」という。）は、ひとりで身の安全を確保し、避難行動に移ることが容易ではないことから、周囲に暮らす地域住民等が安否確認を行いながら避難行動を支援する必要があります。

国では、平成25年（2013年）6月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成を義務付けることなどが規定され、その後、令和3（2021年）年5月の災害対策基本法等の一部を改正する法律により、市町村における個別避難計画の作成が努力義務化されました。

市では、市内福祉サービス事業所と福祉避難所の協定を締結するなどして、災害時における要配慮者の支援体制について整備を図ってきました。

このような中で、市民アンケート調査では、災害時の備えとして「準備をしていない」と回答した人は34.1%となっており、準備をすることができない理由としては、「何を準備すればいいか分らない」が44.2%、災害発生時に困ることや不安なことでは「自宅で避難してみたいが、水や食料が入手できるかどうか」が41.5%、「薬や医療的ケア（人工呼吸器や吸引器等）が受けられるかどうか」が30.0%、「災害の発生や被災状況を知る方法」が28.4%となっています。

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、多様な主体が協力して助け合えるよう、防災意識の向上と知識の普及・啓発を図る必要があります。

また要配慮者が避難を行う福祉避難所においては、市内福祉サービス事業所などと連携を図りながら、必要な物資や機材の備蓄を図ります。

【取り組みの方向性】

① 災害時要配慮者の支援体制の充実

障がいのある人にとって一番身近な存在である相談支援専門員や介護支援専門員などの支援体制の強化とともに、地域住民間や自治会等のコミュニケーションの構築を図り、障がいのある人を含めた要配慮者への安否確認及び個別避難計画を作成するなど、防災と福祉が連携した共助の仕組みづくりに取り組みます。

聴覚障がいや視覚障がい、内部障がいなど、外見からでは支援が必要であることが分かりにくい人や、意思表示が難しい人などが、災害時に支援が必要であることを伝えられるよう、「災害時要配慮者用バンダナ」の配布を継続します。

② 福祉避難所の機能強化

災害時において要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、市内福祉サービス事業所などと連携しながら福祉避難所の体制整備を図ります。

福祉避難所が円滑な運営を行うことができるよう、定期的に訓練を実施します。

福祉避難所における必要な物資・器材は、個別避難計画などをもとに、各福祉避難所の避難者の受け入れ人数やその避難者の状態像などを踏まえ、調達・確保を行います。

災害時において要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した福祉サービス事業所に物資や器材の配布を行います。

災害時において要配慮者の福祉避難所における生活を適切に支援できるよう、「災害時における要配慮者の介護支援に関する協定」を締結し、災害時における福祉人材の確保に努めます。

災害時において要配慮者が福祉用具を必要とした時に使用できるよう、「災害時における福祉用具等の供給に関する協定」を締結し、ベッドや車いすなどの福祉用具の供給ルートを確保します。

③防災意識の向上の推進

災害時において迅速かつ適切な避難行動をとることができるよう、避難所や福祉避難所の機能・運営について、広く市民に周知啓発を行います。

防災講演会等を通じて、支援者及び要配慮者双方の防災意識の向上に取り組みます。

市庁舎及び関係施設の防災訓練に障がいのある人の避難誘導訓練を取り入れて実施します。

市民の防災意識の向上を図るため、市総合防災訓練を開催します。

④緊急時の連絡体制の充実

聴覚や言語等に障がいのある人が、火災や緊急時に、消防車・救急車の出動要請を行うことができるよう、緊急通報システムの利用を促進します。

重度の障がいのある人が安心して生活できるよう、緊急時支援事業の利用登録を促進します。

聴覚や言語に障がいのある人が、緊急時に自らの意思を伝えることができるよう、「ヘルプカード」の利用促進を図ります。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
災害時要配慮者支援事業	<p>災害発生時の安否確認や救助、避難誘導、加えて日頃の見守り支援が行える体制を整えるため、災害時要支援者名簿の登録・更新を行いながら、避難支援などに必要な範囲において民生委員や自主防災組織へ名簿を交付します。</p> <p>また、個別避難計画の作成に取り組みます。</p>	社会福祉課 障がい福祉課
災害時要配慮者用バンダナの配布	外見からは支援が必要であることが分からない障がいのある人や意思表示が難しい人が、災害時に支援が必要であることを伝えることができる災害時要配慮者用バンダナを配布します。	障がい事業課
自主防災組織育成事業	災害に備える住民の自主的な組織を育成するため、防災研修会の開催及び自主防災組織が行う事業や資機材等を購入した際の費用の一部を補助し、活動の支援を行います。	危機管理課
福祉避難所避難訓練の実施	災害時において福祉避難所が円滑な運営を行うことができるよう、定期的に避難訓練を実施します。	障がい事業課 高齢者福祉課
福祉避難所支援事業	市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した民間の事業者へ、福祉避難所に備蓄する物資や器材等の配布を行います。また、福祉避難所となっている市内の公共施設へ物資や器材等を備蓄します。	障がい事業課 高齢者福祉課
総合防災訓練	市民の防災意識の向上を図るため、市総合防災訓練を開催します。	危機管理課
救急医療情報キットの配布 【再掲】	聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に救急隊員が駆けつけたとき、緊急連絡先や医療情報を伝え、迅速で適切な救命活動ができるよう「救急医療情報キット」の利用促進を図ります。	障がい事業課 障がい福祉課 高齢者福祉課 健康増進課
緊急通報システムN E T 119	聴覚や言語等に障がいのある人等が、携帯電話（スマートフォンを含む。）のインターネット通信機能を用いて、消防指令センターへ救急車や消防車の出動要請が出来るシステムを運用します。	消防本部警防課
緊急時支援事業 【再掲】	障がいのある人やその家族からの緊急の通報を受けた際に、その人の居宅に支援員等を派遣し、支援や見守りを行います。	障がい事業課

基本施策（2）安全・安心に暮らすことができる防犯体制の強化

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安全・安心に暮らすためには、地域の防犯体制の強化を図る必要があります。

近年、全国的に刑法犯認知件数は減少傾向にあり、本市においても、過去10年で最も多かった平成24年（2012年）では2,688件でしたが、令和4年（2022年）は928件となっています。

市では、平成17年（2005年）に「安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」を制定し、地域住民の身近な場で発生する犯罪の未然防止と、市民一人ひとりの防犯意識や地域防犯力を向上させるとともに、市民や事業者、市がそれぞれの適切な役割のもと、相互連携の強化を図り、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進してきました。

今後においては、多様化する犯罪に対応するため、市民の更なる防犯意識の向上に努めるとともに、地域の防犯力を高めるため、警察や自治会・PTAなどの関係団体と連携強化が必要です。

消費者トラブルについては、未然に防止し、障がいのある人も安全で安心できる消費生活の実現に向けて取り組む必要があります。

【取り組みの方向性】

①関係団体との連携・協力による防犯力の強化

自治会やPTA等と連携を図りながら、地域の防犯力の強化を図ります。

防犯活動を行う団体に対し、物資や防犯パトロールカーの貸出しを行うなどして、地域防犯活動の支援を行います。

②安全で安心できる消費生活の実現

障がいのある人が消費者としての利益の擁護が図られるよう、相談、啓発、情報提供などを行います。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
防犯パトロール活動の支援	防犯パトロールの活動を行う団体に対し、物資の無償貸与を行うとともに、防犯パトロールカーや防犯パトロールバイクの貸出しを行います。	市民安全課
消費生活啓発事業	障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、相談、啓発、情報提供などを行います。	消費生活センター

基本施策（3）歩行空間・公共施設等のバリアフリーの推進

【現状と課題】

急速に高齢化が進展する中で、高齢者や障がいのある人をはじめ、あらゆる人たちが様々な活動に参加できる環境づくりが必要です。

国では、建物のバリアフリー化を推進するため、平成6年（1994年）に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊建築物の建築の促進に関する法律」が施行され、また、移動手段の確保のため、平成12年（2000年）に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。

このような中で、移動と利用の一体的なバリアフリー化を進めるため、平成18年（2006年）に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」が施行されました。

千葉県においては、誰もが住みよいやさしいまちづくりを推進するため、平成8年（1996年）に「千葉県福祉のまちづくり条例」を施行しました。

市では、令和元年（2019年）12月に浦安市総合計画を策定し、基本目標のひとつとして「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ」を掲げ、道路や公共施設などのバリアフリー化に努めることとしたところです。

このような中で、市民アンケート調査では、外出のために必要なこととして「道路の段差解消や歩道整備」及び「多機能トイレの設置」と回答した人が16.7%、「建物内へのスロープやエレベーターの設置」が13.9%など設備のバリアフリー化を求める声が挙がっています。

したがって、障がいのある人や高齢者を含め、誰もが暮らしやすい生活環境の実現に向けて、安全で快適なやさしい歩行空間や公共施設等になるよう、引き続き、バリアフリー化を推進することが必要です。

【取り組みの方向性】

①安全で快適な道路環境の整備

バリアフリー法及び千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、安全で快適なやさしい道路環境を整備するため、道路のバリアフリー化を推進します。

安全で快適な歩行空間を確保するため、自転車走行指導帯を整備するなど、道路環境の改善や交差点の改良に取り組むとともに、放置自転車対策に努めます。

音響信号の設置については、必要に応じて千葉県公安委員会に要望していきます。

道路の安全性・快適性の向上を図るため、障がいのある人に配慮した歩行空間の整備に向けて取り組みます。

②安全で快適な公共施設の整備

公共施設の新築や改修の際は、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮します。

③誰にもやさしい公共交通の充実

鉄道駅やバス停留所等のバリアフリー化を図るとともに、点字案内や音声発生装置等の設置について、事業者に働きかけます。

駅利用者の安全性の向上を図るため、鉄道事業者や関係機関との連携・協力により、市内3駅におけるホームドアの設置を促進します。

おさんぽバスを運行し、障がいのある人や高齢者などの外出を支援するとともに、おさんぽバスがさらに活用され、魅力ある市民の足となるよう、地域の実情に合った運行ルートの実現などに取り組みます。

バス事業者がノンステップバスを導入した際の費用の一部を補助するなどして、バスのバリアフリー化を推進します。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
自転車走行指導帯等の整備	自転車利用者が安全で快適に通行できるよう自転車走行指導帯等の自転車通行環境の整備を進めます。	市民安全課
鉄道駅へのホームドア設置の促進	鉄道利用者のホームでの安全性を確保するため、引き続きＪＲ京葉線新浦安駅・舞浜駅及び東京メトロ浦安駅へのホームドアの早期整備を要望していきます。	都市計画課
コミュニティバス事業	ノンステップバスを使用した「おさんぽバス」を運行し、障がいのある人や高齢者などの外出を支援します。また、地域の実情に合った運行ルートの実現などに取り組みます。	都市計画課
浦安市バス利用促進等総合対策事業補助	バス事業者が実施するノンステップバスの導入に係る費用の一部を補助し、バスのバリアフリー化を促進します。	都市計画課
公園トイレ整備事業	バリアフリートイレを含む公園トイレの設置及び改修を行う	みどり公園課

基本施策（1）こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進

【現状と課題】

スポーツや文化・芸術活動などへの社会参加は生活を豊かにし、地域とのつながりを強めるものであることから、積極的に促進していく必要があります。

こうした活動を広げるためには、障がいのある人が、これらの活動に参加しやすい環境を整備することが必要です。

市では、平成 22 年度（2010 年度）に、日頃からスポーツを楽しみ、豊かなスポーツを通して、市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに明るく健康であることを願い「生涯スポーツ健康都市」を宣言しました。その中で、市民が身近なところで自分に合ったスポーツを生涯にわたり楽しめるよう、継続的な活動の普及と意識の向上に努めてきました。

また、地域に根差した文化の更なる振興と活用をめざし、平成 30 年度（2018 年度）に「浦安市文化政策基本方針」を策定しました。

このような中で、市民アンケート調査では、文化活動やスポーツ、レクリエーションを「している」と回答した人の 27.2%に対して「ほとんど参加しない」と回答した人は 64.4%となっており、その理由としては、「興味があるものがない」と回答された人が 31.4%、「どのような活動があるかわからない」と回答された人が 30.3%となっています。

障がいのある人が、スポーツや文化・芸術活動を通じて社会参加を図るためにには、これらの活動の情報提供を行うことが必要です。

また、障がいのある人もない人も、ともに活動することを通じて、お互いの理解が深められるよう、障がいのある人が、スポーツや文化・芸術活動に参加しやすい環境を整備することが必要です。

【取り組みの方向性】

①身近な地域における余暇活動の推進

社会との交流の促進を図るため、障がいの特性に合わせた地域活動支援センターを設置し、創作活動や生産活動の機会の提供を行います。

余暇活動等に参加することができる環境を整備するため、タクシーやバス運賃の助成を行うとともに、移動支援事業等の充実を図ります。

②文化・スポーツ・芸術活動の充実

障がいのある人が参加しやすい講座やサークル活動などの実施を働きかけます。

市主催の各種イベントなども、障がいのある人が参加しやすい配慮・工夫を行い、参加を促進します。

市内特別支援学級の児童生徒が、日ごろの学習成果を発表する機会を提供するとともに、他校の鑑賞を通じて、児童生徒の個々の能力の伸長を行います。

障がいのある人のスポーツの普及や場の確保など、障がいのある人のスポーツ活動を促進するとともに、千葉県が主催する「障害者スポーツ大会」への参加を呼びかけます。

千葉県が設置する「障害者芸術文化活動支援センター」と連携を図りながら、障がいのある人の芸術文化活動の振興を図ります。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
地域活動支援センター経営事業費補助【再掲】	地域活動支援センターを運営する事業者を対象に、事業に要する経費の一部の補助を行います。	障がい事業課
身体障がい者福祉センター【再掲】	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練（機能訓練）、地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。その中で、喀痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供します。	障がい事業課

事業名	内 容	担当課
ソーシャルサポートセンター【再掲】	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型、訪問看護、計画相談支援の事業を行います。その中で、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供を行います。	障がい事業課
発達障がい者等地域活動支援センター【再掲】	発達障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅠ型事業のサービスを実施します。その中で、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供を行います。	障がい事業課
障がい者アート展	文化芸術活動を通じた障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることができる障がい者アート展を開催します。	障がい事業課
移動支援事業【再掲】	障がいのある人が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ヘルパーによる移動（外出）の支援を行います。	障がい事業課 障がい福祉課
公民館活動（きぼう青年学級）	就労する知的障がいのある人の余暇支援・交流事業として「きぼう青年学級」を開催します。	公民館
チャレンジド・スポーツ	障がいのある方がやってみたいスポーツを取り入れ、運動遊びや障がいの程度に合わせて身体を動かし、健康で生きがいのもてる生活を送れるよう、スポーツ体験会を開催します。	公民館
はっぴい発表会の開催	市内特別支援学級の児童生徒が、日ごろの学習成果を発表するとともに、他校の鑑賞を通じて、児童生徒の個々の能力の伸長を行います。	教育センター

基本施策（2）自主的活動の促進

【現状と課題】

障がいのある人の自立と社会参加を支援する施策を推進していくためには、障がいのある人の意見を反映できるような環境を整えることが大切です。

市では、東野パティオ内に整備した地域福祉センターを障がい者団体の活動の場として開放するとともに、障がい者団体の活動に係る費用の一部を補助するなどして、障がいのある人の自主的活動を促進しています。

また、「自立支援協議会」においては、障がいのある人やその保護者からも様々な意見をいただきながら、障がいのある人の地域生活における課題や取り組みについて協議を進めているところです。

自らの障がいや疾病等の経験を持ち、その経験を生かしながら、同じ課題や環境を持つ方への支援を行うことは、安心感や自己肯定感を得られることにもつながります。

そのため、障がいのある人及びその保護者、障がいのある人のきょうだい等への活動を行う団体に対しても、支援していくことも必要です。

当事者団体のヒアリングでは、団体活動の課題として、「会員の減少、高齢化が進んでいる」、「新規加入の促進が難しい」などの意見が多くありました。また、それにより、「当事者同士が気軽につながる機会が減少している」、「家族同士が日常の会話の中で相談や情報交換できる機会が減っている」という意見もあり、団体活動は転換期を迎えています。

障がいのある人の自主的な活動が活性化していくことは、障がいのある人自身にとっても、本市の障がい者施策にとっても意義があるため、障がいのある人やその家族が意見を発信する機会を確保するとともに、団体などへの加入の促進と自主的活動の支援に努める必要があります。

【取り組みの方向性】

①障がい者団体の支援・育成

障がい者団体等の育成を図りながら、その自主的活動の側面的支援を行います。

各団体の活動の周知等の支援を行います。

各障がい者団体、社会福祉法人や民間事業所等との懇談・意見交換の場を必要に応じて設け、情報共有や連携の強化を図ります。

②意見を発信できる機会の確保

自立支援協議会をはじめとする会議等で、障がいのある人やその家族が意見を発信する機会を確保します。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課
障がい福祉団体事業費補助 【再掲】	障がい福祉団体が行う事業に要する費用を一部補助します。	障がい事業課
事業の後援（支援団体の後援） 【再掲】	障がいのある人を支援する市民活動団体などが講演会やイベントを行う際に、市民への周知を図るなど、側面的支援を行い、事業の後援を行います。	障がい事業課
リフト付き大型バス事業	福祉団体等に車いすのまま乗車できるリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出します。	障がい事業課
自立支援協議会の開催	障がいのある人を含め、関係者間で情報交換を行い、相互理解の醸成を図ります。	障がい事業課

<スマイル号>



第2編

障がい福祉計画

障がい児福祉計画

1 成果目標及び活動指標

項目 1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針（考え方）

- ・令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

市の考え方

○国の基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	成果目標
地域移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数 55人のうち、令和8年度末までに 6.0%（4人）以上の人を地域生活に移行する。
施設入所者数の削減	令和4年度末時点の施設入所者数 55人のうち、令和8年度末までに 5.0%（3人）以上減らし 52人以下にする。

【目標達成のための取り組み】

施設入所等から地域生活への移行には、障がいのある人の希望に応じて、ひとり暮らしや家族との暮らし、共同生活援助（グループホーム）での暮らしなど、多様な住まい方を支援するとともに、日常的な相談支援や日中における活動の支援、緊急時の対応など、総合的に支援できる体制づくりが必要です。

市では、令和2年（2020年）11月に東野パティオ内に地域生活支援拠点の機能を有する共同生活援助（グループホーム）や短期入所（ショートステイ）などの多機能拠点を設置し、施設入所者等の地域への移行を包括的に支援する体制を整備しました。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域生活支援拠点の機能強化を図るとともに、東野パティオ内に整備したグループホームの体験利用を積極的に活用するなどして、障がいのある人の地域移行を積極的に推進します。

また、重度の障がいのある人の住まいの場を確保するため、共同生活援助（グループホーム）を整備する事業者に対し、整備に係る費用の一部を補助するなど、計画的に共同生活援助（グループホーム）の整備を行います。

さらに障がいのある人が希望する暮らしを実現するとともに、居住の安定を確保するため、住宅セーフティネットの構築に取り組みます。

国の基本指針（考え方）

- ・精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上及び65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における退院率に關し、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院6か月時点の退院率については84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

市の考え方

○市では、精神に障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを送れるよう、関係機関と連携を図りながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

○国の基本指針に基づき、千葉県が算出した本市の「令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は31人となっています。本市のサービスの実績や地域の実情を踏まえながら、精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるために必要な障害福祉サービスの見込み量を設定し、その確保に取り組みます。

【目標達成のための取り組み】

精神障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを送るためにには、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の支え合い、教育などが包括的に確保されることが必要です。そのためには、障害福祉サービスや住まいなど、計画的に地域の社会基盤を整備するとともに、市や障害福祉サービス事業者等が、精神障がいのある人の地域生活に関する相談に応じられるよう、関係機関による協議の場を通じて、連携を図りながら支援体制を構築する必要があります。本市においては、令和2年（2020年）11月に精神障がいのある人の生活を地域全体で支える包括的な支援体制を構築するため、東野パティオ内に共同生活援助（グループホーム）や短期入所（ショートステイ）など、地域生活支援拠

点の機能を有する多機能拠点を整備したところです。

今後は、多機能拠点と基幹相談支援センターが連携を強化し、地域における関係機関が分担して機能を担う「面的整備」を行いながら、地域生活支援拠点の機能の更なる充実に努めます。

また、精神障がいのある人は、将来ひとり暮らしを希望し、就労や日中活動の場における相談支援等を利用されることが多いことから、住宅セーフティネットの構築に向けた検討を庁内関係各課で行います。

さらに、共同生活援助（グループホーム）を整備する事業者に対し、施設整備に係る費用を一部補助するなどして、計画的にグループホームを整備し、障がいのある人の住まいの場の拡充に努めます。

保健・福祉等の関係者の協議の場である自立支援協議会などを活用するなどして、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を進めます。

項目	活動指標
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年4回以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上実施

項目3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針（考え方）

- ・地域生活支援拠点等について、令和8年度末までの間、各市町村において整備するとともに、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・強度行動障がいを有する者に関し、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

市の考え方

○障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、地域の体制づくりなどの居住支援のための機能を有し、地域生活支援拠点の中核を担う多機能拠点を、令和2年（2020年）11月に東野パティオ内に整備しました。今後は、地域生活支援拠点の機能の充実を図るため、自立支援協議会を活用するなどして、毎年、運用状況の検証・検討を行います。

【目標達成のための取り組み】

地域生活支援拠点の機能を有する共同生活援助（グループホーム）及び短期入所（ショートステイ）の多機能拠点と、基幹相談支援センターを中心に、障害福祉サービス事業所等と連携し、面的整備を行いながら、障がいのある人の地域生活を支える仕組みを促進します。

また、地域生活支援拠点の機能強化を図るため、自立支援協議会などを活用するなどして運用状況を検証・検討し、地域の実情に合わせた支援体制を構築します。

さらに、強度行動障がいのある方の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を促進します。

項目	成果目標
機能検証の実施回数	毎年度、運用状況の検証・検討を実施
地域生活支援拠点に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに1人配置
地域生活支援拠点登録事業所数	令和8年度：80事業所

項目4

福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針（考え方）

- ・一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍以上にする。
うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31倍以上
就労継続支援A型を通じた移行者数：1.29倍以上
就労継続支援B型を通じた移行者数：1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業利用者を令和3年度の1.41倍以上にする。
- ・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を2割5分以上とする。

市の考え方

○国の基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	成果目標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※1を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.28倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【令和3年度実績】8人 【令和8年度目標】13人以上
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.31倍以上 【令和3年度実績】7人 【令和8年度目標】10人以上
	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.29倍以上 【令和3年度実績】1人 【令和8年度目標】2人以上
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.28倍以上 【令和3年度実績】0人 【令和8年度目標】1人以上
就労定着支援事業利用者数	就労定着支援事業の利用者数 令和3年度実績の1.41倍以上 【令和3年度実績】36人 【令和8年度目標】51人以上
就労定着率※2	就労定着支援事業の就労定着率※2 【令和8年度目標】就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

※1 「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」をいう。

※2 過去6年間の就労定着支援の総利用者数のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月末満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう

【目標達成のための取り組み】

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活が送れる社会を実現するためには、総合的に雇用対策を推進することが必要です。

このような中で、事業主には、従業者の一定割合（法定雇用率）以上の障がい者雇用が義務付けられ、民間企業では2.3%、国や地方公共団体は2.6%以上の障がいのある人を雇用する必要があり、令和6年度（2024年度）以降、段階的に引き上げられる予定となっています。

また、障がいのある人が企業等に就職をした後に、職場環境や仕事内容、人間関係等が要因で退職する人も少なくないことから、多様な雇用の場を創出するとともに、職場定着支援等の相談機能の充実も求められています。

このような中で、千鳥地区のワークステーションでは、特例子会社や就労継続支援B型などの福祉的就労の場と、就労に係る相談支援を行う就労支援センターを設置し、総合的に障がいのある人の就労支援を行っています。

この千鳥地区ワークステーションにおいては、障がいのある人の雇用の場や就労支援の場として機能の充実を図るとともに、就労支援センターでは、就労相談や職場実習、職場開拓、職場定着支援、離職者支援等を行うなど、障がいのある人と企業との懸け橋となり、企業が障がいのある人を安心して雇用することができる体制整備を図ります。

また、市内に居住する障がいのある人を雇用する事業主に対し、高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金や障がい者職場実習奨励金を交付するなどして、障がいのある人の雇用の促進を図ります。

さらに、市では引き続き、障がいのある人の雇用を積極的に行うとともに、市役所内ワークステーションにおいて、障がいのある人が一般就労に繋がるよう就労支援を行います。

項目5

障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本的指針（考え方）

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ・各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

市の考え方

○国の基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	成果目標
協議の場の設置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する
コーディネーターの配置	医療的ケア児等に関するコーディネーター1人配置
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	令和8年度：27人

【目標達成のための取り組み】

障がいのある児童が健やかに育つためには、地域で安心して子育てをすることができる環境の整備が必要です。その環境の整備のひとつとして、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関を確保することなどが求められています。

市では、中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターの機能を有する「こども発達センター」を設置し、子どもの発達に係る個別療育や集団療育を実施するとともに、保育園及び幼稚園等を訪問しながら、保育園等の職員に対して集団生活に適応するための支援方法等の指導を行う保育所等訪問支援を行っています。

こども発達センターにおいては、引き続き、子どもの発達に係る個別療育や集団療育、保育所等訪問支援を行うとともに、地域の児童発達支援及び放課後等デイサービス、教育センター等と連携を図りながら、地域の療育支援体制の充実に努めます。

また、重度の障がいや医療的ケアを必要とする児童に対しては、児童発達支援センターの機能を有することも発達センターを中心に療育支援を行います。

さらに、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理など、医療的ケアを必要とする児童の地域生活を支援するため、自立支援協議会等を活用するなどして、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関が連携する場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置についても検討を行います。

医療的ケアを必要とする児童の療育ニーズに対応するため、事業所と連携しながら、総合福祉センター内で、児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施します。

本市では核家族化が進展する中で、子育て家庭においては、日頃から相談したり、不安を分ちあえるような地域等との繋がりが希薄化し、子どもの発達に課題や不安を抱える保護者が増えていることから、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングを活用した支援体制についても検討を行います。

国の基本指針（考え方）

- ・令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

市の考え方

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」では、総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制強化の取り組み、後方支援、住宅入居等支援を行うなどして、地域の相談支援体制の強化を図ります。
- 市が委託する相談支援事業所を設置し、障がい種別に応じた専門的な相談支援体制を整備します。
- 更なる相談支援体制の機能強化を図るため、自立支援協議会を活用するなどして、相談支援体制の検証・評価を行います。
- 障がいのある人が有している様々な経験や情報を活かし、障がいのある人の目線に立った相談支援を行う身体障がい者相談員・知的障がい者相談員を設置し、きめ細やかな相談支援を行います。
- 自らが障がいや疾病等の経験を持ち、その経験を生かしながら、同じ課題や環境を持つ人への支援を行うことにより、安心感や自己肯定感が得られることから、障がいのある人及びその保護者、障がいのある人のきょうだい等への活動についても支援を行います。
- 複合化・複雑化した課題や、制度の挟間で支援の届かない課題に対し、的確に対応することができるよう、包括的な相談支援体制のあり方について検討します。

【目標達成のための取り組み】

基幹相談支援センターでは、困難な事例の対応や地域の相談支援事業所の後方支援、関係機関との連携会議や事例検討会等の開催等により相談支援事業所の人材育成を行うなど、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、市が委託等を行う、障がい者福祉センターや身体障がい者福祉センター、ソーシャルサポートセンター、青少年発達サポートセンター、発達障がい者等地域活動支援センターⅠ型などにおいて、障がい種別に応じた専門的な相談支援を行います。

また、更なる相談支援体制の機能強化を図るため、自立支援協議会を活用するなどして、基幹相談支援センターを含め、運営状況を検証・検討しながら、地域の実情に合わせた相談支援体制を構築します。

障がいのある人が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で障がいのある人の目線に立った相談支援を行う身体障がい者相談員・知的障がい者相談員を設置し、きめ細やかな相談支援を行います。

障がい福祉課、基幹相談支援センター、相談支援事業所、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員、地域包括支援センター等が相互に連携を図りながら、地域の相談支援体制の強化に努めます。

地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な相談支援体制のあり方について検討を行います。

自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行います。

項目	活動指標
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年2件以上実施
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年3件以上実施
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	年2回以上
自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	年1回以上

項目 7

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針（考え方）

- 各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

市の考え方

- 地域生活支援事業である移動支援や日中一時支援及び相談支援については、定期的に集団指導及び実地指導を行いながら、サービスの質の向上に努めます。
- 市内で事業を展開する社会福祉法人については、定期的に指導監査を行うなど、適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ります。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや、東野パティオ内に整備した地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点については、自立支援協議会等を活用するなどして、運営状況を検証・検討しながら、サービスの質の向上に努めます。
- 医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人などに対して、専門的な対応が行えるよう、地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点を中心に、専門的な対応を行うことができる体制整備や人材の育成を行います。
- 市職員については、障害福祉サービス等に係る研修その他研修会へ参加し、職員の能力・技術の向上に努めます。

項目	成果目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	令和8年度：12人

【目標達成のための取り組み】

利用者一人ひとりの利用ニーズに的確に対応できるよう、質の高いサービスが安定的に提供されることが求められています。

地域生活支援事業のうち市事業である移動支援や日中一時支援については、毎年度、集団指導を実施するとともに、定期的に実地指導を行ながら、サービスの質の向上に努めます。

市内で事業を展開する社会福祉法人については、各種法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行いながら、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、3か年に1回、実地で指導監査を行います。

障害福祉サービス事業所については、市や千葉県等が開催する研修会へ事業所職員の参加を促すとともに、障害福祉サービス事業所を対象とした説明会や自立支援協議会等を活用し、障害福祉サービス事業所へ情報提供を行うなどして、サービスの質の向上に努めます。

また障害福祉サービス事業所に対し、定期的に第三者評価機関による評価を受けるよう、普及啓発を行います。

さらに医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人に対し、専門的な対応を行うことができるよう、障害福祉サービス事業所等と連携を図りながら、支援体制の構築を図るとともに、専門的な対応ができる人材の育成を行います。

加えて、市職員については、障害福祉サービス、虐待防止・権利擁護、社会福祉新任研修などの研修会に計画的に参加し、職員の能力・技術の向上に努めます。

2 障害福祉サービス等の見込み量と確保策

1 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護（者・児）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護（者）	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅や病院等で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護（者・児）	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護（者・児）	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援（者・児）	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

※表中の「（者）」は「障がい者」、「（児）」は「障がい児」であり、それぞれが利用できるサービスです。

【サービス見込み量（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実人数	188	189	190	192
	時間数	3,751	3,770	3,796	3,824
重度訪問介護	実人数	10	10	10	10
	時間数	3,534	3,552	3,576	3,603
同行援護	実人数	23	23	23	23
	時間数	318	320	322	324
行動援護	実人数	7	7	7	7
	時間数	317	319	321	323

※重度障害者等包括支援については、利用ニーズや市全体の社会資源等の状況を踏まえ、重度訪問介護等により支援を行うなどのことから、サービス利用の見込みは無いものとします。

【見込み量を確保するための方策】

障がいのある人が、入所及び入院をする施設や病院から地域での生活に移行するためには、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスの果たす役割は、ますます重要になることが予想されます。

障がいのある人が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を送るためには、訪問系サービスの利用ニーズに応じたサービス量の確保が必要となります。

今後においては、障害福祉サービス事業者と連携を図りながら、サービスの提供基盤の整備を行うとともに、障害福祉サービス事業所を対象とした事業者説明会を活用するなどして、訪問系サービスの質の向上を図ります。

特に、行動援護及び同行援護については、市内の障害福祉サービス事業所や介護サービス事業所、新たな事業者の事業参入について促進を図ります。

また、従業者に住宅手当を支給している障害福祉サービス事業所に対し、従業員の住宅に係る費用の一部を補助するなどして、人材の確保や離職防止に努めます。

さらに、居宅介護事業所の従事者が、医療的ケアを必要とする人の支援を安全に行えるよう、喀痰吸引等研修の受講に要する費用の一部を助成するなどして、人材の確保とサービスの質の向上に努めます。

2 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護（者）	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）（者）	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練（生活訓練）（者）	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
就労選択支援（者） ※令和7年 10月1日実施予定	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、面談等を通じて本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。
就労移行支援（者）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（者）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供する就労継続支援A型事業と雇用契約を結ばない就労継続支援B型事業があります。
就労定着支援（者）	一般就労へ移行した人に、就労や就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方が対象）
療養介護（者）	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所（者・児）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込み量（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実人数	188	189	190	192
	延人日	3,848	3,867	3,894	3,923
うち、重度障がい者の生活介護	実人数		60	61	61
自立訓練 (機能訓練)	実人数	2	2	2	2
	延人日	32	32	32	33
自立訓練 (生活訓練)	実人数	9	9	9	9
	延人日	83	83	84	85
うち、精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	実人数		3	3	3
就労選択支援	実人数		41	41	42
就労移行支援	実人数	69	69	70	70
	延人日	1,157	1,163	1,171	1,180
就労継続支援 (A型)	実人数	71	71	72	72
	延人日	1,384	1,391	1,400	1,411
就労継続支援 (B型)	実人数	215	216	218	219
	延人日	3,506	3,523	3,548	3,574
就労定着支援	実人数	39	39	39	40
療養介護	実人数	7	7	7	7
短期入所(福祉型)	実人数	83	83	84	85
	延人日	410	412	415	418
うち、重度障がい者の短期入所(福祉型)	実人数		5	5	5
短期入所(医療型)	実人数	3	3	3	3
	延人日	8	8	8	8
うち、重度障がい者の短期入所(医療型)	実人数		3	3	3

【見込み量を確保するための方策】

生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービスは、身辺の自立や就労等を目指した訓練を行うとともに、地域における社会参加を促進する重要な障害福祉サービスです。

市では、令和2年（2020年）8月に東野パティオ内に生活介護事業所や、発達に障がいのある人の創作活動の場である地域活動支援センターI型を整備するとともに、同年11月には地域生活支援拠点の機能を有する短期入所（ショートステイ）も整備しました。

今後においても、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、東野パティオ内に設置した地域生活支援拠点の機能を有する多機能型拠点や、基幹相談支援センターを中心に、地域生活支援拠点の機能強化を図ります。

また、重度障がいのある人に支援を行う事業所に対し、運営費の一部を補助するなどして、重度の障がいがあっても、安心して日中活動系サービスを利用利用することができる環境を整備します。

さらに、短期入所事業所を運営する事業者に対し、運営費の一部を補助するなどして、自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、短期入所を利用することができる環境を整備します。

そして、就労支援センターを中心に、地域の就労支援事業所等と連携を図りながら、障がいのある人の就労支援の促進を図るとともに、新たな雇用の創出を行います。

3 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助(者)	障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等を利用していいた障がいのある人で、ひとり暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うための助言や医療機関等との連絡調整など、適時適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）(者)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要がある方には、介護サービスも行います。
施設入所支援(者)	施設に入所する人に、夜間や休日における、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込み量（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実人数	2	2	2	2
うち、精神障がい 者の自立生活援助	実人数	2	2	2	2
共同生活援助	実人数	131	132	133	134
うち、精神障がい 者の共同生活援助	実人数	54	54	55	55
うち、重度障がい 者の共同生活援助	実人数		4	4	4
施設入所支援	実人数	55	54	53	52

【見込み量を確保するための方策】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、障がいのある人の希望に応じた住まいの場の確保が必要です。

市では、共同生活援助（グループホーム）を整備する事業者に対し、国や千葉県の補助金等の活用を促すとともに、重度障がいのある人や強度行動障がいのある人なども利用できる共同生活援助（グループホーム）についても整備促進を図ります。

また、小規模な共同生活援助（グループホーム）を運営する事業者に対しては、運営に係る費用の一部を補助するなど、安定的な運営ができるよう側面的支援を行います。

さらに、重度障がいのある人に支援を行う共同生活援助（グループホーム）の運営事業者に対し、運営費の一部を補助するなどして、重度の障がいがあっても、安心して共同生活援助（グループホーム）を利用することができる環境を整備します。

施設入所者については、地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点などを最大限に活用しながら、計画的に地域移行が図られるように努めます。

4 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援 (者・児)	障がいのある人が障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡、調整、モニタリングを行います。
地域移行支援(者)	施設入所や入院等をしている障がいのある人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援(者)	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【サービス見込み量（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人数	229	230	232	233
地域移行支援	実人数	1	2	2	3
うち、精神障害者の地域移行支援	実人数	1	1	1	1
地域定着支援	実人数	3	3	3	3
うち、精神障害者の地域定着支援	実人数	3	3	3	3

【見込み量を確保するための方策】

障がいのある人が住み慣れた地域で希望する生活を送るためには、身近な地域で相談を受けることができる環境づくりが必要です。

現在、障害福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画を作成することができる計画相談支援事業所は不足しているため、計画相談支援事業所に対しては、運営費の一部を補助するなどして、市内の計画相談支援事業所の拡充を図ります。

基幹相談支援センターが市の中核的な相談機関として、地域の相談支援事業所をバックアップするなどして、基本相談支援の機能強化を図ります。

また、計画相談支援事業所の質の向上を図るために、定期的に集団指導及び実地指導を実施するなどして、サービスの質の向上に努めます。

5 障がい児支援

【事業の概要】

事業名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際の利用計画の作成から、利用後のモニタリングを一定期間ごとに行うなどの支援を行います。
児童発達支援	障がいのある未就学児に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障がいのある子どもが通う保育所等に訪問し、子どもや職員に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいのある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【事業の量の見込み（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	実人数	163	164	165	166
児童発達支援	実人数	244	245	247	249
	延人日	2,107	2,117	2,132	2,148
放課後等デイサービス	実人数	363	365	367	370
	延人日	3,914	3,933	3,961	3,990
保育所等訪問支援	実人数	43	43	44	44
	延人日	54	54	55	55
コーディネーターの配置	実人数	0	0	0	1

※居宅訪問型児童発達支援については、利用ニーズや市全体の社会資源等の状況を踏まえ、サービス利用の見込みは無いものとします。

【見込み量を確保するための方策】

障がいのある児童が地域で健やかに育つためには、保護者等が安心して子育てをすることができる環境を整備することが大切です。

未就学の障がいのある児童に対し療育等を行う児童発達支援や、就学中の障がいのある児童に対する放課後等デイサービスについては、利用ニーズが年々増加傾向にあることから、その利用ニーズに対応するため、サービス量の適正な確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

また、「浦安市子ども・子育て支援総合計画」と連携を図りながら、児童発達支援センターとしての機能を持つ「こども発達センター」を中心に、早期療育と障がい児支援体制の充実を図ります。

さらに、重度の障がいや医療的ケアを必要とする児童の利用ニーズにも対応した環境の整備を図ります。

6 地域生活支援事業

(1) 必須事業

【事業の概要】

事業名	内 容
理解促進研修・啓発	障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を地域住民に対して行います。
自発的活動支援	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、基幹相談支援センター及び相談支援事業所と連携を図り、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人が確保できる体制の整備及び市民後見人の活用も含め、法人後見の活動を支援するための研修等を行います。
意思疎通支援	障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人に対し、手話通訳や要約筆記を行うなどして、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等	障がいのある人に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修	手話意思疎通支援を行う人の養成を行います。
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター	障がいのある人に相談支援事業を総合的に行うとともに、機能訓練、社会適応訓練、創作活動の機会、食事、入浴サービスなどを提供します。

【事業の量の見込み】

<必須事業>

事業名	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施
相談支援事業				
障害者相談支援	5か所	5か所	5か所	5か所
基幹相談支援センター	実施（1）	実施（1）	実施（1）	実施（1）
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業（実人数） ※実利用件数	16件	16件	16件	16件
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (利用件数／月)	36件 (手話28件) (要約8件)	36件 (手話28件) (要約8件)	36件 (手話28件) (要約8件)	37件 (手話29件) (要約8件)
手話通訳者設置事業	1か所2人	1か所2人	1か所2人	1か所2人
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	9件	9件	9件	9件
自立生活支援用具	15件	15件	15件	15件
在宅療養等支援用具	42件	42件	42件	43件
情報・意思疎通支援用具	18件	18件	18件	18件
排泄管理支援用具	1,983件	1,992件	2,006件	2,021件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2件	2件	2件	2件
手話奉仕員養成研修事業（実人数） ※養成講習修了人数	18人	18人	18人	18人
移動支援事業	実利用者数	447人	449人	452人
	延利用見込時間	46,193時間	46,423時間	46,743時間
地域活動支援センター機能強化事業	3か所	3か所	3か所	4か所

【見込み量の確保及び事業を実施するための方策】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、地域の実情に応じて柔軟に対応することのできる地域生活支援事業が重要です。障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるため、研修会や講演会を開催するなどして、周知啓発に努めるとともに、障がいのある人と地域住民等が相互理解を深められるよう地域活動を支援します。

地域の相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターの機能強化を図り、自立支援協議会などを活用しながら検証を行います。

障がいのある人の権利を擁護するため、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、申立てに係る費用を助成するとともに、市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修会を開催します。

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいがある人に対し、意思疎通支援を行うため、市役所内に手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

障がいのある人の日常生活の利便を図るため、日常生活用具の給付を行います。

手話で意思疎通支援を行う人を養成するとともに、手話言語等の普及啓発を図ります。

障がいがある人の社会参加を促進するため、移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行います。

障がいのある人の創作活動や、生産活動の提供、社会との交流の促進を図るため、地域活動センターの機能強化を図ります。

(2) 任意事業

【事業の概要】

事業名	内 容
日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がいのある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

【事業の量の見込み（年間）】

<任意事業>

事 業 名		令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	年間利用時間	150,780	151,530	152,574	153,726
	実利 이용자数	442	444	447	451
訪問入浴サービス事業	年間利用回数	470	470	470	470
	実利用者数	6	6	6	6

【見込み量を確保するための方策】

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を送るためには、地域の実情に応じて柔軟に対応することのできる地域生活支援事業は重要です。

その中でも、日中一時支援事業は、障がいのある人の家族等の一時的な休息を支援する必要な事業であり、訪問入浴サービス事業は、重度の障がいのある人がいつまでも在宅生活を送るために必要であることから、利用ニーズに応じたサービスが提供できるよう体制整備を図ります。

また日中一時支援事業については、毎年度、集団指導を実施するとともに、定期的に実地指導を行いながら、サービスの質の向上を図ります。

7 地域生活支援促進事業

【事業の概要】

事業名	内 容
障害者虐待防止対策支援事業	障がいのある人への虐待を防止するための連携体制の整備や啓発活動を行います。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用促進のため、普及啓発事業を行います。
発達障害児等及び家族等支援事業	ペアレントメンターの養成や、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ピアサポートの推進及び青少年の居場所作り等を行い、発達に障がいのある人及びその家族に対する支援体制を構築します。
重度訪問介護利用者の大学就学支援事業	重度の障がいがある方に対して、大学への通学と学内での修学時の身体介護等の支援に要する費用を助成します。
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	重度の障がいがある方に対して、通勤や職場内においての身体介護等の支援に要する費用を支給します。
特別促進事業	市内において、一般的の歯科診療所を受診することが難しい障がい者・児に対し歯科診療を実施する。

事 業 名	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者虐待防止対策支援事業	実施	実施	実施	実施
成年後見制度普及啓発事業	実施	実施	実施	実施
発達障害児等及び家族等支援事業	実施	実施	実施	実施
重度訪問介護利用者の大学就学支援事業	実施	実施	実施	実施
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	実施	実施	実施	実施
特別促進事業	実施	実施	実施	実施

【事業を実施するための方策】

障がい者虐待を防止する取り組みとして、相談支援事業所などの関係機関との連携強化や、市民や福祉サービス事業所等への周知啓発は重要です。

市では、障害者差別解消法の施行を受けて、市独自の「障がい者差別解消推進条例」を制定し、障がい者虐待と差別を一体的に対応する「障がい者権利擁護センター」を設置しました。

権利擁護センターにおいては、障がい者虐待に係る相談及び対応を行うとともに、関係機関との連携の強化や、市民や福祉サービス事業所に対し周知啓発を図るなどして、障がい者虐待の未然防止に努めます。

成年後見制度については、普及啓発を積極的に行いながら、制度の利用促進を図ります。

青少年発達サポートセンターを設置し、ペアレントトレーニングや青年期の居場所を提供するなど、発達障がいのある児童及びその保護者に対する支援体制の構築を図ります。

健康センター内の障がい者歯科診療所と連携を図り、障がい特性から、市内の歯科診療所において、治療や検診を受けることが難しい方の支援を促進します。

大学就学支援事業及び就労支援特別事業については、必要に応じて関係機関と連携を図り、事業を実施します。

資料編

1 浦安市障がい者福祉計画策定経過

委員会等	開催日／場所	協議内容
第1回 浦安市障がい者 福祉計画策定 委員会	令和5年7月6日（木） 市役所4階S2～4会議室	(1) 浦安市障がい者福祉計画について （目的・構成・スケジュール等） (2) 国の基本指針について (3) 市の現状について (4) 当事者・事業者アンケート調査について
第2回 浦安市障がい者 福祉計画策定 委員会	令和5年9月21日（木） 東野パティオ第3・4会議室	(1) 障がい者福祉計画（骨子案）について (2) 浦安市障がい者福祉計画に係る進捗状況について
第3回 浦安市障がい者 福祉計画策定 委員会	令和5年11月9日（木） 東野パティオ第3・4会議室	(1) 障がい者福祉計画（素案）について (2) パブリックコメントの実施について
第4回 浦安市障がい者 福祉計画策定 委員会	令和6年1月11日（木） 市役所4階S2～4会議室	(1) 障がい者福祉計画（最終案）について (2) パブリックコメントの結果について
第5回 浦安市障がい者 福祉計画策定 委員会	令和6年2月29日（木） 東野パティオ第3・4会議室	(1) 障がい者福祉計画（確定版）について

2 浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 浦安市障がい者福祉計画（令和3年度～令和8年度）の後期計画（令和6年度～令和8年度）（以下「本計画」という。）の策定をするため、浦安市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

- 2 委員長は、浦安市自立支援協議会（以下「協議会」という。）会長が兼任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、協議会副会長が兼任し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、市長が指名した者をもって充てる。

(掌握事務)

第3条 委員会は、本計画の策定に関する事項を協議する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、会議を招集する。

- 2 委員長は、前項の規定に代えて、メール等の電子的な方法を用いて行うことができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出を求め又は委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求めることができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報については、その職を退いた後も、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障がい事業課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(この要綱の失効)

第10条 この要綱は、本計画の策定が終了する日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

3 浦安市障がい者福祉計画策定委員会委員会員名簿（敬称略）

NO	団体名・所属名等	氏名	備考
1	和洋女子大学	高木 憲司	委員長
2	社会福祉法人パーソナル・アシスタントとも	矢富 恭子	副委員長
3	千葉商科大学	和田 義人	委員
4	浦安手をつなぐ親の会	田口 創一郎	委員
5	浦安市視覚障害者の会「トバーズクラブ」	川口 信満	委員
6	浦安市聴覚障害者協会	小林 弘樹	委員
7	浦安市身体障害者福祉会	相馬 茂	委員
8	浦安市肢体不自由児・者親の会「どっこらしょ」	齊藤 みゆき	委員
9	いちょうの会	荒井 敏子	委員
10	浦安市自閉症協会	神谷 澄子	委員
11	社会福祉法人敬心福祉会	大島 佐登子	委員
12	社会福祉法人佑啓会	堀金 兼太郎	委員
13	社会福祉法人千楽	三澤 朋洋	委員
14	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	興松 龍一	委員
15	一般社団法人こども共生会	中島 展	委員
16	社会福祉法人なゆた	佐藤 貴士	委員
17	NPO法人発達わんぱく会	小田 知宏	委員
18	株式会社舞浜コーポレーション	中澤 尊史	委員
19	浦安市社会福祉協議会	榑林 元樹	委員
20	千葉県弁護士会京葉支部	田中 知華	委員
21	民生委員児童委員協議会	吉田 和枝	委員
22	医療法人社団城東桐和会	筒井 伸哉	委員
23	介護給付費等の支給に関する審査会	宮崎 淳子	委員
24	千葉県市川健康福祉センター	今村 洋二	委員
25	千葉県立市川特別支援学校	福島 和樹	委員
26	福祉部長	高梨 誠二	委員
27	こども発達センター	斎藤 誠	委員
28	教育センター	佐瀬 久代	委員

4 その他委員会

○浦安市自立支援協議会

(1) 目的

障がいのある人等が自立した地域生活を営むことができるよう、より一層の地域基盤の整備・推進が求められていることから、様々な地域の課題等について整理し、課題の解決に向けた対応をしていくための協議の場として設置する。

(2) 設置年月日

平成19年4月1日

(3) 設置根拠

浦安市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として、浦安市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の障がい者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善にすること。
- (2) 障がい者福祉計画の進捗にすること。
- (3) 基幹相談支援センター等の事業についての検証及び評価にすること。
- (4) 地域生活支援拠点の検証及び評価にすること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(委員の定数及び構成等)

第3条 委員の定数は、概ね20人以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が指名する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関

- (5) 障がい者団体・当事者
 - (6) その他市長が必要と認める者
- (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、会議を招集し、及び会議の議長になる。
 - 4 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(部会)

第6条 協議会は、第2条に掲げる協議事項を円滑に処理するため、次の部会を置く。

- (1) 地域生活支援部会
- (2) 権利擁護部会
- (3) 就労支援部会
- (4) こども部会

2 部会は、会長の指名する者をもって構成する。

(意見の聴取)

第7条 協議会及び部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会及び部会の会議は原則公開とする。ただし、個人情報等に関する事項等を審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(個人情報の保護)

第9条 協議会及び部会の委員及び出席者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）の各規定を厳守するほか、協議会で取り扱った個人情報等秘密を漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障がい事業課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(4) 委員名簿（敬称略）

NO	団体名・所属名等	氏 名	備 考
1	和洋女子大学	高木 憲司	会長
2	社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも	矢富 恭子	副会長
3	社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも	武内 瑞季	委員
4	千葉商科大学	和田 義人	委員
5	浦安手をつなぐ親の会	田口 創一郎	委員
6	浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ	川口 信満	委員
7	浦安市聴覚障害者協会	小林 弘樹	委員
8	社会福祉法人敬心福祉会	大島 佐登子	委員
9	社会福祉法人敬心福祉会	高松 美幸	委員
10	社会福祉法人佑啓会	堀金 兼太郎	委員
11	社会福祉法人千楽	三澤 朋洋	委員
12	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	興松 龍一	委員
13	社会福祉法人なゆた	佐藤 貴士	委員
14	株式会社徳正	渡邊 麻衣子	委員
15	株式会社舞浜コーポレーション	中澤 尊史	委員
16	浦安市社会福祉協議会	榑林 元樹	委員
17	中核地域生活支援センターくらっち	和田 千鶴子	委員
18	千葉県立市川特別支援学校	福島 和樹	委員
19	福祉部	高梨 誠二	委員
20	こども発達センター	斎藤 誠	委員
21	教育センター	佐瀬 久代	委員

5 用語説明

あ

アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも求める場所や情報に簡単にたどり着け、利用できること。

医療的ケア

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為。

医療的ケア児に対するコーディネーター

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター。

インクルーシブ教育

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けること。

か

緊急時支援事業

24時間365日体制で、障害のある方、または同居するご家族等から緊急の通報を受けた場合に、その方の居宅に支援員を派遣し、緊急受け入れを行うもの。

高機能自閉症

社会性、コミュニケーション、こだわり等の行動面に障がいを持つ自閉症のうち、知的な遅れを伴わないもの。

高次脳機能障がい

脳の一部が損傷を受けたことで脳に生じた後遺症のこと。記憶障がいや注意障がいといった認知障がいや、社会的な行動障がいなどをきたす。

合理的配慮

行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うにあたり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取り組みであり、その実施に伴う負担が過重でないもの。

さ

在宅医療

通院困難者に対して、医師、看護師などの医療職が生活の場へ訪問して提供する医療。疾病治療だけでなく、保健、福祉も視野に入れ看取りまで支える医療。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、地域住民が自主的に結成する組織。

市民後見人

専門職や社協以外の人で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体や後見関連団体等が行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所から選任された一般の市民による後見人。

住宅セーフティネット

住宅セーフティネット法第8条に基づき、高齢者、障がい者や子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅のうち、一定の規模及び設備などを備えたものを登録する制度。平成29年10月25日施行。

ジョブコーチ

職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業は、障害者の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適応を図るもの。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝機能）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬（視覚障がい者のための「盲導犬」、肢体不自由者のための「介助犬」、聴覚障がい者のための「聴導犬」）の訓練事業者及び使用者の義務を定めるとともに、身体障がい者が公共施設で公共交通機関等を利用する場合において、補助犬を同伴することができるようにするための法律。平成15年10月から全面施行されている。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事又は指定都市の市長が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がいのある人の社会復帰の促進及び自立、社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人に対して各種の支援策が講じられる。

た

多機能拠点

地域生活支援拠点の機能の一部を集約した東野地区複合福祉施設居住棟の「グループホーム、短期入所」部分。

地域活動支援センター

障がいのある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関。

地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施した上で相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることが要件。

地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、市町村等の創意工夫により実施される事業。相談支援事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業などがある。

地域包括支援センター

高齢者の総合相談業務を中心に、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などがチームアプローチにより、高齢者を含めた地域住民が安心して暮らし続けることができるよう、必要な支援を行い、地域包括ケアを推進する拠点。

千葉県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある人々をはじめとして、すべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくりあげることを目指し、その具体的な実現へ向けて、高齢者や障がいのある人々などが安全かつ快適に利用しやすい施設を整備のために努力することなどが決められた条例。平成 27 年 4 月 1 日施行。

通級

小・中学校の通常の学級に在籍している言語障がい、難聴、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠如/多動性障がい）等の児童生徒に対して、各教科の指導は主として通常の学級で行いつつ、一人ひとりの障がいに応じた特別の指導（「自立活動」及び「教科の補充指導」）を特別な教育の場で行う教育形態。

デイジー図書

デジタル録音図書の国際標準規格。視覚障がい等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発された。1 枚の CD にカセットテープ約 50 巻分の録音が可能。

特別支援学級

①知的障がい者②肢体不自由者③身体虚弱者④弱視者⑤難聴者⑥その他障がいのあるものに対して、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別な教育課程を作成し、小集団の中で適切な指導及び必要な支援を行う学級。

特別支援学校

障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な地域技能を授けることを目的とする学校。

特定健康診査

医療保険者が40～74歳の加入者を対象として、毎年度計画的に実施するメタボリックシンドロームに着目した検査項目による健康診査。

な

内部障がい

身体障害者福祉法に定める、体の内臓の障がい。同法では心臓機能障がい、腎臓機能障がい、肝臓機能障がい、呼吸機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの7つを規定している。

難病

①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。現在、国・県では、333の疾病が難病として指定されている。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。

農福連携

障がいのある人などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。農福連携に取り組むことで、障がいのある人の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある取り組みとして、近年、全国各地において、様々な形で取り組みが行われている。

は

8050問題

「80代」の親が「50代」の子どもを経済的に支える必要がある状態を指す。背景には「引きこもり」問題など、複合的な課題との関連が指摘されている。

発達障がい

発達障害者支援法における「発達障がい」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠如/多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活を送る上で妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（Free）するという意味。建物や道路等の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多く、より広く、社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ペアレントプログラム／ペアレントトレーニング

子育てに取り組む両親（養育者）が、その役割を積極的に引き受けていくことができるよう、親（養育者）と子どもを支援するために開発されたもので、発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。

補装具

障がい者については、職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、障がい児については、将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として、それぞれ使用されるもので、義肢、車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置などがある。

や

要約筆記

音声で話されている内容を正確に聞き取り、要点をつかんで短い文にまとめ、その内容を紙に書いて提示したり OHP 等を使って投影したりして、文字で伝えるもの。

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無、性別、国籍などにかかわらず、様々な違いをこえてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもの。

5

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付され、相談・指導等各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、千葉県では 6 段階に区分されている。

A

ADHD（注意欠如/多動性障がい）

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。単調な作業が長時間できない、忘れっぽい、些細なミスをする、考えずに行動する、落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の行動がみられる。

I

ICT

情報通信技術。PC だけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。「IT（情報技術）」にコミュニケーション（C）の要素を含めたもの。

LLD（学習障がい）

Learning Disabilities の略。全般的な知能水準や身体機能に障がいはみられないが、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障がいの総称。

S
SNS

Social Networking Service の略。インターネットを使って、人と人のコミュニケーションを行うためのサービス。

浦安市障がい者福祉計画

発行 令和 6 年 3 月

企画・編集 浦安市 福祉部 障がい事業課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号

TEL : 047-351-1111 (代表) FAX : 047-355-1294

メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp

計画は、市ホームページからもご覧いただけます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律等の一部を改正する 法律の施行に関する政省令事項について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

2 - ① 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

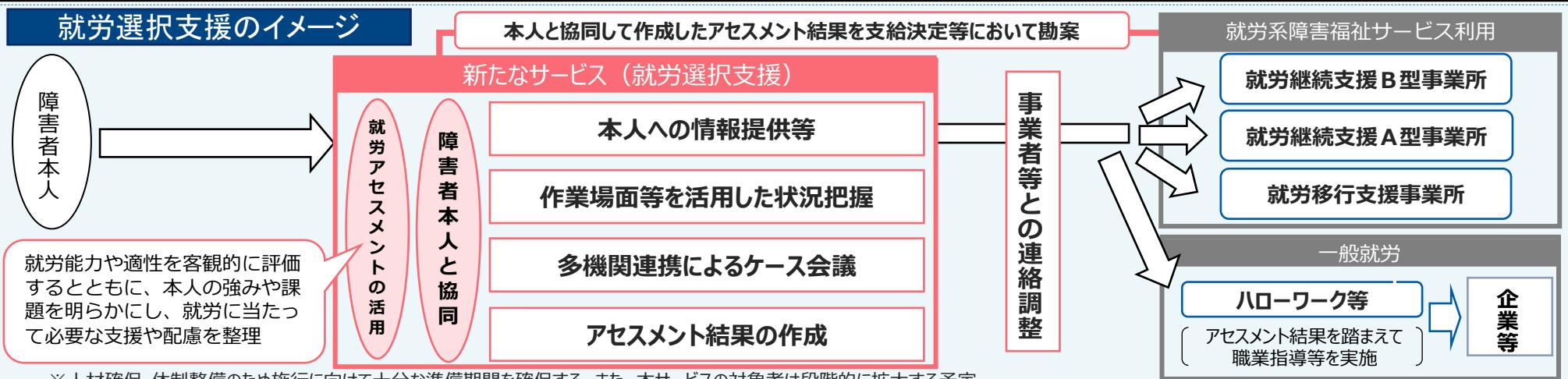
現状・課題

令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労
- 障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。
- 就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

見直し内容

- 就労選択支援の創設（イメージは下図）
 - 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、**就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する**（障害者総合支援法）。
 - ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施するものとする**（障害者雇用促進法）。
- 就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用
 - 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合（※）に、**その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける**（障害者総合支援法）。（※）省令で規定
- 雇用と福祉の連携強化
 - 一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する**（障害者総合支援法）。



就労選択支援の創設についての政令事項・省令事項

概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就効能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

※ 障害者部会報告書（令和4年6月）を踏まえ、サービスの利用期間は、概ね2週間（最大でも2か月）程度とする

法の条文

第五条（略）

※ 第13項を新設

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして①主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の②主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の③主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

施行期日（案）

令和7年10月1日

省令の具体的な内容（案）①

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

省令の具体的な内容（案）②

①本人と協同して確認した就労選択支援を利用する障害者の

- ・障害の種類及び程度
- ・就労に関する意向
- ・就労に関する経験
- ・就労するために必要な配慮及び支援
- ・就労するための適切な作業の環境

②その他適切な選択のために必要な事項

省令の具体的な内容（案）③

- ・障害福祉サービス事業を行う者、特定相談支援事業を行う者、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、教育機関、医療機関その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整
- ・地域における障害者の就労に係る社会資源、障害者の雇用に関する事例等に関する情報の提供及び助言
- ・その他の必要な支援

※ 支給決定期間は1か月又は2か月で市町村が定める期間とする

※ 市町村は、支給要否の決定に当たり、当該申請に係る障害者が就労選択支援を利用している場合には、その評価及び整理の結果について、勘案する

※ 就労継続支援B型を利用する意向を有する者は、令和7年10月以降、利用申請前に、原則として、就労選択支援を利用することとする。ただし、同様のアセスメントが実施されている場合や本人の事情（障害特性や病状など）等により就労選択支援の利用に困難を伴う場合を考える。